

平成 2 9 年度外部評価

自 己 評 価 書

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

平成 2 9 年 6 月

千 葉 大 学



## 目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	4
	第2章 教育内容	12
	第3章 教育方法	31
	第4章 成績評価及び修了認定	39
	第5章 教育内容等の改善措置	54
	第6章 入学者選抜等	58
	第7章 学生の支援体制	73
	第8章 教員組織	82
	第9章 管理運営等	94
	第10章 施設、設備及び図書館等	98
	第11章 自己点検及び評価等	104



## I 現況及び特徴

### 1 現況

#### (1) 法科大学院（研究科・専攻）名

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

#### (2) 所在地

千葉県千葉市

#### (3) 学生数及び教員数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学生数 56 名

専任教員数 22 名（うち実務家教員 3 名）

### 2 特徴

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻（千葉大学法科大学院。以下「本研究科」という。）は、平成 16 年 4 月に、主として首都圏において市民生活を支える法曹養成のための教育を行うことを目的として開設された。本研究科は、1 学年 40 名の小規模法科大学院であることを活かして、充実した高い水準の法曹教育を目指している。

本研究科は、紛争の法的解決を提供する法律実務が、いわば医療と同様に仁術であることを踏まえて、日々の現実の中にある法律問題の公正な解決を図るために、法を創造的かつ柔軟に用いることができる能力を有する人材を養成し、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家を輩出することを理念としている。これを実現するために、本研究科では以下のような特徴ある教育体制をとっている。

第 1 に、徹底した少人数教育を行っている。法律基本科目の授業は、1 学年（定員 40 名）を二分して 1 クラス 20 名に編成する方法によることを原則とし、その他の授業科目においても少人数の受講者に対して教育を行っている。

第 2 に、基礎から応用への積上げ方式の科目配置を行い、その中でも基本科目の教育を重視している。法学既修者を受け入れた 2 年次においても、基本七法分野の授業科目を多く配置し、その判例・学説上の重要論点について双方向的・多方向的授業により思考力・分析力を鍛え上げている。

特に、法学未修者については、中核をなす必修科目群に加えて、1 年次向けの導入的・補習の科目である選択必修科目第 3 群があり、複層的かつ多段階的に法律基本科目の学修を支えている。これらを通じて、司法試験合格率などにおいて、顕著な実績を残してきた。

第 3 に、法律実務の基礎的能力を涵養するため、2 年次に民事及び刑事の実務基礎科目として 3 科目を配した上で、3 年次には、法律事務所において実習を行う「エクスターンシップ」及び模擬法廷を用いた「刑事模擬裁判」を必修科目として配置し、千葉県弁護士会所属の弁護士教員その他の実務家教員による、密度の濃い教育を行っている。

第 4 に、一般市民の生活に深く関わる法分野の教育を重視している。特に「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法基礎」、「土地・住宅法」、「消費者法」、「少年法」及び「ジェンダーと法」の 7 科目については、選択必修科目第 1 群として、2 科目の履修を義務付けており、これにより市民生活を支える法曹の養成という本研究科の目的に即した教育を行っている。

これらの教育体制は、学生に対して厳しい学習上の努力を要求するものであるが、本研究科においてこれを可能としているのは、学生の教室外学習を支える施設・設備と、厳しい授業に耐えるために学生をサポートする体制である。

すなわち、まず施設・設備面の特徴として、365 日・24 時間を通じて使用可能な学生自習室の存在がある。そこには全学生の固定座席があり、本研究科専用の法科大学院図書室や情報検索室とも隣接している。

他方、学生サポートとしては、5～10 名程度の学生を 1 クラスとしてサポートするクラス担任制度を中心として、多数の教員が随時学生の相談に応じている。

かくして、学生・教員間に人格的な触れ合いを持つことができた本研究科の学生は、修了後も司法試験において一定の成果を挙げ、全国で法曹などとして広く活躍している。

## II 目的

1 「千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院）は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成を目的とする。その人材とは、柔軟な法的思考能力を有し、知的能力の高さに加えて、社会正義の実現に貢献する気構えを持ち、弁護士として最先端の法分野で活躍する場合にも、また裁判官あるいは検察官として公に奉仕する立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家である。本研究科は、この理念を『生きている一人ひとりのために』とも表現する。」（本研究科「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」より）

2 このようにアドミッション・ポリシーで表現されている法曹像は、「柔軟な法的思考能力」に代表される知的能力を持つとともに、「常に生活者の視点を忘れない」「『心』ある」という人間味に溢れる価値観を共有し、それに基づいて「社会正義の実現に貢献する」強い意志を有する法曹の姿である。つまり、現代社会における実務法曹に期待される知・情・意の三要素を含めて、全人的教育としての法曹養成を行うことが本研究科の目的であり、こうした法曹こそが本研究科の養成しようとする法曹像である。

かかる法曹像の具体例としては、一般市民に身近な位置にある事務所で勤務する弁護士があげられるが、もとよりそれにとどまらず、最先端の法分野に携わる法曹を含めて、生活者の視点から法律実務に携わるあらゆる法律家が含まれる。実際、本研究科の修了生のなかには、多数の裁判官・検察官がおり、こうした理念に基づいた活動をしている。要するに、首都圏に多数ある法科大学院の中で、特に国立大学に置かれた法科大学院として、市民法曹の育成に軸足を置くところに、本研究科が担うべき役割があると考えられる。

3 本研究科が入学定員 40 名という小規模校であることは、上記の目的を達成する上で重要な意味を持っている。すなわち、学生の「柔軟な法的思考能力」を養うために本研究科が採用している「基本重視の教育」とは、法令が定める法制度、その解釈・運用の成果である判例及び学説について、単にこれを記憶して再現できるようにすることではなく、その背後にある発想・論理などを学生が体得できるまで、徹底して考えさせることであり、そのためには双方向的・多方向的授業における厳しいやり取りが重要な意味を持つ。このような授業を可能にするのは、学生と教員間の強い信頼関係である。

かかる信頼関係は、小規模校であるという客観的な条件のみならず、教員と学生、さらには学生相互が真摯に向き合う努力によっても支えられている。これは、授業時間における指導のほか、ウェブ授業情報による学習支援、オフィスアワー、クラス担任制度、オリエンテーション、学生間の意見交換などの仕組みが複合的に機能することによって可能となっている。

このように、本研究科には、少人数法科大学院という環境のもとで、学生が教員を信頼するだけでなく、教員も学生を信頼できる土壌があることに特徴がある。自習室の 24 時間使用が可能であるのも、このような信頼関係に基づき、学生が院生会を組織して自習室を自主的に管理しているためである。

4 本研究科では千葉県弁護士会の全面的協力を得て、法律実務基礎教育を実施することが可能になっており、このことも、上記目的を達成するために重要な意味を持つ。すなわち、本研究科では、学生が法律事務所において法律実務の実習を行う科目である「エクスターンシップ」を、同弁護士会所属の多数の弁護士の協力により、必修科目として開講している。この実習は、現実社会の中に生起する法的紛争を学生が初めて目の当たりにするとともに、その解決のために奔走する弁護士教員の姿を目にすることによって、「心」ある法律家の姿に共感し、「社会正義の実現に貢献する」強い意志を再確認する機会となっている。また、こうした千葉県弁護士会との良好な関係は、司法試験合格後の修了生の就職支援にも結び付いている。

5 本研究科は、平成 22 年度入学者から入学定員を 10 名減員した際にも、3 年コース（法学未修者）の入学定員（15 名）はそのまま維持し、同コースの入学定員が全体の入学定員に占める割合は 37.5%となっている。それは、多様な学問的・社会的背景を持つ学生が集い、様々な社会経験に根ざした豊かな発想を自由闊達に交換する

ことが、本研究科の教育目的に合致するという判断に基づいている。

### Ⅲ 章ごとの自己評価

このⅢの内容は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「法科大学院評価基準要綱平成16年10月（平成29年3月改定）」における「Ⅱ 基準及び解釈指針」各章の定めに従って、本研究科に関する自己評価を行うものである。《添付資料 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「法科大学院評価基準要綱」平成16年10月（平成29年3月改定）4頁以下》

本研究科では、平成29年に入試制度を改正し、同年度に実施する平成30年度入試から新入試制度を実施することとしており、同時に、この入試制度改革に合わせて、平成29年3月に研究科規程を改正し、平成29年度以降の入学生（平成29年度の2年コース〔法学既修者〕入学生を除く）に新しいカリキュラム（以下「新カリキュラム」という。）を適用している。他方で、平成28年度以前入学生（3年コース及び2年コース）、及び平成29年度2年コース入学生には、上記改正前の規程に基づくカリキュラム（以下「旧カリキュラム」という。）を適用している。以上の結果、平成29年度在学中の学生のうち、3年コース1年次学生には新カリキュラムが（原級留置学生を除く）、2年コース2年次学生学生（平成29年度入学生を含む）及び3年次学生には旧カリキュラムが、それぞれ適用されている。

このような現況の下、カリキュラムについては新旧いずれについても自己評価の対象とし、入試制度については主として新入試制度を対象とする。

#### 第1章 教育の理念及び目標

##### 1 基準ごとの分析

###### 1-1 教育の理念及び目標

###### 基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

（基準1-1-1に係る状況）

###### （1）教育の理念及び目標の設定

本研究科は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の前半部分において、「千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院）は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成を目的とする。その人材とは、柔軟な法的思考能力を有し、知的能力の高さに加えて、社会正義の実現に貢献する気構えを持ち、弁護士として最先端の法分野で活躍する場合にも、また裁判官あるいは検察官として公に奉仕する立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家である。本研究科は、この理念を『生きている一人ひとりのために』とも表現する。」と宣言し、育成を目指す法曹像として、第一に、法を創造的に用いることのできる法曹人材であること、第二に、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家であること、の二点を掲げている。《別添資料1 本研究科パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために（2017-2018）」〔以下「パンフレット」という。〕14頁》《別添資料2 千葉大学大学院入学者受入れの方針〔専門職学位課程〕》

このうち第一点は、産業社会の成熟や急速な国際化のもとで、複雑さを増す現代社会の中で新たに生じる紛争に対して、法という手段を用いて解決を生み出す能力を備えた人材を意味している。新しい問題領域への法の適用においては、そこで何が問題となっているかを法的視角から分析し、正確な専門的法律知識に基づき、柔軟で粘り強い思考力によってその解決への道筋を発見していかなければならない。本研究科は、幅広い教養や国際的な素養を基礎として、そうした能力を涵養することによって、多様かつ広範な国民の要請に応えることのできる法曹を養成することを目指している。

本研究科が育成を目指す法曹の第二の特徴として掲げる「生活者の視点」及び「『心』ある」の文言は、社会における紛争が、結局は常に生身の人間を巻き込むものであることに関わっている。一般市民が関わる法的紛争の解決に寄与する弁護士を養成するとともに、最先端の法分野に携わるときも紛争が何らかの意味で生身の人間に関わるものであることを自覚した人間性に富んだ弁護士、裁判官、検察官の養成が、小規模法科大学院であることを活かした本研究科の任務であると考えからである。この意味で、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹の養成が、本研究科の目標であるということが出来る（「基準2-1-1に係る状況(1)」も参照）。《添付資料 平成29年度履修案内〔以下「履修案内」という。〕1頁、19頁》【解釈指針1-1-1-1】

## （2）教育の理念及び目標の公表

以上の考え方は、以下の方法を通じて周知している。

① 本研究科の教職員に対しては、「千葉大学法科大学院入学者受入れの方針」として、平成22年9月定例教授会において承認されたことを通じて周知されており、すべての業務の前提をなしている。

② 本研究科学生に対しては、毎年度初めのオリエンテーションの際に、本研究科の特色である少人数教育と関連付けて説明され、ウェブページを閲覧する機会が提供されていることと合わせて、十分な周知がなされている。

③ 社会一般に対しては、前記アドミッション・ポリシーを各年度のパンフレットや本研究科ウェブページに掲載し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を千葉大学のウェブページに掲載することで、それぞれの周知が図られている。《別添資料1 パンフレット14頁》《別添資料3 本研究科ウェブページ「入学者選抜の概要」》《別添資料4 千葉大学ウェブページ千葉大学 学位授与の方針 専門職学位課程（法科大学院の課程）》

④ 本研究科への志願希望者に対しては、毎年7月の第一日曜日に開催される法科大学院説明会において、パンフレットを用いて時間をかけて説明するとともに、毎年度の『学生募集要項』において本研究科の教育理念及び募集の方針を説明している。《別添資料5 平成29年度学生募集要項（これには、一般入学者選抜学生募集要項、平成29年度冬季一般入学者選抜学生募集要項、平成29年度特別入学者選抜学生募集要項が含まれている。以下、これら3つの募集要項に共通する事項に言及する場合は「各募集要項」とし、いずれかの募集要項に言及する場合は「一般入試募集要項」、「冬季一般入試募集要項」、又は、「特別入試募集要項」という。）各冒頭頁》

以上のように、本研究科の教育の理念及び目標は、本研究科の教職員及び学生に周知するとともに、社会に広く公表している。【解釈指針1-1-1-2】

**基準 1-1-2：重点基準**

**教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。**

**(基準 1-1-2 に係る状況)**

**(1) 教育の理念及び目標の実現のための基本的枠組み**

「基準 1-1-1 に係る状況」に示した教育理念及び目標、すなわち、(a) 法を創造的に用いることのできる法曹人材の育成、及び (b) 常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家の育成については、本研究科の教育課程の中で次のように具現しており、実際に成果を挙げている。

まず、(a) にいう、新しい紛争分野の問題解決のために法を創造的に活用する能力とは、それが直接に関連する法分野が何であろうとも、我が国の法制度全体のあり方を的確に把握した上で、各法の基本原理に依拠した説得力のある議論を組み立てる能力と言い換えることもできるから、主要法分野についての確実な知識と解釈能力を備えることがその前提となる。本研究科では、この知識と能力を身に付けるため、2年次において、法律基本科目を原則として必修のインテンシブ科目(1学年を2クラスに分けて授業を行う科目)として開設し(「基準 3-1-1 に係る状況」を参照)、これらの法分野について、単に教科書レベルの記述を理解するにとどまらず、判例実務の基礎にある考え方を深く理解させることを目指している(ただし、平成 28 年度以降は入学者数が減少した結果〔「基準 6-2-2 に係る状況」を参照。〕、1クラス編成でも受講者数は 25 名程度と十分に少人数教育が可能であり、他方、この人数で2クラス編成にすると、却って双方向的・多方向的な教育が難しくなるため、例外的に、平成 28 年度における一部授業科目を除いて、インテンシブクラスによる授業は実施していない。)。また、2年次及び3年次の法律実務基礎科目を通して、法の基本的考え方を具体的な事案に適用する過程を体験させ、法の創造的適用能力の基礎となる実践能力が身に付くよう構成されている。

こうした基本的能力の涵養を確かなものとするために、年次ごとに教育目標を設定している。すなわち、1年次は「実定法の基本構造の理解」及び「教科書等を単独で読みこなす能力」、2年次は「比較的単純な事案への法適用能力」及び「法調査能力」、3年次は「より広い分野の法適用能力」及び「コミュニケーション・事実抽出・文章作成能力」である。《添付資料 履修案内 4 頁、22 頁》

他方、本研究科の教育理念・目標の (b) の要素である、「生活者の視点」及び「『心』ある法律家」については、市民生活法務、企業法務及び公共公務の 3 つの履修モデル(同前 72~74 頁)を学生に提示するとともに、主として以下の 3 つの方法によってその具現化を図っている。

① 生活者に対する法務サービスとして必要性が高い分野に関わる「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法基礎」、「土地・住宅法」、「消費者法」、「少年法」及び「ジェンダーと法」の 7 科目を選択必修科目第 1 群として指定し、その中から 2 科目 4 単位以上の履修を修了の要件とすることである。《添付資料 履修案内 7 頁、25 頁》

② 法律事務所において実習を行う授業科目「エクスターンシップ」を 3 年次の必修科目として開設し、すべての学生が一般市民の関わる法律問題に接する機会を得ることができるよう配慮している。《添付資料 平成 29 年度シラバス集〔以下「シラバス集」という〕 94 頁》

③ 3 年次の法律実務基礎科目「法曹倫理」において、法律実務に携わる際の倫理的配慮を、法曹三者(又はその経験者)である実務家教員によって教授する場を設けている。《添付資料 シラバス集 92~93 頁》

さらに、上記(a)及び(b)の二つの教育理念双方に関わることであるが、少人数教育を徹底することにより、双方向的・多方向的教育が密度の濃いものとなる一方、学生同士及び学生と教員間に人間的接触の機会を増やすことにより、学生の人間性を豊かにする教育を行うことを目指している(「基準3-1-1に係る状況」及び「基準3-1-2に係る状況」も参照)。

## (2) 教育の理念及び目標の達成状況

以上の教育課程を通して、本研究科の教育理念・目標は、次のとおり達成されている。

① 修了後の成果については、司法試験の累積合格率が高水準であること、判事・検事への任官者が多数みられることから、高い能力を備えた法曹人材を養成することができていることが裏付けられている。具体的には、本研究科の設置以来、平成28年度までに修了した446人のうち274人(本研究科在学中に旧司法試験に合格した者を除く。)が司法試験に合格し、その累積合格率は61.43%となっている。特に、法学未修者の合格率は50.75%である。なお、司法修習を終えた者のうち、10人が判事補に、12人が検事に任官している。《資料1 修了生の進路》《資料2 修了年度別司法試験合格率》

なお、【解釈指針1-1-2-2】は、教育の理念と目標が達成されているとはいえない場合を挙げるが、本研究科における修了生の司法試験合格率は、同指針が示すいずれの基準も満たしていない。《資料2 修了年度別司法試験合格率》

他方、この数年、司法試験合格率は下がり気味である。【解釈指針1-1-2-3】は、修了して5年が経過する者の司法試験合格割合が7割以上となることが望ましいとするが、本研究科を修了した後5年が経過した者の累積合格率は45.1%である。このうち、平成23年度修了生が50%強にとどまっており、今年度が最後の受験可能年となる平成24年度修了生は70%となることが見込まれるものの、平成25年度以降修了生の合格率は低下しているのが現状であり、重要な課題となっている。《添付資料 様式2-2 司法試験の合格状況》《資料3 過去5年間に修了した者の司法試験合格状況》

② 本研究科の修了生が登録をした弁護士会は、全国に幅広く存在しており、生活者の視点に立った市民法務に従事する弁護士が数多く見られる。《資料4 都道府県別弁護士登録者数》

③ 法曹資格の取得以外の進路としては、司法界においては裁判所職員や地方公務員などとして勤務している者がおり、専門的な法律知識を必要とする多様な職域において、本研究科の教育理念に基づいた法的素養を備えた人材として、広く社会に貢献している。

④ 他方、学生の在籍状況の観点からみると、特に厳格な成績評価に基づく進級バリア制が、本研究科の教育の理念・目的に即して機能していると考えられる(「基準4-1-2に係る状況(1)」を参照)。すなわち、原級留置学生が相当数存在するとともに、進路変更などの理由に基づく自主退学者が毎年度数名存在している。後者の学生に対しては、直前セメスターまでの各学生の成績データを本人に通知する制度や(「基準4-1-1に係る状況(3)」参照)、クラス担任制度において成績不振者の相談を受け付けることなどにより、学生の自主的判断による進路変更が可能になっている(「基準3-2-1に係る状況(3)」参照)。なお、原級留置者に対しても、クラス担任教員等による指導が適宜行われている。《添付資料 様式2 学生数の状況「在籍者数の状況」》《別添資料6 平成28年度必修科目成績分布データ》《別添資料7 進級基準等に関する細則》

以上のように、本研究科の教育の理念及び目標は達成されていると評価することができる。【解釈指針1-1-2-1】

なお、本研究科は、こうした教育の理念及び目標の達成状況に鑑みて、従前の教育課程等の基本的枠組みをできるかぎり維持する一方で、必要不可欠な改善を迅速に行っている。

《資料1 修了生の進路》

修了年度	修了者数	司法試験合格者数 (累積)	判事 任官 者数	検事 任官 者数	弁護士 登録者 数	司法 修習 中	国家公務 員就職者 数	地方公務 員就職者 数	大学 院博 士課 程進 学	その他
17	28	24		1	22 (うち1人は旧試験合格)					2 (銀行、出版社)
18	55	39	3	2	34		1 (裁判所事務官)	2 (東京都、静岡県)		
19	51	36	1		35			1 (千葉県)		1 (政治活動)
20	39	29	1	5	20		1 (裁判所事務官)			4 (民間企業)
21	41	29	1	1	25			2 (東京都、広島市)	1	1 (民間企業)
22	48	34	2		30			2 (茨城県、習志野市)		4 (大学教員、民間企業)
23	32	17	1	1	12		2 (航空自衛隊, 裁判所事務官)	1 (成田市)		1 (民間企業)
24	42	29		2	21	2	1 (裁判所事務官)	1 (木更津市)		
25	44	23	1		9	3	3 (裁判所事務官, 法務省, 大阪労働局)			2 (民間企業)
26	30	9				7	1 (裁判所事務官)	3 (千葉県庁, 横浜市役所)		1 (民間企業)
27	36	5				5				
合計	446	274	10	12	208	12	9	12	1	16

(注) 本表に掲げる数値は、本研究科で把握できたものに限る。

《資料2 修了年度別司法試験合格者数》

修了年度	修了生数		司法試験合格者数			合格率			全法科大学院における合格率の平均値	
	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修		
17	28	28	-	24	24	-	85.7%	85.7%	-	-
18	55	34	21	39	22	17	70.9%	64.7%	81.0%	48.3%
19	51	42	9	36	30	6	70.6%	71.4%	66.7%	40.2%
20	39	32	7	29	25	4	74.4%	78.1%	57.1%	33.0%
21	41	24	17	29	17	12	70.7%	70.8%	70.6%	27.6%
22	48	27	21	34	22	12	70.8%	81.5%	57.1%	25.4%
23	32	20	12	17	13	4	53.1%	65.0%	33.3%	23.5%
24	42	28	14	29	21	8	69.0%	75.0%	57.1%	24.2%
25	44	30	14	23	23	0	52.3%	76.7%	0.00%	24.7%
26	30	22	8	9	5	4	30.0%	22.7%	50.0%	21.2%
27	36	25	11	5	4	1	13.9%	16.0%	9.1%	21.6%
合計 (累積)	446	312	134	274	206	68	61.4%	66.0%	50.7%	

《資料3 過去5年間に修了した者の司法試験合格状況》

修了年度	修了者数	合格者数	合格率
平成23年度	32	17	53.1%
平成24年度	42	29	69.0%
平成25年度	44	23	52.3%
平成26年度	30	9	30.0%
平成27年度	36	5	13.9%

平均 ; 45.1%

《資料4 都道府県別弁護士登録者数》

都道府県	人数
北海道	4
青森	3
茨城	6
栃木	6
群馬	2
埼玉	7
千葉	55
東京	96
神奈川	11
新潟	3
長野	3
富山	1
愛知	6
滋賀	1
大阪	4
兵庫	1
奈良	1
広島	3
島根	1
香川	1
福岡	2
長崎	1
沖縄	2
合計	220

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

① 首都圏にある国立大学が設置する法科大学院の任務として、一般市民が関わる法的紛争の解決に寄与する人材の育成に重点を置いている。首都圏に多数ある法科大学院の中で、市民法曹の育成に軸足を置くところに、本研究科が担うべき役割があると考えている。

② 優秀で意欲のある学生を受け入れることができる立地を活かし、多様な法的紛争の解決に資する柔軟かつ創造的な思考力を備えた法曹を育てるために、少人数による基本重視の教育を行っている。

### (2) 課題等

平成27年度以降、司法試験の合格率が全国平均を下回っていることから、本研究科の教育理念及び目標を、より効果的に実現するための方策を検討することが今後の課題である。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

##### （基準2-1-1に係る状況）

##### （1）ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー

まず、本研究科は、ディプロマ・ポリシーを、「学位授与の方針」として定めている。その内容は、学士課程で築いた基礎の上に、以下の知識・能力を修得するというものである。

##### ○「自由自立の精神」

・「理論と実務の架橋」を重視し、法曹養成のための教育内容を高い学問的水準において修得している。

・法曹の専門領域における職業的倫理を身につけている。

##### ○「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」

・「理論と実務の架橋」を重視し、グローバルな視点や地域の視点から社会に役立つ高度で専門的な知識と実務能力を修得している。

##### ○「専門的な知識・技術・技能」

・高度専門職業人である法曹として要求される、高い学問的水準の知識・能力を修得している。

##### ○「高い問題解決能力」

・法曹の専門領域で求められる推論能力や説得力により、高い倫理観のもとで協調性を持って職能を主体的に発揮することができる。《別添資料4 千葉大学ウェブページ 千葉大学 学位授与の方針 専門職学位課程（法科大学院の課程）》

次に、本研究科は、カリキュラム・ポリシーを、「教育課程編成・実施の方針」として定めている。その内容は以下のとおりである。

##### ○「自由自立の精神」を堅持するために

・「理論と実務の架橋」を重視し、高い学問的水準において法曹養成のための教育課程を編成し、提供する。

・法曹の専門領域における職業的倫理を涵養する。

##### ○「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」を持つために

・「理論と実務の架橋」を重視し、グローバルな視点や地域の視点から社会に役立つ高度で専門的な知識と実務能力を修得させる教育課程を編成し、提供する。

##### ○「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

・高度な専門性を必要とする職業を担うための知識の修得と能力育成ができる教育を提供する。

○「高い問題解決能力」を育成するために

・専門職チームに参加させ、専門的な問題解決能力を涵養する教育の機会を提供する。《別添資料4 千葉大学ウェブページ 千葉大学 大学院における教育課程編成・実施の方針 専門職学位課程（法科大学院の課程）》

以上のように、本研究科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、「自由自立の精神」、「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」、「理論と実務の架橋」、「専門的な知識・技術・技能」及び「高い問題解決能力」という5つの観点に基づく点で一貫性を有している。

## （2）法曹実務に必要な知識・能力の修得

本研究科の教育課程は、法律学の学習経験のない者に対し、基本的な実定法の基本構造を理解させる1年次の教育、基本的な実定法が定める個々の制度について、実務を視野に入れた深い理解を得させる2年次の教育、それらの理解をより広い法分野に広げていくとともに、具体的事案に適用し、その過程を説得的に説明する能力を養う3年次の教育を、段階的に積み重ねていく形で編成されている。その概要は、以下のとおりである。《添付資料 履修案内4頁》

① 1年次には、旧カリキュラムでは法律基本科目12科目24単位（必修科目）を、基本7法のうち刑事訴訟法を除く6法の基本構造を理解させる基幹的科目として、新カリキュラムでは9科目18単位（必修科目）を、憲法・民法・刑法の基本構造を理解させる基幹的科目とし、それぞれ開設している。また、導入的・補習的科目である「基礎公法特論」などを、旧カリキュラムでは6科目12単位を、新カリキュラムでは7科目14単位を、それぞれを選択必修第3群として開設し、その中から、旧カリキュラムでは5科目10単位を、新カリキュラムでは3科目6単位を、それぞれ履修すべきものと定めている（「基準2-1-5に係る状況」参照）。これは、これまで法律学に触れたことがない学生を含めて多様なバックグラウンドを持つ学生に対して、導入的な教育を行うためのものであり、既に法学部等を卒業した者にとっても補充的学習として有用な授業になるよう工夫したものである。【解釈指針2-1-1-4】

② 2年次には、新旧いずれのカリキュラムにおいても、3年コース生の場合は17科目34単位を、2年コース生の場合は18科目36単位を、それぞれ法律基本科目の必修科目とし、また、「民事実務基礎1」及び「刑事実務基礎」という法律実務基礎科目も必修科目としている。これら必修科目は、原則として1学年（定員40名）を2クラスに分けた少人数クラスとして開設する（「基準3-1-1に係る状況」参照。ただし、平成28年度以降の例外的状況については「基準1-1-2に係る状況（1）」を参照）。

以上のうち法律基本科目の授業科目は、判例教材を基本とした双方向的・多方向的授業であることはもとより、教科書や判例の文言の表面的な理解ではなく、その背後にある思考の経緯を理解させ、実務的な事案処理上の考慮が含まれていることを発見させることに重点を置いている。このように、思考力と分析力に裏付けられた法知識を修得させる授業科目であるという意味で、理論的教育と実務的教育の架橋の橋頭堡を築くものである。

他方、上記の「民事実務基礎1」及び「刑事実務基礎」に加え、同じく法律実務基礎科目である「民事実務基礎2」（自由選択科目）は、実務家教員が事例教材を用いて実務における実践的な対応を教育する科目であり、要件事実の発見・認定能力などを修得させることを通じて、基本七法と法律実務を架橋する授業科目である。

なお、3年コース生と2年コース生とで、2年次における必修の法律基本科目の数に違

いがあるのは、「基礎刑法3」が、3年コース生については1年次の必修科目として、2年コース生については2年次の必修科目として、それぞれ開設されているためである。かかる制度が採られているのは、同科目が扱う論点がいわゆる共犯論の範囲を中心とするところ、この論点は、既修者であっても十分な学力を備えていないことが通常であることから2年コース生についても入学後の必修科目として、他方、3年コース生については、刑法の全論点に触れる機会を、できるだけ早い段階で設けるべきとの判断による。《添付資料 シラバス集 71～72頁》

③ 3年次には、法律基本7分野に関する必修科目として、旧カリキュラムにおいては民法の2科目4単位を、新カリキュラムでは、これらに商法の1科目2単位を加えた計3科目6単位を開設しているが、これは段階的履修の観点から2年次に詰め込み過ぎることを避けるために3年次に配置されたものである。その教育の方法・内容については、基本的には他の法律基本科目について上述したところと同様である。

3年次における教育の中心は法律実務基礎科目であり、そこでは、法曹としての倫理観を養うこと、法曹実務の現場を体験ないし疑似体験することを通して強い責任感と使命感を養うこと、及び具体的な事例を分析・判断し、それらを文書としてアウトプットする能力（表現力）を養うことを目指している（「基準2-1-6に係る状況」参照）。

④ 1・2・3年次を通じて、「法哲学」など7科目の基礎法学・隣接科目を開設し、法に関する理解の視野を拓げられるよう、各自の履修計画に応じて履修できるように配慮している。また、展開・先端科目については、法律基本科目や法律実務基礎科目をベースにして、多様な社会的ニーズに応えるための応用的な法分野に関する基礎的理解が得られるよう、それぞれの授業科目の性質等に即して、2年次と3年次に適切に配置している（「基準2-1-4に係る状況（3）（4）」参照）。

⑤ すべての授業科目について、時間割編成上、原則として同一年次の複数の授業科目が同一の時間帯に配置されることのないようにして、学生の授業科目の選択の幅を最大限に広げるように努めている。

以上のような授業科目の段階的履修により、理論的教育と実務的教育が架橋され、3年次修了の段階で、司法修習の実務修習に耐え得る専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させる、完結的な教育課程が編成されている。《添付資料 様式1 開設授業科目一覧》《添付資料 履修案内4～9頁、41～47頁》《添付資料 シラバス集》【解釈指針2-1-1-1】

### （3）豊かな人間性と倫理観の涵養

豊かな人間性と倫理観の涵養という観点は、3年次の「法曹倫理」を必修科目として開設し、法曹三者の授業回数バランスをとりながら授業を行っていること、「労働法基礎」、「環境法」など、生活者にとって最も必要になる法分野を選択必修科目第1群として編成し、履修上の優先順位を高めることなどを通じて実現されている。特に後者を通じた人間性等の涵養は、本研究科の教育の理念及び目的である「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」を養成することと共通する意義を持つ。《添付資料 履修案内4～8頁、22～27頁》

### （4）多様なバックグラウンドを備えた学生の学習への対応

本研究科では、社会人経験者（大学卒業後1年以上の社会経験を有する者をいう。以下同じ。）及び他学部出身者（学士（法学）を授与している学部学科専攻等以外の課程の出身者をいう。以下同じ。）を対象とした教育は、特に3年コースにおいて実施しており、多様なバックグラウンドを備えた学生に向けた対応をしている。その主な内容は、以下の

とおりである（「基準7-1-1に係る状況（4）」も参照）。

① 法律基本科目について、社会人経験者等を念頭において選択必修科目第3群を設定している（（2）①を参照）。

② 入学予定者に対し、入学前に講読すべき図書について、その講読方法を含めたリストを提示している。また、平成25年度以降の入学者を対象として、ウェブ上で「入学前学習ガイド」による指導を行っている。これらは、法学の学習状況に応じたアドバイスをすることによって、特に他学部出身者の学習支援の意義を有している（「基準7-1-1に係る状況（3）」も参照）。《別添資料11 平成29年度入学者指定図書について》《別添資料12 平成29年度WEB入学前学習ガイド》

③ 平成27年度から、1年次向けにチューター制度を採用し、法学部出身者以外を念頭において、新しい環境での学習に対応できるよう、学習方法の指導などを行っている。《別添資料13 平成27年度チュートリアルについて》、《別添資料14 平成29年度チューター制度実施要領》

④ 同じく平成27年度から、一定の社会経験を有する者に対し、展開・先端科目に代えて法律基本科目を読替えて履修することを認めている（「基準4-2-1に係る状況（3）」も参照）。《添付資料 履修案内7頁、25頁》

⑤ クラス担任教員を配置するとともに各専任教員等がオフィスアワーを設定し、また教員研究室が学生自習室と同一又は隣接する建物内にある環境を作り出すことによって、個別学生からの相談に応じる体制を充実させ、多様なバックグラウンドを備えた学生の学習上の問題に迅速・的確に応えることができるようにしている（「基準3-2-1に係る状況（3）」参照）。互いに顔の見える少人数教育であることも、これらの制度を実効あるものとしている。【解釈指針2-1-1-4】

⑥ 飛び入学 飛び入学者が法学既修者として2年コースに入学した者については、入学前指導を実施することとしている。ただし、平成29年度入試において、飛び入学者として受験した者はいない。《別添資料5 特別入試募集要項5頁》【解釈指針2-1-1-2】

⑦ 他の法科大学院からの転入学を認める制度は採用していないため、【解釈指針2-1-1-3】は非該当である。

**基準 2-1-2**

**各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。**

**(基準 2-1-2 に係る状況)**

本研究科は、各年次について、上記(基準 1-1-1 に係る状況)の(1)の冒頭に掲げた教育目標を設定しているが、これに加えて、修了時まで確実に修得すべき知識・能力の到達目標として、法律基本科目及び法律実務基礎科目の一部のものについては、文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に基づき法科大学院コア・カリキュラム調査研究班が提示した、法科大学院における「共通的到達目標(コア・カリキュラム)モデル案」の第二次案修正案の基準を採用している。また、コア・カリキュラムのモデル案に示されていない科目については、授業科目ごとに、シラバスにおいて到達目標を示している。《添付資料 シラバス集》

その上で、本研究科の教育内容が、実務法曹として必要な水準と範囲の専門的法知識を学生に修得させるに十分なものであるかについて、検証する作業を行っている。具体的には、本研究科の授業科目において同第二次修正案の掲げる項目を充足していることを確認するために、関係する授業科目の授業内容との対応表を作成している。ただし、授業で直接扱えない項目については、関係する授業において、自習の方法、参照すべき文献などについて一定の指導を行っている。

なお、同第二次案修正案以降の法改正等に伴う学習内容については、本研究科が定期的で開催している教育方法研究会(「基準 5-1-1 に係る状況(2)」を参照)などにおいて科目間で共通する問題が議論されているが、基本的には各授業科目の担当者の判断に委ねている。

また、学生が上記到達目標に依拠した学習をすることを可能にするために、学生がウェブ授業情報ページから随時、同第二次案修正案及び対応表(ただし、一部の授業については、カリキュラム改正を反映していない)を閲覧できるようにしている。《別添資料 8 平成 26 年度第 2 回教育方法研究会議事要録》《別添資料 9 コア・カリキュラム・授業対応表》《別添資料 10 ウェブ授業情報ページ「関係ページへのリンク」》【**解釈指針 2-1-2-1**】

**基準 2-1-3：重点基準**

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

- (1) 法律基本科目  
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目  
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目  
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目  
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

**(基準 2-1-3 に係る状況)**

本研究科が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目として開設する授業科目は、いずれも当該科目区分に適合した内容のものであり、適切な科目区分の下に開設している。《添付資料 履修案内 65～68 頁》《添付資料 シラバス集》

したがって、例えば実質的に法律基本科目に当たる授業科目が展開・先端科目など他の科目区分の授業科目として開設していることはない。【解釈指針 2-1-3-6～9】

本研究科における授業科目の開設状況は、以下のとおりである。《添付資料 様式 1 開講科目一覧》《添付資料 履修案内 5 頁、23 頁、65～68 頁》《千葉大学大学院専門法務研究科規程〔以下「研究科規程」という。添付資料 履修案内 51 頁、57 頁〕別表参照》

**(1) 法律基本科目**

法律基本科目は、本研究科が養成の主眼とする市民法務法曹にとって重要な法分野であるとともに、展開・先端的な法分野の学習の基盤となることから、公法系（憲法及び行政法）、民事系（民法、商法及び民事訴訟法）並びに刑事法（刑法及び刑事訴訟法）の各分野について、手厚い教育を行っている。

すなわち、1年次において、旧カリキュラムの場合は、必修科目として公法系 2 科目、民事系 7 科目、刑事系 3 科目の合計 12 科目 24 単位を、また選択必修科目第 3 群として公法系 2 科目、民事系 3 科目、刑事系 1 科目の合計 6 科目 12 単位（5 科目 10 単位の履修が必要）を、新カリキュラムの場合は、必修科目として公法系 2 科目、民事系 4 科目、刑事系 3 科目の合計 18 単位を、また選択必修科目第 3 群として公法系 2 科目、民事系 4 科目、刑事系 1 科目の合計 7 科目 14 単位（3 科目 6 単位の履修が必要）を、それぞれ配置している。

2年次には、新旧カリキュラムのいずれにおいても、公法系 4 科目、民事系 7 科目、刑事系 5 科目（3年コース生の場合は 4 科目）の合計 16 科目 32 単位（3年コース生の場合は 15 科目 30 単位）を必修科目として配置しており（2年次における必修科目の数が 2年コース生と 3年コース生とで異なる点については、基準 2-1-1 に係る状況（2）②参照）、これらは原則としてインテンシブ科目としている（ただし、平成 28 年度以降の例外的状況については「基準 1-1-2 に係る状況（1）」を参照）。

3年次には、旧カリキュラムにおいては民法の 2 科目 4 単位を、新カリキュラムでは、これらに商法の 1 科目 2 単位を加えた計 3 科目 6 単位を、それぞれ必修科目として配置し

ている。

このほか、自由選択科目として、「公法演習1」、「公法演習2」及び「刑事訴訟法特論」を3年次に配置している。

以上は、いずれも研究科規程で開設することを定めた正規科目であり、この他にも、適宜、特別講義として法律基本科目を開設している。《添付資料 履修案内6～7頁、24～25頁》《添付資料 シラバス集1～87頁》【解釈指針2-1-3-2】

## (2) 法律実務基礎科目

この科目区分に属する授業科目としては、まず実務法曹が備えるべき能力の基幹を学修する授業科目がある。すなわち、法曹としての責任感・倫理観を養う「法曹倫理」、民事事件の要件事実、主張・立証等に関する基本的事項を学ぶ「民事実務基礎1」及び「民事実務基礎2」、その発展的科目である「法律実務総合演習」並びに刑事事件について捜査段階における捜査・弁護活動から公判における訴訟活動までの基本を学ぶ「刑事実務基礎」を配置している。

また、法律実務の現場ないし模擬的現場において法曹活動を実習する授業科目として、民事事件については「エクスターンシップ」を、刑事事件については「刑事模擬裁判」を、いずれも必修科目として配置している。

さらに、法律家としてのアウトプット能力を涵養するために、民事法及び刑事法に関する具体的事案を処理して文書を起案するなどの訓練を行う科目として、「法律実務総合演習」及び「刑事法総合演習」を開設している。

このほか、企業法務に関する事例研究等を行う「企業法務」などを開設している。

以上の科目は、いずれも実務家教員が授業を担当している。そして、要件事実等を扱う「民事実務基礎1」、「民事実務基礎2」及び「法律実務総合演習」は民法及び民事訴訟法と、刑事訴訟実務の基礎的事項を扱う「刑事実務基礎」及び「刑事法総合演習」は刑法及び刑事訴訟法と、それぞれ密接な関連を有していることから、絶えずそれら法律基本科目での学修内容と往復しながら教育が進められており、その連携については、主としてコーディネーター教員の調整によって担保されている（「基準2-1-6に係る状況(5)」参照）。また、いずれの科目においても、実務家教員が授業を担当している。《添付資料 シラバス集88～101頁》【解釈指針2-1-3-3】

## (3) 基礎法学・隣接科目

本研究科に特徴的な仕組みとして、基礎法学に関する「法社会学」、「法哲学」、「法制史」及び「英米法」の4科目を、選択必修科目第2群として開設し、この中から1科目2単位以上を履修することを義務付けている。

また、基礎法学に関する「法律英語」並びに隣接科目に関する「政治学」及び「経済学」を選択必修科目として開設し、選択必修科目第2群の4科目と合わせて、7科目の中から2科目4単位以上を履修することを修了要件としている。《添付資料 履修案内6～7頁、24～25頁》《添付資料 シラバス集103～117頁》【解釈指針2-1-3-4】

## (4) 展開・先端科目

一般市民の生活に関係が深い「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法基礎」、「土地・住宅法」及び「消費者法」（以上、2・3年次配当）並びに「少年法」及び「ジェンダーと法」（以上、3年次配当）の7科目を選択必修科目第1群に指定し、この中から少なくとも2科目4単位を履修することを義務付けている。

また、社会の多様な法的ニーズとの関連では、とりわけ医学分野との関係を重視してお

り、専任教員が担当する「医事法」（1科目2単位）、及び本学医学部の教員が担当する「法医学」並びに「精神医学と法」の2科目2単位を開設している。また、金沢大学法科大学院との連携科目として、「現代法の諸問題」（1単位）を開設している。《添付資料履修案内7頁、25頁》《添付資料 シラバス集 118～168頁》【解釈指針2-1-3-5】

#### （5）研究・論文

3年次に「自主研究・論文作成」を開設している。平成22年度に研究者志望の学生に対して刑法担当の教員が指導を行い、同授業科目の単位が付与されたが、その後は自主研究の相談を申し出た者が若干名いるにとどまっている。《添付資料 シラバス集 169頁》【解釈指針2-1-3-1】

**基準 2-1-4 : 重点基準**

基準 2-1-3 の各号のすべてにわたって教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

**(基準 2-1-4 に係る状況)**

本研究科の教育課程を、科目区分ごと・配当年次ごとの科目構成の観点からみると、次のとおりである（「基準 2-1-5 に係る状況」も参照）。《添付資料 履修案内 5～8 頁、23～27 頁、65～68 頁》

**(1) 法律基本科目**

全体として、正規科目としては、旧カリキュラムでは、公法系 10 科目 18 単位、民事系 20 科目 40 単位、刑事系 9 科目 18 単位が、新カリキュラムでは、公法系 10 科目 18 単位、民事系 18 科目 36 単位、刑事系 8 科目 16 単位を、それぞれ開設している。

① 1 年次に配当された公法系、民事系及び刑事系の科目は、次に述べる選択必修科目第 3 群及び導入科目を除き、すべて必修としている。これは、3 年コースに入学した法学未修者に「実定法の基本構造の理解」をさせることが、2 年以降の学習のため必須であるという配慮に基づく。

必修科目に加えて、選択必修科目第 3 群として、旧カリキュラムでは、公法系 2 科目 4 単位、民事系 3 科目 6 単位、刑事系 1 科目 2 単位を開設し、これらの中から少なくとも 5 科目 10 単位を履修することとし、新カリキュラムでは、公法系 2 科目 4 単位、民事系 4 科目 8 単位、刑事系 1 科目 2 単位を開設し、これらの中から少なくとも 3 科目 6 単位を履修することとしている。これらは、法律学のバックグラウンドのない学生や、法学部を卒業したものの基礎的な学力に欠ける学生のために、法的思考に慣れさせるための導入的・補習的教育を行うものである。2 年次以降の学修のための基礎固めを行う授業科目であり、履修を義務付ける必要がある一方、学生の学修状況に応じて必要な科目を選択することができるように、選択必修科目としたものである（「基準 2-1-5 に係る状況」も参照）。

② 2 年次に配当された法律基本科目は、その大部分が、20 人の少人数クラスで双方向的・多方向的授業を行う、必修のインテンシブ科目である（「基準 3-1-1 に係る状況」を参照）。本研究科が教育理念・目標として掲げる「日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成」のためには、主要法分野についての確実な知識と解釈能力を修得させることが何よりも重要であり、少人数での徹底した双方向的・多方向的授業が有効であることが、そのような科目構成の根拠となっている（ただし、平成 28 年度以降の例外的状況については「基準 1-1-2 に係る状況（1）」を参照）。

③ 3 年次の法律基本科目として、旧カリキュラムでは、民法の 2 科目 4 単位を開設している。これは 2 年次の負担軽減の観点から 3 年次に配当しているものであり、同時に民法の総まとめとしての意義を有することから、必修科目としている。また、新カリキュラムでは、新入試制度において、2 年コース（法学既修者）の入学試験科目から商法を除外したことから、上記民法 2 科目に加え、商法 1 科目 2 単位を必修科目として開設している。

④ 以上の各科目のほかに、2 年次及び 3 年次に開設する自由選択科目において、必修科目では十分に触れることのできない部分について補充的な授業を実施し（旧カリキュラムにおける「民法特論」及び「刑事訴訟法特論」）、あるいは、判例又は事例を素材とした演習形式の授業を行っている（「公法演習 1」及び「公法演習 2」）。

以上のように、法律基本科目の基本分野に関する授業科目を自由選択科目として開設していることはない。【解釈指針2-1-4-1】

### (2) 法律実務基礎科目（「基準2-1-6に係る状況」も参照）

① 民事法及び刑事法における法律実務の基礎を学ぶ科目は、2年次に配置している。すなわち、前期セメスターに「民事実務基礎1」を後期セメスターに「刑事実務基礎」（いずれも2単位）を必修科目として開設し、事例教材を用いながら、訴訟手続における法適用の方法について訓練する場となっている。民事法に関しては、2年次前期の「民事実務基礎1」の学修内容を深化させることを目的として、2年次後期に「民事実務基礎2」を開設している。2年次の履修登録単位上限数（36単位）に対して必修科目の単位数（30単位）がかなりの部分を占めることから、学生の多様な選択履修が可能となるよう、同科目は自由選択科目としているが、実際には大多数の学生が受講している（平成28年度は在学者22名中19名が履修した）。以上の授業科目は、「比較的単純な事案への法適用能力」を到達目標とする2年次に相応しい内容となっている。

③ こうした2年次科目の基礎のもとで、3年次において、実習的な科目、実務の過程で生ずる倫理的問題について考える科目及び実務文書のアウトプットなどを行う演習科目を開設する。これによって、「より広い分野の法適用能力」とともに、「コミュニケーション・事実抽出・文章作成能力」が確保される。

具体的には、まず、実習的な科目として、法律事務所において民事法関連の実習を行う「エクスターンシップ」（2単位）及び法廷教室を用いて刑事公判手続の模擬的実習を行う「刑事模擬裁判」（2単位）があり、実務家養成における実習教育の重要性に鑑み、いずれも必修科目として開設している。次に、法律実務家としての倫理観を養成する「法曹倫理」（2単位）も、必修科目として開設している。また、アウトプット型演習科目である「法律実務総合演習」及び「刑事法総合演習」（いずれも2単位）は、学生の希望進路に応じて履修するか否かを決めることができるように、自由選択科目としている。企業法務の実務に関する導入的な学修を行う「企業法務」も同様である。

### (3) 基礎法学・隣接科目（「基準2-1-7に係る状況」も参照）

基礎法学に関する科目として「法社会学」、「法哲学」、「法制史」及び「英米法」（いずれも2単位）の4科目を開設している。これらの科目は、法に対する理解の視野を拡げるとともに、人間や社会のあり方に対する思索を深め、「心」ある法律家となるため重要であることから、これら4科目を選択必修科目第2群として、この中から少なくとも1科目2単位を履修を義務付けている。

また、「法律英語」、「政治学」及び「経済学」（いずれも2単位）と合わせて、基礎法学・隣接科目全体で2科目4単位の履修を義務付けている。これも、社会に関する多角的な視点からの分析能力を備えることが、実務法曹として重要であるという配慮に基づく。

これらの科目は必ずしも法律基本科目の諸分野への理解の進捗にかかわらず、学生の関心と意欲に応じて学修することが適切と解されることから、1年次から3年次までのいずれの学年においても履修することができるようにしている。

### (4) 展開・先端科目（「基準2-1-8に係る状況」も参照）

展開・先端科目としては、平成28年度には25科目44単位が開設されており（特別講義を含む。平成29年度も同様）、「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」を養成する観点から、生活者の需要が高いと考えられる法分野を重視している。すなわち、「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法基礎」、「土地・住宅法」、「消費者法」、「少

年法」及び「ジェンダーと法」（いずれも2単位）を選択必修科目第1群として、この中から2科目4単位以上の履修を義務付けている。

配当年次の点では、多くの科目を2・3年次に担当し、いずれの年次でも履修することができるようにしているが、いくつかの科目については、履修上の配慮から3年次のみに担当している。例えば、(a) 民事訴訟法又は刑事訴訟法の知識を前提とする「民事執行法」及び「少年法」、(b) 政策的な配慮を多く含む「ジェンダーと法」及び「自治体と法」、(c) 2年次及び3年次前期に開設する基礎的科目と3年次後期に開設する発展的科目とを連続して履修することが段階的履修の見地から望ましい科目群（「労働法基礎」と「実践労働法」、「独占禁止法基礎」と「独占禁止法」、「倒産法基礎」と「倒産法」及び「国際私法基礎」と「国際私法」）が、これである。特に(c)については、3年次の前期と後期の連続した1年間に亘る教育を段階的に行うことが可能となるよう、開講時期等に配慮をしている。

これらの展開・先端科目は、原則として2単位科目であるが、様々な分野の多様な知識を身に付けることができるように、いくつかの授業科目では、そのイントロダクションを提供する意味を込めて、8回の授業のみで完了する1単位科目としている。平成29年度の開設科目でいえば、「法医学」、「犯罪者処遇法」、「現代法の諸問題」、「自治体と法」、「精神医学と法」及び「知的財産法演習」が、これに相当する。

以上のとおり、上記(1)から(4)までの各区分について、十分な単位数の授業科目が開設されているとともに、本研究科の養成しようとする法曹像に相応しい授業科目が開設され、かつ、段階的履修に資するよう適切な年次に担当されている。

**基準 2-1-5 : 重点基準**

基準 2-1-3 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1 年次及び 2 年次に配当される法律基本科目の中から、別に 10 単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目 (憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。)      | 10 単位 |
| (2) 民事系科目 (民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目 (刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)    | 12 単位 |

**(基準 2-1-5 に係る状況)**

本研究科において、必修科目として開設している法律基本科目は、旧カリキュラムにおいては公法系の 6 科目 12 単位、民事系の 16 科目 32 単位、刑事系の 7 科目 14 単位である。このうち、新カリキュラムでは、民事系が 14 科目 28 単位となっている。いずれにおいても、公法系科目が標準を 2 単位上回って開設されているが、8 単位の範囲内にある。《添付資料 履修案内 6 頁、23 頁、65~68 頁》

以上の必修科目のほかに、3 年コース入学者のための導入的・補習的科目として、旧カリキュラムでは、公法系 2 科目 4 単位、民事系 3 科目 6 単位、刑事系 1 科目 2 単位を開設し、これらの中から少なくとも 5 科目 10 単位を履修することとし、新カリキュラムでは、公法系 2 科目 4 単位、民事系 4 科目 8 単位、刑事系 1 科目 2 単位を開設し、これらの中から少なくとも 3 科目 6 単位を履修することとしている。これらは、「基準 2-1-4 に係る状況 (1) ①」で先述したように、これまで法律学に触れたことがない学生を含めて多様なバックグラウンドを持つ学生に対して、導入的な教育を行うためのものであり、既に法学部等を卒業した者にとっても補習として有用な授業になるよう工夫している。たとえば、「基礎刑事法特論」は、法学入門的な内容を取り込みながら、規範学としての刑法理論の基礎を理解させるための科目として開設した。法学未修者が入学した最初のセメスターであること、及び難解といわれる犯罪論を扱う「基礎刑法 1」が併行して開設されていることから、初学者が陥りやすい誤解や混乱を想定してその対策を講じるほか、法律学に親しみやすさを感じさせるための授業を行っている。《添付資料 シラバス集 73~74 頁》

以上の法律基本科目のうち、(1) から (3) までの系に明確に区分できない授業科目は存在せず、【解釈指針 2-1-5-2】は該当しない。また、本研究科は、4 年を超える標準修業年限を定めていないため、【解釈指針基準 2-1-5-1】には該当しない。

基準 2-1-6：重点基準

(1) 基準 2-1-3 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目 ((1) に掲げる内容の授業科目を除く。) のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

#### (基準2-1-6に係る状況)

本研究科において開設している法律実務基礎科目について、本研究科の特長等に即して分類すると、以下のとおりである。

#### (1) 基幹的科目

本研究科において必修科目として開設している法律実務基礎科目は、「民事実務基礎1」（2単位、2年次前期）、「刑事実務基礎」（2単位、2年次後期）、「法曹倫理」（2単位、3年次前期）、「エクスターンシップ」（2単位、3年前期）及び「刑事模擬裁判」（2単位、3年次前期）の5科目10単位である。

以上の必修科目うち、法律実務家として活動する際の基礎となる責任感や倫理観を涵養することを内容とする「法曹倫理」は、裁判官経験者、検察官経験者及び弁護士の実務家教員が15回を分担して、双方向的・多方向的な授業方法を取り入れて実施しており、他の法律実務基礎科目の倫理的基礎を提供している。【解釈指針2-1-6-2、2-1-6-3】

民事裁判における要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎教育は、「民事実務基礎1」、「民事実務基礎2」及び「法律実務総合演習」において行われており、派遣裁判官及び弁護士の実務家教員が担当する必修科目「民事実務基礎1」がその最も中核的な科目である。「民事実務基礎2」及び「法律実務総合演習」は、その発展的な科目として位置付けられる。以上の科目のうち「民事実務基礎1」は必修科目である。【解釈指針2-1-6-3】

他方、刑事手続について、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を学ぶ科目として、検察官経験者及び弁護士の実務家教員が担当する必修科目「刑事実務基礎」を開設している。《添付資料 シラバス集90～91頁》

#### (2) 実習的科目

法律実務の現場に臨場し、又はそれに模擬的に接することにより、法曹としての技能及び責任感等を修得させることを目的として開設している必修科目が、「エクスターンシップ」及び「刑事模擬裁判」（各2単位、3年次前期）である。

このうち「エクスターンシップ」は、千葉県弁護士会所属弁護士を担当教員とし、その勤務する法律事務所において、3年次学生が2週間を目途として、受任事件の検討、関係する法律文書の作成等の実習を行う科目である。本研究科の開設以来、千葉県弁護士会の協力により3年次に在籍する全学生を受け入れる担当弁護士が確保され、必修科目として開設している。

これに対して、刑事法の実習的研修は、進行中の事件について行うことが困難であることから、「刑事模擬裁判」において模擬的に実習を行っている。この科目は、派遣裁判官、検察官出身者及び弁護士の実務家教員が担当する必修科目として開設している。《別添資料10 ウェブ授業情報ページ「刑事模擬裁判」ページ（平成29年度）》

なお、「エクスターンシップ」は、基本的には夏季休業中から後期授業開始までの間に実施していることから、その参加学生は、3年次前期に開設される「法曹倫理」を受講した後に実習を行うことになる。《別添資料 シラバス集94頁》

### (3) 法学リテラシー科目

なお、法情報調査の技法を修得させる授業科目は開設していないが、4月のオリエンテーションの後に、3年コース生と2年コース生の双方の新入生全員を対象として、法情報検索講習を実施している。《別添資料60 平成29年度前期オリエンテーション配布資料一覧》、《別添資料61 平成29年度前期オリエンテーション日程表》【解釈指針2-1-6-3】

他方、文書作成能力の養成という観点からは、起訴状などの刑事法上の文書起案を取り入れた「刑事実務基礎」（2単位、2年後期）及び「刑事法総合演習」（2単位、3年前期）、民事の訴状、準備書面等の文書起案を取り入れた「法律実務総合演習」（2単位、3年後期）が、それぞれ重要な役割を果たしている。いずれも実務家教員が主たる担当教員であり、とりわけ中心的な役割を果たす「刑事実務基礎」を必修科目としている。《添付資料 シラバス集 90～91頁、101頁》【解釈指針2-1-6-3】

### (4) その他の法律実務基礎科目

企業法務に関する導入的な教育を行う「企業法務」及び弁護士実務の具体的問題に関する「千葉県下の弁護士実務の現状と諸課題」を、それぞれ3年次科目、2・3年次科目として開設している。いずれも弁護士教員が担当している。《添付資料 シラバス集 96～98頁、102頁》

### (5) 実務家教員と研究者教員の連携・協力

以上の各授業科目を実施する際には、科目ごとに本研究科の専任教員をコーディネーター教員として定め、各教員の分担関係、日程調整、授業内容の依頼・検討等を行っており、これによって各科目の実際の授業内容が、以上に説明した本研究科の意図に沿う適切なものとなるよう、調整を行っている。《別添資料15 平成29年度開講の非常勤講師担当科目のコーディネーター教員一覧》

他方、コーディネーター教員という枠組みを用いずに、専任の研究者教員が授業担当教員として直接運営に携わっている授業科目もある。法律実務基礎科目としては、「エクスターンシップ」及び「刑事法総合演習」がその例である。これらの授業科目においては、授業計画の策定から成績評価の決定まで、研究者教員と実務家教員の連携を確保している。【解釈指針2-1-6-1】

**基準 2-1-7**

基準 2-1-3 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

**(基準 2-1-7 に係る状況)**

本研究科では、基礎法学・隣接科目として「法社会学」、「法哲学」、「法制史」、「英米法」、「法律英語」、「政治学」及び「経済学」の7科目14単位を選択必修科目として開設し、この中から2科目4単位を履修することを修了要件としている。さらに、そのうちの「法社会学」、「法哲学」、「法制史」及び「英米法」を選択必修科目第2群として、1科目2単位以上の履修を求めている。《資料1 選択必修科目第2群の履修者数(平成28年度)》《添付資料 履修案内6～7頁、24～25頁》

この選択必修科目第2群は、基礎法学分野の科目を必ず履修し、実定法の学修の基盤となる哲学的、歴史的、社会学的又は比較法的知見を得させるために、開設しているものである。

それ以外の授業科目として、「法律英語」は涉外法務の基礎となる英語力を身に付けさせるため、また「政治学」及び「経済学」は、法が関わる現代社会を法律学以外の視点から分析する隣接分野の学問として、いずれも法的思考のバックグラウンドとして確かな現状認識と分析力を身に付けさせるために開設しているものである。

以上の科目は、基礎法学及び社会科学として諸分野をカバーするものであり、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の科目を提供している。

**《資料1 選択必修科目第2群の履修者数(平成28年度)》**

授業科目	履修者数
法社会学	2
法哲学	3
法制史	13
英米法	5

**基準 2-1-8**

基準 2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

**(基準 2-1-8 に係る状況)**

本研究科では、展開・先端科目として、労働法、環境法、倒産法、不動産法、消費者法、経済法（独占禁止法）、知的財産法（特許法及び著作権法）、国際法、国際私法、租税法、刑事政策（犯罪者処遇法）、少年法、民事執行法、医事法、法医学、精神医学、ジェンダー論の 17 分野から 25 科目 44 単位の授業科目を開設し、この中から 12 単位を履修することを修了の要件としている。《添付資料 履修案内 6 頁、24～25 頁》

以上の科目のうち、本研究科が養成しようとしている「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」に必要な学修を確保するために、日常生活に関わる法分野の科目である「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法基礎」、「土地・住宅法」、「消費者法」、「少年法」及び「ジェンダーと法」を選択必修科目第 1 群として、この中から 2 科目 4 単位以上の履修を義務付けている。《添付資料 履修案内 6～7 頁、25 頁》《資料 1 選択必修科目第 1 群の履修者数（平成 28 年度）》

展開・先端科目については、学生に対して学修上のメニューを適切に提示することができるよう、随時授業科目の再編を行っている。たとえば、平成 27 年度からは、金沢大学法科大学院との連携により「現代法の諸問題」を開設し（1 単位）、法律基本科目の知識を前提としながら、未知の問題領域における解釈論とその限界、立法論ないし政策論的な課題を検討する科目としている。この科目においても、本研究科の教育理念・目標に即して、消費者等の生活弱者の情報に関する刑事法的保護をはじめとして、生活者の視点から現代的な法律課題を考察する側面を重視している。

以上のように、展開・選択科目として多様な授業科目を開設している。【解釈指針 2-1-8-1】

《資料 1 選択必修科目第 1 群の履修者数（平成 28 年度）》

授業科目	履修者数
環境法	14
土地・住宅法	4
消費者法	10
少年法	10
ジェンダーと法	24

注；労働法基礎と倒産法基礎は、開講期変更の経過的措置として、平成 28 年度は開講していない。

**基準 2-1-9：重点基準**

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

**(基準 2-1-9に係る状況)**

本研究科では、実習科目「エクスターンシップ」を除く全科目について、1回90分、15回の授業をもって2単位としている。ただし、1単位科目については、1回90分の授業を8回開講するものとしている。

また、授業時間割の編成において、できる限り各週日に3科目ずつ受講することになるように工夫し、学生が教室外で学習する時間を含めて、1単位45時間の学修が確保できるように配慮しており、大学設置基準第21条の基準を満たしている。「エクスターンシップ」においても、法律事務所における2週間程度の実習を中心に、2単位に相当する90時間の学修を確保している。

さらに、授業期間は、前期・後期の各セメスターで15週ずつ実施しており、いずれの授業科目もセメスターを単位として開講しているため、大学設置基準第23条の基準を満たしている。その上で、中間試験及び学期末試験の期間を授業期間とは別に設定し、15週の授業期間に補講期間、試験期間、試験講評期間を含めて各セメスターで18週余を割り当てており、これら全体で授業を行う期間は年間36週余となるため、大学設置基準第22条が求める年間35週の基準を満たしている。《添付資料 履修案内「平成29年度専門法務研究科カレンダー」、70～71頁》

なお、授業は原則として休講せずに行い、やむを得ない事情により休講する場合には、必ず補講を実施している。休講・補講に関する情報は、掲示板に掲示するほか、ウェブ授業情報ページに速やかに掲載することにより、学生の学修に支障が生じないように配慮している。《別添資料10 ウェブ授業情報ページ》《別添資料16 補講届様式》《別添資料17 平成28年度の休講・補講状況》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

① 本研究科が養成しようとする主たる法曹像である市民法務法曹を念頭に置いて、かかる法曹にとって重要な法分野であり、かつ、展開・先端的な法分野の学修の基盤となる法律基本科目を充実させており、とりわけ2年次において、少人数クラスのなかで基本重視の指導を徹底している。

② 展開・先端科目については、本研究科の教育理念・目標に即して、生活者の視点からの学修を確保するために、選択必修第1群のなかから2科目4単位以上の履修を求めている。また、平成27年度から、金沢大学法科大学院との連携により展開・先端科目として「現代法の諸問題」を開設するなど、学生に対して適切なメニューを提示できるよう、随時授業科目の再編を行っている。

③ 法律実務基礎科目の「エクスターンシップ」を必修科目として開設している。これは、千葉県弁護士会の全面的な協力によって可能になっているが、法曹倫理や民事実務の基礎を実体験することができる貴重な機会であると同時に、学生の現場指向性と学習意欲を高める効果があり、實際上、就職支援の意義をも有している。

### (2) 課題等

特になし。

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

##### 基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

##### (基準3-1-1に係る状況)

入学定員が40名（2年コース25名、3年コース15名）である本研究科においては、各年次の学生数は最大で50名以下であり、各科目の受講者数も、おおむねこの数字が最大値になっている。《別添資料18 平成28年度開講科目の履修登録者数》

法律基本科目の必修科目（入学定員が15名の3年コース学生を対象とする1年次配当科目を除く。）については、双方向・多方向の密度の高い教育を行うために、原則として上記40名の一学年を2クラスに分けて、1クラス20名の少人数授業を行っている。また、法律実務基礎科目のうち、最も基本となる「民事実務基礎1」及び「刑事実務基礎」においても、同様の授業方式を採用している。これらの授業科目は「インテンシブ科目」と呼ばれ、本研究科に特徴的な授業方法を採用している（ただし、平成28年度以降の例外的状況については「基準1-1-2に係る状況（1）」を参照）。

法律実務基礎科目として重要な「法曹倫理」は、2クラス開講ではなく、3年生全員を1クラスとしているが、学生定員が40名であり、双方向的又は多方向的な授業の実施に支障はない。同様に、必修の法律実務基礎科目である「エクスターンシップ」においては、1法律事務所当たり1～2名の学生を割り振って実習をさせてきた（平成29年度は、1法律事務所当たり1名）。現場の事件の取扱いについて細かい配慮を要する同科目においては、教室で実施する授業科目よりも更に少人数で実施することで、授業科目の性質に即した教育規模となっている。《別添資料19 平成29年度エクスターンシップ学生配属先リスト》

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目においては、履修登録者数は様々であるが、前記のとおり、受講者数が50名を超える授業科目は存在しない。

このように、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けに鑑みて、少人数による密度の高い教育を行うため適切な授業規模を維持している。【解釈指針3-1-1-1】

なお、授業参加学生数は、学年当たり学生数のほかに、再履修者等の学生数によっても影響を受ける。もっとも、本研究科において履修登録科目の単位を修得することができず、再履修することとなる学生数は、いずれの科目においても数名程度であり、密度の高い教育を阻害するおそれはない。また、再履修者が多い授業科目については、再履修者の学修状況等を考慮して、本来2クラスで行う授業を3クラスに分けて行うこともある。【解釈指針3-1-1-2（1）】

本研究科においては、他専攻・他研究科の学生及び科目等履修生の科目履修を認めていないので、これらの学生によって受講学生数が増加することはない。【解釈指針3-1-1-2（2）】 【解釈指針3-1-1-3】

**基準 3-1-2**

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

**(基準 3-1-2に係る状況)**

1年次に配置された法律基本科目の履修者数は、3年コースの入学定員が15名であることから、年度による入学者等の増減はあるものの、平成28年度の最大値は5である。

2年次以降に配置される法律基本科目のうち、2年次の必修科目については、原則として、1学年の学生を2クラスに分けて授業を行うインテンシブ科目として開講していることから、1クラス当たりの学生数は20名が標準である。平成28年度以降は、一部を除いて例外的にインテンシブクラスは実施していないものの（「基準1-1-2に係る状況(1)」を参照）、それでも、1クラス当たりの受講生が25名を超える授業科目は7科目に止まり、また、最も人数が多い刑法1でも32名である。この刑法1の32名が、2年次以降に配置される全ての法律基本科目における受講者の最大値である。《資料1 平成28年度開講科目の履修登録者数(25人以上の科目)》【解釈指針3-1-2-1】

このように、少人数クラスにおける双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことができている（「基準3-1-1に係る状況」も参照）。

《資料1 平成28年度開講の法律基本科目の履修登録者数(25人以上の科目)》

授業科目	履修登録者数
刑法1 α・β	32
民法2 α・β	29
民法5	29
民事訴訟法1・β	29
民法4	26
刑法2 α・β	26
民法1 α・β	25

## 3-2 授業の方法

**基準3-2-1**

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び次週の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

**(1) 適切な教育方法の採用**

① 全般的な状況 本研究科は、法律基本科目のほとんどを必修科目とし、2年次を中心に配置することで、各法分野において法曹として一般に必要な水準及び範囲の基本的な法知識を修得させ、実務への架橋教育の基礎を強化する教育を行っている。

**【解釈指針3-2-1-1】**

2年次及び3年次における必修の法律基本科目においては、判例又は設例を多数掲載した教材を用いながら、双方向的及び多方向的な授業方法により、判例や学説の根底にある考え方及び新規事例の解決のためにそれらを応用する方法について考察させている。その際、対立する考え方を含めて批判的に検討する能力、それを踏まえて創造的に思考する能力、問題となった事実等に関する法的分析能力、その他の法曹として必要な能力を養成することを目指している。各科目における具体的な教材の選択、判例分析の分量・方法等の決定は、授業担当教員の判断に委ねているが、双方向的・多方向的方法を用いて具体的事例（特に新たな事例）に対応する能力を養うことをはじめとした基本的な考え方については、すべての教員が認識を共有し、適切に実施し、かつ、継続的に改善できる体制をとっている（「基準5-1-1に係る状況」参照）。1年次の法律基本科目においても、これに準じた手法が採用されている。【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-4】

また、法律基本科目の演習科目においては、出題された事例問題について履修者自らが考え、アウトプットし、これに続いて教員及び他の学生との双方向的・多方向的検討を行う方法が用いられている。【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

なお、法律基本科目以外の授業科目についても、科目の特性等を考慮しながら、以上に準じた扱いをしている。

いずれの授業科目においても、各授業内容の性質上、受験技術を優先した指導を行うものではない。【解釈指針3-2-1-5】

② 実習科目における配慮 法律事務所等において依頼者・相談者と直接対面して実習を行う授業科目「エクスターンシップ」においては、関連法令の遵守、秘密保護の徹底など、教育方法に特段の配慮をしている。

同科目は「法曹倫理」の履修直後に実施され、これらの点について学生の規範意識を呼び覚ますために、専任教員による実習前の事前指導を実施している。また、受講学生全員を「法科大学院生教育研究賠償責任保険」に加入させ、学生に守秘義務の遵守に関する誓約書を提出させるなどの措置を講じるとともに、受入先弁護士事務所においても、実習に際して、事件受任者としての責任において学生を指導・監督し、法令違反・法曹倫理違反が発生しないように必要な措置をとっている。また、エクスターンシップによって、学生が受入れ先から報酬を受け取ることではない。《別添資料 19 平成 29 年度エクスターンシップ学生配属先リスト》《別添資料 20 千葉大学大学院専門法務研究科エクスターンシップにおける学生の守秘義務について》《別添資料 21 エクスターンシップに係る「守秘義務についての誓約書」(様式)》《別添資料 22 案内パンフレット「法科大学院生教育研究賠償責任保険」》《別添資料 24 エクスターンシップ担当弁護士からの「確認書」(様式見本)》【解釈指針 3-2-1-6 (1)】

この科目の授業担当教員は、専任教員 2 名(研究者教員及び実務家みなし教員各 1 名)及び実務家の非常勤講師(平成 29 年度は 14 名)であるが、特に前 2 者は、厳格な成績評価等の観点から、事前オリエンテーション等を行うほか、受入先弁護士と連絡をとり、共同して成績評価を行う方式を採用している。《別添資料 23 エクスターンシップ実施要領(平成 29 年度)》【解釈指針 3-2-1-6 (2)】

## (2) 学生に対する授業情報の周知

学生の計画的学修に必要な年間授業計画については、毎年度開始時に配布される『履修案内』において、授業の方法、履修登録、履修支援、成績評価・単位認定等の履修上の共通事項を説明する中で、十分な情報が学生に提供されている。

また、同時に配布される『授業科目シラバス集』において、すべての授業科目について統一的な様式により、成績評価の基準と方法について周知している。すなわち、必修の法律基本科目についてはおおむね平常点(出席・発言状況)及び小テスト・レポートを 30%、中間試験を 30%、学期末試験を 40%の比率で成績評価に反映させること、その他の科目についてはおおむね学期末試験が 60%、その他が 40%とすることを定めており(成績評価に関する細則第 3 条第 1 号)、シラバスでは「成績評価」の項目において、これに準拠した成績評価の基準と方法を具体的に明記している。授業科目によっては、前期及び後期のオリエンテーションにおいて、授業担当教員から追加的な説明を行っている。《別添資料 25 成績評価に関する細則》

さらに、授業期間内には、上記各情報に関する追加・変更その他の情報を、学生自習室前に文書で掲示するとともに、随時インターネット上のウェブ授業情報ページに迅速に掲載する方法により周知している。千葉大学の授業情報ウェブサイトである「Moodle」を利用する授業科目も相当数ある。《別添資料 26 「千葉大学 Moodle2017」より授業科目一覧》

なお、法分野ごとに期待される到達目標を示すために、ウェブ授業情報ページから「共通の到達目標(コア・カリキュラム)モデル」の第二次案修正案を閲覧できるようリンクを張り、同目標の周知を図っている(「基準 2-1-2 に係る状況」も参照)。《別添資料 10 ウェブ授業情報ページ「関係ページへのリンク」》【解釈指針 3-2-1-1】

## (3) 授業時間外の学習への対応

学生が自主的かつ効率的に事前事後の学習を行うようにするために、本研究科では次のような方策を採っている。

- ① インテンシブ科目の授業については、原則として 2・4 限に配置し、その前後に予

習・復習の時間を確保できるようにするなど、学生の自習時間に配慮して、できるかぎり規則的な授業時間割を編成している（ただし、平成28年度以降の例外的状況については「基準1-1-2に係る状況（1）」を参照）。【解釈指針3-2-1-7（1）】

② 個別の学生の学修を支援するため、専任教員（及び法政経学部所属の法学系兼任教員）は、授業科目ごとの相談を受け付けるためのオフィスアワーを毎週90分以上設定している。また、これらの教員とアポイント等をとるための連絡先一覧を、前期オリエンテーション時に配布している。《添付資料 履修案内11頁、30頁、75～78頁》《別添資料27 平成29年度授業担当教員一覧》

③ 本研究科における学修全般に関する相談等を受け付けるため、クラス担任制度を採用し、学生5～10名に対して専任教員（又は法政経学部所属の法学系兼任教員）1名を割り当てている（平成29年度は全クラスの学生数が5名程度）。《添付資料 履修案内10頁》

④ 授業科目ごとに、年度始めに学生に配布する『授業科目シラバス集』の「教材等」欄において、授業の中で使用する教科書・教材を指定しているほか、教室外での利用も念頭に置いて、参考書等を推薦している。【解釈指針3-2-1-7（2）】

⑤ 上記（2）に示したように、授業科目シラバス集、ウェブ授業情報ページ等において、予習範囲の指示や復習のための補足説明などの詳細な情報の提供、授業では直接取り上げることのできない事項についての参考文献の紹介、共通的到達目標（コア・カリキュラム）モデルに関する情報の提供など行っており、自習等の便宜を図っている。【解釈指針3-2-1-7（3）及び（4）】

⑥ オンライン型の判例・文献情報データベース3種類について、自習室及び学外（自宅等）で利用できるよう、学生に提供している（「基準10-1-1に係る状況（3）」参照）。

⑦ 授業時間外の自習を効果的に行うことができるように、本研究科学生専用の自習室を設けている。また、法情報の収集の便宜を図るために、学生自習室に隣接して法科大学院図書室及び情報検索室を設置している。これらは、365日・24時間の利用が可能である。さらに、授業外における自主ゼミ等のディスカッションの場として、専用のスペース等を整備している（「基準10-1-1に係る状況（4）」参照）。【解釈指針3-2-1-7（5）】

⑧ 本研究科では、集中講義は実施していない。ただし、「エクスターンシップ」は、法律事務所という現場における実習科目であるため、7月から9月までの時期のうち2週間に集中して実施しているが、これは、科目の性質や教育効果を考慮した例外である。9月中に実施する「刑事模擬裁判」についても同様である。「エクスターンシップ」も「刑事模擬裁判」も必修科目であるため、「エクスターンシップ」の実施が9月中となる場合は、「刑事模擬裁判」と重複しないよう調整している。《添付資料 シラバス集94-95頁》【解釈指針3-2-1-8】

### 3-3 履修科目登録単位数の上限

#### 基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

(1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

(2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

#### (基準3-3-1に係る状況)

本研究科では、学生の授業時間外の予習・復習時間を十分に確保し、密度の高い授業を行うことができるように、履修登録単位数上限制度を採用しており、その上限単位数は、原則として1年次が36単位、2年次が36単位、3年次が44単位である(研究科規程第7条)。通常の授業時期以外に実施する「エクスターンシップ」や「刑事模擬裁判」も上限単位数に含まれる。《添付資料 履修案内9頁、28頁》【解釈指針3-3-1-1】

上記の数値を設定した趣旨及びその運用方法は、以下のとおりである。

① 1年次については、法学未修者や法学の基礎的学力に問題のある学生のための導入的・補習的科目として、選択必修科目第3群を開設している。これら授業科目について、旧カリキュラムにおいては6科目12単位のうち5科目10単位の履修を必要とし、新カリキュラムにおいては7科目14単位のうち3科目6単位の履修を必要としている。これらの授業科目の性質上、例え修了要件単位として算定されなくても可能な限り受講するよう指導していることから、36単位の上限に加えた8単位まで(合計44単位)の履修登録を可能としている。【基準3-3-1(1)ただし書ア、同(2)】

② 2年次については、双方向的・多方向的な教育方法を用いるインテンシブ科目を多数履修しなければならない年次であることから、授業時間外の予習・復習時間を十分に確保する観点から、36単位を上限としている。ただし、3年コースの2年次学生については、1年次の必修科目である「基礎刑法3」の単位を修得できずに進級した場合であれば、同科目2単位の履修を別途認めている。【解釈指針3-3-1-3、3-3-1-4ただし書】

③ 3年次においては、2年次の上記科目の履修により獲得した、比較的単純な事案への法適用能力を更に発展させ、これを実務に架橋する教育が行われるとともに、展開的・先端的法分野について幅広い学修を可能にする必要があることから、36単位に8単位を上乗せして、44単位までの履修登録を可能としている。【基準3-3-1(1)ただし書(ア)】

以上の単位数には、原級留置となった場合の再履修科目が含まれる。【解釈指針3-3

－ 1 － 4】

また、再履修者については、例外的に4単位の上乗せを認めているが、履修登録単位の合計は44単位を超えることができない。《添付資料 履修案内9頁、28頁》【解釈指針 3－3－1－3～4】

なお、本研究科では、【解釈指針 3－3－1－2】及び【解釈指針 3－3－1－5】は該当しない。

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

① 一学年 40 人の学生を 20 人 2 クラスに分けて授業を実施する「インテンシブ科目」という制度のもとで、少人数教育を実現している。すなわち、2 年次必修の法律基本科目の全科目並びに法律実務基礎科目のうち「民事実務基礎 1」及び「刑事実務基礎」について、原則としてインテンシブ科目として開講して、双方向的・多方向的な授業方法の特性が活かせるよう設計している。

② 学生の自習環境として、休日を含め 24 時間の利用が可能な自習室を整備している。そこでは、学生ごとの固定座席を設けるとともに、自習室に隣接して図書室、情報検索室を置き、自習室の座席又は情報検索室から各種データベースを利用できる環境を整えている。

### (2) 課題等

平成 28 年度以降、入学者数が減っており、1 クラス編成でも少人数での授業が実施できているため、インテンシブクラスでの授業は基本的に実施していない（「基準 1-1-2 に係る状況（1）」を参照）。少人数教育は維持されているものの、本研究科の特色をなす制度であるにもかかわらず、その本来的に予定する形態では運営されていない。今後は、入学者確保のための方策を検討することが重要な課題となる。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

##### 基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとす理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

##### （1）科目ごとの達成度の適切な設定

本研究科では、積み上げ型の学修により理論と実務の架橋を行い、実務法曹として必要な様々な能力を修得させるカリキュラムを構築しているところ、各授業科目についても、各年次の到達目標との関係を意識しつつ、関連する授業科目の配当学期との関係を踏まえ、各授業科目の性質に照らした達成度を設定し、これを『授業科目シラバス集』の「科目のねらい」等の項目において学生に周知している。その具体的内容は、シラバスにおける各回の授業内容の記述によって敷衍されている。そして、その内容が法科大学院の各年次における教育内容として適切なものといえるかについては、共通的到達目標（コア・カリキュラム）モデルとの対応関係を検証する形で点検を行っている（「基準2-1-2に係る状況」参照）。【解釈指針4-1-1-1】

##### （2）成績評価基準の設定と周知

各授業科目の成績評価基準については、「秀」、「優」など各評価の比率などに関する形式的基準と、当該科目が目指す達成度に対応した評価を行うための実質的基準の双方が問題となる。

まず、形式的基準については、受講者のおおむね上位5%が「秀」、それに次ぐおおむね15%が「優」となるように評価すべきことが定められていることを受けて（成績評価に関する細則第7条）、「秀」、「優」、「良」及び「可」の各評価間の限界は、相対評価としている。これに対し、「可」及び「不可」の評価間の限界は、絶対評価としている。特に「不可」の評価は、学生の学修状況が期待された達成度に達していないという絶対的

な基準によりなされるべきである、という理由に基づいている。これらの基準については、『履修案内』や掲示等によって学生に周知されている。さらに、これらの基準は、すべての科目の成績評価表が教授会に提出されて、授業科目ごとに審査されることによって担保されている。《別添資料 28 成績一覧表\_(例：憲法1)》

なお、受講者数が少数であるなどの事情によって、上記の基準により得ない場合については、例外を認めている（成績評価に関する細則第7条ただし書）。《添付資料 履修案内 12 頁、31 頁、63 頁》《別添資料 25 成績評価に関する細則》《別添資料 6 平成 28 年度必修科目成績分布データ》【解釈指針 4-1-1-2、4-1-1-3（2）】

そのほか、単位を修得するための要件として授業への出席が少なくとも 8 割以上であることを定め、これを厳格に適用するため、特定の事由に基づく「公欠」についても、厳密な規定を設けている（成績評価に関する細則第3条第2項・第3項）。《添付資料 履修案内 63 頁〔千葉大学における授業の公欠に関する取扱いについて〕》。

他方、成績評価の実質的基準の適切さについては、各科目の授業教材、試験問題、答案その他の資料がすべて保管され、助手室において専任教員相互の閲覧に供されるとともに、本研究科の自己評価・教育改善委員会のチェックを受ける体制が設けられていること、学生ごと・授業科目ごとの成績評価の統計的チェック（相関検定及び主成分分析）を行い、その結果が教育方法研究会（「基準 5-1-1 に係る状況（2）」参照）で公開されることによって、共通の到達目標（コア・カリキュラム）モデルに係る目標を含む到達目標の達成度から逸脱した成績評価がなされないよう、担保されている。《別添資料 29 授業資料の閲覧等に関する要領（学務委員会・平成 27 年 3 月 30 日）》【解釈指針 4-1-1-3（2）】

### （3）成績評価結果の学生への告知

学期末試験の成績は、必修科目においては、試験終了後に問題解説・講評の期間を設定しており、講評の際に採点基準及び成績分布に関するデータが担当教員から学生に示される。その他の科目については、ウェブ授業情報ページ等を利用して、成績評価の方法、成績分布等が説明されている（成績評価に関する細則第9条）。【解釈指針 4-1-1-3（1）、4-1-1-4】

また、学生の総合的な成績評価結果を告知するため、各セメスターに開講された授業科目の成績が確定した後に、2 年生及び 3 年生に対し、当該セメスターの必修科目の評点及びその平均点が、その学年の学生全体の中でどのような位置にあるかを示した表を作成し、学生に交付している。【解釈指針 4-1-1-4】

授業科目の最終成績評価について、学生ごとの評価の通知は、当該科目が開講されたセメスター終了後の早い時期に成績一覧表を交付することによって行っている。また、科目履修者全体の成績比率等の情報は、授業担当教員が授業科目ごとに作成する学生評価・自己点検報告書の中に必ず記載すべきものとしており、これが一定期間、学生の縦覧に供されていることにより、学生に情報提供がなされることを保証している。同報告書の公表以前に、ウェブ授業情報ページに成績比率を公表する教員もある。成績評価の理由について学生から説明を求められたときは、授業担当教員は、その理由を開示するものとしている（成績評価に関する細則第10条）。あわせて、成績評価に対する不服申立ての手續も整備している。《別添資料 25 成績評価に関する細則》《別添資料 30 成績評価に対する不服申立て等に関する要項》【解釈指針 4-1-1-3、4-1-1-4】

### （4）期末試験等の実施

本研究科では、演習科目及び実習科目を除き、学期末試験を実施しており、必修の法律

基本科目については、別途、中間試験を実施している。いずれの試験も所定の試験期間中に行っており、科目履修状況による学生間の不公平が生じることがないように配慮している。

学期末試験の期間は、原則として、授業期間の終了から一定期間を置いた9月初旬及び2月中・下旬に設定し、学生が科目全体に亘って復習を行う時間を確保している。ただし、セメスターの前半で完結する1単位科目など、夏季休業中に復習期間を確保する必要が低いと思われる科目については、夏季休業直前に1～2日間の試験期間を設けている。《別添資料31 平成28年度後期学期末試験時間割》《別添資料32 平成28年度後期期末試験講評日程》

中間試験は、学生に自己の学修到達レベルを自覚させるとともに、一定の水準に達していない学生に警告を発して奮起の機会を与えることを目的として実施しており、原則として中間試験期間内に実施している。

他方、追試験については、一定の事由がある学生について、許可願に基づいて厳格に実施している。また、再試験は実施していない。《添付資料 履修案内13頁、32頁》《別添資料33 追試験実施に関する申合せ》【解釈指針4-1-1-5、4-1-1-6】

なお、学期末試験及び中間試験はいずれも筆記試験で実施している。したがって、基準4-1-1(7)は該当しない。

以上の試験が公平に行われるようにするために、試験問題及び採点方法の双方について、次のような配慮をしている。まず、試験問題については、同一分野の複数科目間又は同一科目の異なる試験間（年度を異にする場合を含む。）で同一又は酷似する設問、事例が用いられないことがないように、厳格なルールを設定している。これは、先行する試験の問題を知り得た学生に対し、不当に有利な評価が行われることになりかねないことから、厳格かつ公平な成績評価の観点から好ましくないという理由に基づいている。《資料1 今後の教育改善にかかるガイドライン（教育改善委員会・平成20年4月4日）（抄）》《資料2 成績評価に関するお願い（学務委員会・平成27年1月26日）（抄）》

また、採点方法については、公平性等を確保するために、答案用紙を匿名化している。すなわち、氏名の記載欄を削った答案用紙及び学生証番号を含む個人識別情報を一切記載しない答案用紙（用紙番号を印刷した答案用紙を用い、その付票に氏名、学生証番号を記載させた上で切り離して答案とは別に回収し、連結表として管理するもの）を利用している。《別添資料34 匿名答案用紙》

なお、平常点等の評価を行うにあたっては、個々の学生の能力及び資質を適正に評価することが必要であるところ、かかる評価の手法については各教員の判断に委ねられているにすぎない。この点を担保するためのシステムを制度化することが可能であるか否か、可能であるとして、どのような制度が適切であるのかが、今後の検討課題である。【解釈指針4-1-1-7】

《資料1 今後の教育改善にかかるガイドライン（教育改善委員会・平成20年4月4日）（抄）》

## 2 試験問題の出題に際しての留意点

試験問題の出題に際しては、本試験、再試験及び追試験において同一の問題を使用してはならない。また、配当年次が異なる別個の授業科目の本試験、再試験及び追試験との間においても同一の問題を使用してはならない。

（平成22年7月28日教授会において承認。平成17年9月14日の臨時教授会で承認された『追試験について』および『追試験実施要領』は廃止する。）

《資料2 成績評価に関するお願い（学務委員会・平成27年1月26日）（抄）》

③ 中間試験・学期末試験の試験問題として、前年度と同一または類似する内容のものは用いないでください。また、中間試験と学期末試験の間で、問題が類似しないようにしてください。

**基準 4-1-2**

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

**（1）進級バリア制**

本研究科は、法教育を基礎的理解から具体的適用へと積み上げ、実務的能力を養成していくというプロセスを踏むことが、社会の需要に応えることができる法曹の養成のために必要であると考え、学修の成果が一定水準に達しない学生には次学年に進級することを認めないとする「進級バリア制」を採用している。

すなわち、1年次から2年次への進級が認められる要件は、1年次終了時において、単位未修得の1年次必修科目が4科目7単位未満であることであり、2年次から3年次への進級が認められる要件は、1年次配当の必修科目の単位をすべて修得していること、及び単位未修得の2年次必修科目が4科目7単位未満であることである（進級基準等に関する細則第2条）。

1年次においては、実定法の基本的構造を理解し、基本法律科目の学修を深化させる基盤的能力、とりわけ「教科書等を単独で読みこなす能力」（「基準 1-1-2 に係る状況（1）」を参照）を身に付けることを教育の目標として、旧カリキュラムの場合は基本法律科目12科目24単位を、新カリキュラムの場合は9科目18単位を、それぞれ必修科目として開講しており（「基準 1-1-5 に係る状況」を参照）、これらのうち単位を修得できない科目が4科目7単位以上ある場合には、当該法分野の基本的構造の理解が不十分であるばかりでなく、法的思考力について重大な問題があることが懸念され、法分野の学修を深化させる2年次の教育を受けとめる基盤的能力が身に付いたとはいえないと考えられる。

これに対して、単位を修得できない科目が3科目又は6単位以下である場合には、苦手科目が特定の法分野に集中しているなど、必ずしも全分野についての法的思考能力がすべて劣っているとまでいえない場合もあり得る。1年次には成績が振るわなかったが、2年次から3年次に進むにしたがって能力を開花させた、いわゆる晩成型の学生も存在する。そこで、これらの学生については、2年次に進学させて、得意な分野については深化した学修を認めるとともに、苦手な分野については、履修登録単位上限制度（「基準 3-3-1 に係る状況」を参照）のもとで、適宜補充的な学習をさせることにより、全体としての能力向上を目指すことが有益であると判断し、上記のような制度を設けたものである。なお、再履修科目のある学生については、学修の進行につきクラス担任が注意を払うこととして、上記趣旨の実現を図ることが、進級基準等に関する細則第4条（原級留置学生については、進級基準等に関する同細則第5条）の意図するところである。

2年次においては、「比較的単純な事案への法適用能力」を身に付けることを目標としているところ、新旧カリキュラムのいずれにおいても、法律基本科目15科目30単位（3年コース生の場合は14科目28単位）のほかに、「民事実務基礎1」及び「刑事実務基礎」の法律実務基礎科目2科目4単位を必修科目とし、法律要件と具体的事実の関係を意識し、具体的事案に法を適用する能力を身に付けるための教育を行っている（「基準 1-1-5 に係る状況」を参照）。そこで、1年次配当の必修科目についてはすべての単位を修得することを前提とした上で、そのような必修科目については、4科目7単位というバリアを設けている。この数字の趣旨は、1年次から2年次への進級について前述したところと同様である。

原級留置学生は、単位を修得することができなかった科目のみならず、全分野についての理解が不十分であり、法的思考力について重大な問題があることが懸念されることから、原則として原学年に配当された科目を再度履修しなければならない。ただし、成績が劣った法分野の学修に精力を集中させる必要もあるため、「良」以上の良好な成績を得た科目については再履修を義務付けていないが、クラス担任等を通じて学習に関する指導がなされることもある。

さらに、同一の学年に2年を超えて在学することとなった者、すなわち同一学年に2回以上原級留置となった者については、研究科長が退学を勧告することができるものとしている（進級基準等に関する細則第6条）。ここでも、主としてクラス担任が、当該学生の適性、意欲その他の事情を把握し、適切な指導をすることができるようにしている（進級基準等に関する細則第4条参照）。

以上の諸点については、各年度の『履修案内』、オリエンテーションにおける説明等によって、学生に周知している。《添付資料 履修案内 12頁、32頁》《別添資料7 進級基準等に関する細則》【解釈指針4-1-2-1】

## （2）GPA制度について

本研究科では、進級要件としてGPAの値を設定するなどの措置を講じていない。その理由は、次のとおりである。

すなわち、(a)本研究科の成績評価基準は、「秀」の割合を5%、「優」を15%とするものであり、他の法科大学院と比較して厳しい基準となっていること、(b)「秀」・「優」と「良」の区別に際しては、学生自身の到達度よりも他の学生との相対評価が顕著な影響を与えるから、GPAの数値よりも、厳格な絶対評価による「可」と「不可」の限界付けの方が、進級基準の根拠として適当であること、(c)「良上」の評価を付して、GPAの算出に際して2.5ポイントとして扱うなどの方法を検討した経緯があるが、本学のシステム上、かかる措置がとれない状況にあること、(d)本来GPAは、多数者に対する評価方法に適しているところ、少人数教育を行っている本研究科においてこれを利用するには、難しい工夫が求められかねないことである（修了判定に関する「基準4-2-1に係る状況」も参照）。

ただし、進級判定を行う教授会において、GPAを用いた成績一覧表を参考資料として用いている。また、学生に対しては、すべての必修科目に係る各自の順位等のデータを示すことにより、同学年の母集団における自己の位置付けを客観的に把握することを可能にしている。《資料1 平成22年度第2回教育方法研究会議事録（抜粋）》【解釈指針4-1-2-2】

なお、本研究科では進級バリア制を採用しているので、【解釈指針4-1-2-3】には該当しない。

《資料1 平成22年度第2回教育方法研究会議事録（抜粋）》

### （4）その他

#### ④GPA制度の活用について

独立行政法人大学評価・学位授与機構が本年9月に改定した「法科大学院評価基準要綱」において、GPA制度の効果的な活用が求められていることについて、積極・消極双方の意見が出された上で、今年度は、進級・修了を判定する教授会において参考資料として用いるという方針が承認された。

## 4-2 修了認定及びその要件

## 基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるもの

に代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる(算入することのできる単位数は4単位を上限とする)。

ア	公法系科目	8 単位
イ	民事系科目	24 単位
ウ	刑事系科目	10 単位
エ	法律実務基礎科目	10 単位
オ	基礎法学・隣接科目	4 単位
カ	展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31単位以上修得していること(なお、(2)において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える)。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 修了要件

本研究科では、3年以上の在学に加えて、旧カリキュラムにおいては103単位以上の単位修得を、新カリキュラムにおいては95単位以上の単位修得を、それぞれ修了の要件としている(研究科規程第16条第1項)。その上で、①他大学院等における科目履修、②入学前の修得単位の認定、③法学既修者としての単位認定と在学年数の短縮(在学の擬制)の3点について研究科規程に定めを置き、教授会においてその運用基準を決定している。これらの実際の運用は、以下のとおりである

① 入学後の他大学院等(他の大学院又は千葉大学大学院の他の研究科)における科目履修については、研究科長の許可により認められ、そこで履修した授業科目の単位は、旧カリキュラムにおいては40単位を超えない範囲で、新カリキュラムにおいては32単位を超えない範囲で、それぞれ本研究科において修得したものとみなすことができるものとしている(研究科規程第13条、千葉大学大学院学則〔以下「学則」という。履修案内51頁、57頁〕第29条第2項)。なお、この制度に基づく科目履修の希望は、これまで出されることがない。《添付資料 履修案内9頁、28頁》

② 入学前に他大学院等で修得した単位の認定については、新旧カリキュラムのいずれにおいても、30単位を限度として、本研究科において修得したものとみなすことができる(研究科規程第15条、学則第31条第1項・第3項)。その認定については、教授会において運用基準を定めている。すなわち、認定を受けようとする単位を修得した大学院が他の法科大学院における場合とそれ以外の場合を分け、前者については、本研究科の必修科目の単位として認定することは認めないが、それ以外の科目としての認定については、既修得科目の配当年次が本研究科における認定科目の配当年次よりも低くないことを条件として、認定科目の担当教員が既修得科目のシラバス、教材等から認定の可否を判断し、その意見に基づいて教授会が判断することとしている。これに対して、法科大学院以外の大学院で修得した単位については、本研究科の認定科目担当教員がシラバス、教材等から認定の可否を判断し、その意見に基づいて教授会が判断することとしている。《添付資料 履修案内9頁、28頁》《資料1 平成22年度4月定例教授会(平成22年4月28日)議事要録(抜粋)》《別添資料35 既修得単位認定に係る最近の事例》

③ 法学既修者については、旧カリキュラムにおいては、1年次の必修の法律基本科目のうち11科目22単位、及び1年次の選択必修科目第3群6科目のうち5科目10単位(「基礎公法特論1」、「基礎民事訴訟法特論」、「基礎商法特論」、「基礎民事訴訟法特論」及び「基礎刑法特論」)の合計16科目32単位を、新カリキュラムにおいては、1年次の必

修の法律基本科目のうち8科目16単位、及び1年次の選択必修科目第3群7科目のうち3科目6単位（「基礎公法特論1」、「基礎民事法特論」及び「基礎刑事法特論」）の合計11科目22単位を、それぞれ一括して認定した上で、1年間在学したものとみなしている（研究科規程第12条、学則第35条の3。「基準4-3-1に係る状況」も参照）。《添付資料 履修案内9頁、28頁》

なお、旧カリキュラムにおける認定数は、本基準（1）ウ本文が上限として定める30単位を2単位分上回っているところ、旧カリキュラムにおける修了単位数は103単位であり、本基準（1）が定める93単位を上回る単位数が10単位であることから、本基準（1）ウただし書の定めにより、みなし認定の要件を満たすことになる。《添付資料 履修案内33頁》【解釈指針4-2-1-1】

なお、修了判定に当たってGPAは直接的には用いておらず、科目ごとの厳格な成績評価に基づいた絶対評価（総履修単位数）に基づく修了判定を行っている。ただし、進級判定や修了判定を行う教授会において、GPAを用いた成績一覧表を参考資料として用いている（「基準4-1-2に係る状況（2）」参照）。【解釈指針4-2-1-2】

《資料1 平成22年度4月定例教授会（平成22年4月28日）議事要録（抜粋）》

（4）既修得単位の認定について

I 他の法科大学院における既修得単位について

① 本研究科の必修科目に該当する科目については、それぞれの法科大学院で教育体系を異にするため、単位認定を認めない。ただし、法情報基礎科目については、シラバスを検討の上、原則として単位認定を認める。

② 必修科目以外の授業科目については、その配当年次が認定を希望する本研究科の授業科目の配当年次よりも低い場合は、単位認定を認めない。配当年次が低くない場合は、当該授業科目の本研究科担当教員に意見を聞いた上で、単位認定を認めるかを判断する。

II 法科大学院以外の他の大学院における既修得単位について

認定を希望する本研究科の授業科目担当教員に意見を聞いた上で、単位認定を認めるかを判断する。

## （2）科目区分ごとの修了要件

本研究科の修了には、科目区分ごとに、旧カリキュラムにおいては、公法系科目6科目12単位、民事系科目16科目32単位、刑事系科目7科目14単位を、新カリキュラムにおいては、公法系科目6科目12単位、民事系科目14科目28単位、刑事系科目7科目14単位を、それぞれ必修科目として履修することが必要である。さらに、法律実務基礎科目のうち5科目10単位が必修科目であり、基礎法学・隣接科目のうち4単位が、展開・先端科目のうち12単位が、それぞれ選択必修科目として履修することが必要である（研究科規程別表）。したがって、本基準（2）本文が定める基準を満たす。

また、在学期間が2年間に短縮される2年コース生に対しては、旧カリキュラムにおいては公法系科目4科目8単位、民事系科目9科目18単位、刑事系科目5科目10単位の合計36単位を、新カリキュラムにおいては、公法系科目4科目8単位、民事系科目10科目20単位、刑事系科目5科目10単位の合計38単位を、それぞれ必修科目として履修することが必要であり、そして、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目について求められる履修要件は、3年コース生の場合と同様である（研究科規程別表）。したがって、本基準（2）ただし書が定める基準を満たす。《添付資料 履修案内6～7頁、24～25頁》

### (3) 法律基本科目以外の科目の履修

本研究科を修了するためには、法律基本科目以外の科目、すなわち、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を、合わせて31単位以上履修することが必要である(研究科規程別表)。したがって、本基準(3)を満たす。《添付資料 履修案内13～14頁、33～34頁》

また、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、本研究科が実務経験等を評価した上で適当と認めるものについては、展開・先端科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目(選択科目)の履修を認め、これによる単位数(4単位を上限とする。)を展開・先端科目に定める単位数に算入するという特例的読替えの制度を導入している。これにより、一定の実務経験を有する者が、その社会経験に応じて法律基本科目に傾注できるように配慮している。ただし、現在まで、かかる申請をした者は存在しない。《添付資料 履修案内7頁、25頁》《資料2 平成26年12月定例教授会(平成26年12月24日)資料(抜粋)》【解釈指針4-2-1-3、4及び5】

《資料2 平成26年度12月定例教授会(平成26年12月24日)資料(抜粋)》  
平成27年度カリキュラム改正の骨子案(第3版補正版)

学務委員会

#### 5. 実務経験者に対する展開先端科目の特例的読替え

学生からの申請(4月末を期限とする)に基づき、学務委員会が個別的に判断する。…具体的には、「租税法」、「知的財産法1・2」などに代えて「民法特論」または「刑事訴訟法特論」の履修を認める。

本研究科では申請者が必ずしも多くないという想定のもとで、対象となる法律基本科目としては、3年次開講の法律基本科目(2単位科目に限る)とする。したがって、実際には上記2科目への読替えに限られ、「行政救済法特論1・2」、「公法演習1・2」「自治体と法」などは対象外となる。

特例的読替えは、4単位を限度として認める。

**基準 4-2-2**

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

**(基準 4-2-2 に係る状況)**

本研究科の修了単位数は、基準2-1-5のただし書に対応する単位数（旧カリキュラムにおいては10単位、新カリキュラムにおいては6単位）を含めて、旧カリキュラムにおいては103単位、新カリキュラムにおいては95単位である（研究科規程第16条第1項）。したがって、本基準を満たす。《添付資料 履修案内13～14頁、33～34頁》

### 4-3 法学既修者の認定

#### 基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

(基準4-3-1に係る状況)

#### (1) 入学試験における法律科目試験と法学既修者認定制度の関係

本研究科では、2年コース(法学既修者コース)と3年コース(法学未修者コース)を別個の入学選抜試験として実施している(「基準6-1-5に係る状況」参照)。このうち、2年コースについては、適性試験の成績が一定の得点以上であることを出願要件とした上で、平成30年度入試においては、憲法、民法及び刑法の各分野から出題される論文式試験による法律科目試験(平成29年度入試においては、これら論文式試験に加えて、一般入試においては商法及び民事訴訟法の各分野から出題される短答式試験〔マークシート方式〕も、特別入試においては商法及び民事訴訟法の簡単な論述式試験も、それぞれ実施していた)並びに口述試験によって選抜を行っている。《別添資料5 各募集要項2頁、一般入試募集要項及び冬季一般入試募集要項6頁、特別入試募集要項4頁》

2年コースの入学選抜に合格すること、すなわち法学既修者として認定することによって生ずる効果は、3年コース入学者との比較において1年間在学したとみなされること、及び1年次に開講される必修科目等の単位を修得したものとみなされることの二点である(基準4-2-1(1)ウ参照)。

本研究科において単位が認定される科目は、旧カリキュラムにおいては、憲法(「基礎憲法1」及び「基礎憲法2」)、民法(「基礎民法1」、「基礎民法2」、「基礎民法3」及び「基礎民法4」)、商法(「基礎商法1」及び「基礎商法2」)、民事訴訟法(「基礎民事訴訟法」)及び刑法(「基礎刑法1」及び「基礎刑法2」)の5分野の必修科目11科目22単位、並びに、導入的・補習的科目としての「基礎公法特論1」、「基礎民法特論」、「基礎商法特論」、「基礎民事訴訟法特論」及び「基礎刑事法特論」5科目10単位の合計16科目32単位であり、新カリキュラムにおいては、憲法(「基礎憲法1」及び「基礎憲法2」)、民法(「基礎民法1」、「基礎民法2」、「基礎民法3」及び「基礎民法4」)、及び刑法(「基礎刑法1」及び「基礎刑法2」)の3分野の必修科目8科目16単位、並びに、導入的・補習的科目としての「基礎公法特論1」、「基礎民法特論1」及び「基礎刑事法特論」3科目6単位の合計11科目22単位である。これらの授業科目によって達成することが目指されている到達目標、すなわち「実定法の基本構造の理解」する能力及び「教科書等を単独で読みこなす能力」を備えているか否かを、前記の各試験で判定している(研究科規程第12条参照)。《添付資料 履修案内9頁、28頁》

なお、法律科目試験においては、1科目でも0点であれば不合格としている。また、平成29年度入試からは、法律科目試験の総得点が合格点に達している場合でも、各試験科目の点数が最低基準点に達していないと判断された場合は、不合格となるか、あるいは、当該科目について既修者認定がされないことがあるものとしている。《別添資料5 一般入試募集要項及び冬季一般入試募集要項各5頁》【解釈指針4-3-1-2, 4-3-1-4(1)ア】

#### (2) 法律科目試験の作成

平成29年度入試まで実施されていた短答式試験は、各分野から3問ずつ出題されると

ころ、各分野における3問は当該分野内の異なる領域から出題することとしており、また、各問の中に複数の小問を設けることで、当該分野における法の基本構造の理解を多様な視点から評価できるよう配慮している。問題作成に際しては、全分野の出題委員で構成する問題検討会が数回開催され、各分野の出題委員は上記の点について説明することが求められる。このような試験問題において一定水準の得点を取った志願者は、各法分野についてその基本構造を理解しているとともに、教科書等を単独で読みこなす能力を身に付けていると評価することができる。《別添資料36 平成29年度入学者選抜・法律科目試験・短答式問題冊子》《別添資料37 平成30年度 専門法務研究科入学者選抜日程》

また、憲法、民法及び刑法について実施する論文式試験では、当該法分野の基本的知識、基本的論理力の有無を判断することを念頭に置いて採点・評価を行っている。これらの3分野が法律学全般の基盤をなしていることに鑑みると、法律学全体についての十分な理解力等を有しているか否かの判断をすることが可能になっている。《別添資料38 平成29年度入学者選抜・法律科目試験・論文式問題冊子》

以上の短答式試験及び論文式試験の問題が問題検討会において検討される際には、特に本学法政経学部の定期試験の問題等と重なることがないかを、同学部の授業担当教員を交えてチェックする。採点においても、短答式試験の採点は自動処理により行い、論文式試験では受験番号以外の個人識別情報が記載されることがない答案用紙を用いていることから、特定の志願者や本学出身者が有利に扱われるなど不公平を生ずるおそれはない。《別添資料39 平成29年度入学者選抜・法律科目試験・答案用紙（短答式及び論文式）》《別添資料40 入試問題と学部定期試験の試験問題等との重複チェックについて（依頼）》

#### 【解釈指針4-3-1-5】

入学者選抜の開放性と多様性を確保する観点からも、各法分野の基礎的知識を問う問題を出題しているという点で、法学既修者としての認定を受けようとするすべての者に均等な機会を提供し、特定分野に偏らない評価を行っている。また、筆記試験の実施方法は、各年度の『学生募集要項』に明記する方法で、広く受験者に周知している。《別添資料5 一般入試募集要項及び冬季一般入試募集要項各5頁、特別入試募集要項4頁》【解釈指針4-3-1-1】

さらに、過去に出題した問題も本研究科のウェブページ上で公開している。《別添資料3 本研究科ウェブページ「これまでの入学者選抜」》【解釈指針4-3-1-1】

### （3）法学既修者認定制度の内容

既修者認定を受けた者、すなわち2年コース入学者は、前述のとおり、法律科目試験において出題される各法分野に対応した科目――旧カリキュラムにおいては16科目32単位、新カリキュラムにおいては11科目22単位――を、一括して認定、履修免除される。以上については、飛び入学制度を活用して2年コースに入学した者についても同様である。【解釈指針4-3-1-4（2）】

なお、前述した、導入的・補習的科目としての各授業科目は、1年次における必修科目ではなく選択必修科目に含まれるものである。それでも、旧カリキュラムにおける3年コースの学生は、6科目12単位のうち5科目10単位を履修することが修了要件単位とされているため、「基礎公法特論1」、「基礎民法特論」、「基礎商法特論」、「基礎民事訴訟法特論」及び「基礎刑法特論」は、平成29年度2年コース入学試験における法律科目（憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法）の内容に相当し、そして、新カリキュラムにおける3年コースの学生は、7科目14単位のうち3科目6単位を履修することが修了要件単位とされているため、これらのうち、「基礎公法特論1」、「基礎民事法特論1」及び「基礎刑事法特論」は、平成30年度2年コース入学試験における法律科目（憲法、民法、刑

法)の内容に相当する。したがって、いずれにおいても、履修免除対象たる必修の法律基本科目としての実質を備えている。(「基準4-2-1に係る状況(1)③」参照)。【解釈指針4-3-1-3、解釈指針4-3-1-4(1)(3)】

なお、法律基本科目のうち「基礎刑法3」は、3年コース1年次に配当される必修科目であるが、2年コース入学生についても2年次における必修科目とされているので、同授業で扱う範囲(いわゆる共犯論の範囲)は、法律科目試験の出題範囲に含めず、履修免除を行わないものとしている。【解釈指針4-3-1-4(1)イ】

2年コース入学者について在学を擬制し、在学年数を短縮している期間が1年間であることは、同コースの入学者選抜試験で判断された能力、達成度に到達するために本研究科のカリキュラムが用意している教育内容が3年コース1年次の1年間分であることから、適切である。【解釈指針4-3-1-7】

なお、本研究科では、以上に示すように、既修者認定のために、本研究科以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮していない。【解釈指針4-3-1-6】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科では、適切かつ厳格な成績評価を行うために、様々な工夫をしている。その主たるものは、以下のとおりである。

① 適切かつ厳格な成績評価を制度化するために細則等の基準を整備し、その遵守を徹底するために、成績評価について教授会、教育方法研究会等における報告・説明の義務を教員に課し、相互にチェックする体制を構築している。

② 試験答案の公平な採点を可能にする匿名答案用紙など、適切かつ厳格な成績評価を行うためのツールを用意して、教員の利用に供している。

③ 進級バリア制など、進級・修了のための要件を適切に定めて、積上げ型教育を十分に機能させる制度を採用し、司法試験及び司法修習を経て実務法曹となることができる能力を有する学生を社会に送り出すことができるように努めている。

④ 2年コース生に対する既修得単位の認定は、限定的に行う方針をとっている。すなわち、本研究科が独自の教育理念・目標を掲げ、それに基づいたカリキュラムを設定していることに鑑みて、既修得単位認定の対象を、2年コース入学試験の法律科目試験の対象となった分野の必修科目及び選択必修科目に限定している。

### (2) 課題等

進級・修了判定に際してGPAを用いることは、判定基準の明確化、他の法科大学院との間での比較可能性の確保などの観点から有益であると思われるが、本研究科の成績評価基準の厳格性等の事情もあることから、その活用のための方策について、引き続き検討する必要がある。

また、平常点等の評価を行うにあたっては、個々の学生の能力及び資質を適正に評価することが必要であるところ、かかる評価の手法については各教員の判断に委ねられているにすぎない。この点を担保するためのシステムを制度化することが可能であるか否か、可能であるとして、どのような制度が適切であるのか、今後の検討課題である。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

##### (基準5-1-1に係る状況)

本研究科における教育の内容及び方法の改善・調整は、授業を担当する個々の教員が自発的に行うことに加え、関係する法分野等の教員グループにおいて教育内容・方法を調整すること、各教員の教育改善を促すための研修の機会を設けること、研究科全体が改善のためのPDCAサイクルを機能させること、といった組織的取組によって実施されている。本研究科における具体的な方策を、上記の順に整理して述べると、以下のとおりである。《別添資料41 千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程》

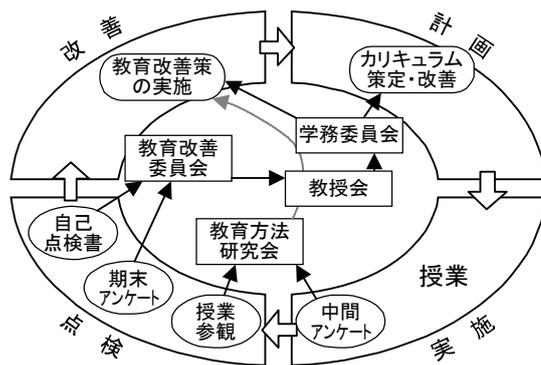
##### (1) 教員グループによる調整・検討

複数の教員が担当するオムニバス科目（「公法演習2」、「現代法の諸問題」など）や、対象範囲を分割した複数の科目がある基本的法律分野（民法など）、さらには、実務家教員と研究者教員とが連携して実施する法律実務基礎科目（「刑事法総合演習」）においては、各担当教員が、授業計画策定時及び授業開始前に、教育内容・方法について調整・検討を行うこととしている。そのような授業科目であって、非常勤講師が関わるもの（「民事実務基礎1」、「民事実務基礎2」、「刑事実務基礎」、「刑事模擬裁判」など）については、コーディネーター教員（「基準2-1-6に係る状況」参照）を中心として、授業開始前に教育内容等について調整を行っている。《別添資料15 平成29年度開講の非常勤講師担当科目のコーディネーター教員一覧》【解釈指針5-1-1-3(2)】

この種の調整は、必要に応じて授業期間中にも行われる。これは、授業の内容を再調整するためというよりは、履修学生の能力、関心の傾向、教育方法のヒントなどについて情報を交換するために行われることが多い。また、教育方法研究会（後出(2)）においては、各学年の一般的傾向や個別学生の特徴を含めて意見交換を行い、教育の内容と方法の全般について、とりわけ、近時の学生の資質に鑑み、成績評価基準の内容や、成績評価のあり方について詳細な議論が展開されている。なお、司法修習において前期集合研修が実施されるように変更となったこと等から、理論と実務の架橋をどのように授業において実施していくか等、「教育指導に関する教員の資質能力の向上等」に関する研修及び研究のあり方を検証することが、今後の検討課題である。【解釈指針5-1-1-1】

この種の調整は、必要に応じて授業期間中にも行われる。これは、授業の内容を再調整するためというよりは、履修学生の能力、関心の傾向、教育方法のヒントなどについて情報を交換するために行われることが多い。また、教育方法研究会（後出(2)）においては、各学年の一般的傾向や個別学生の特徴を含めて意見交換を行い、教育の内容と方法の全般について、とりわけ、近時の学生の資質に鑑み、成績評価基準の内容や、成績評価のあり方について詳細な議論が展開されている。なお、司法修習において前期集合研修が実施されるように変更となったこと等から、理論と実務の架橋をどのように授業において実施していくか等、「教育指導に関する教員の資質能力の向上等」に関する研修及び研究のあり方を検証することが、今後の検討課題である。【解釈指針5-1-1-1】

なお、本研究科では、同一科目について複数のクラスを異なる教員が担当する授業科目は開講されていない。【解釈指針5-1-1-3(2)】



##### (2) 教育方法研究会等における研修

本研究科における研修の機会として中核をなすのは、教育方法研究会である。この研究会は、これに先立って行われる教員相互の授業参観と連動している。

① 教育方法研究会 本研究科では、各セメスターに1回、原則として5月と11月に教育方法研究会を開催し、専任教員全員が参加するとともに、本学法政経学部所属の兼任教員、学外の兼任教員等に参加を要請して、基本的には毎回その参加を得ており、その中で教育方法に関する広範な議論が展開されている。具体的なテーマとしては、授業参観報告に基づいた授業方法のあり方、成績評価のあり方、学生の発言を増やすための手法、授業外での指導のあり方などである。なお、平成28年度には、金沢大学の教員を交えた研究会を実施している《別添資料42 平成28年度第1回専門法務研究科教育方法研究会議事要録》【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】

② 授業参観等 同研究会の実施に先立って、授業担当教員による授業参観を実施している。すなわち、各セメスターに2週間の授業公開期間を設定した上で、すべての専任教員に対し、最低1科目の授業参観とその報告書の提出を義務付けている。さらに、この期間には、本研究科の兼任教員、非常勤講師及び千葉大学本部役員等の参観も認めている。これによって、教員が教育方法や学生の動向に関する経験を共有しヒントを得ることができるほか、相互に問題点を発見する機会にもなっている。

なお、各教員が作成する授業参観報告書は、教育方法研究会において資料として配布されており、同研究会の議論の素材を提供している。【解釈指針5-1-1-2(1)】

### (3) その他の研修

その他の研修及び研究の機会の設定方法としては、以下のものがある。

① 平成27年度から、金沢大学法科大学院と合同でFD研修会を実施しており、連携科目である「現代法の諸問題」の授業実施に関して、授業担当教員が他方の研究科を訪問する時期を中心として、研修を行っている。《別添資料43 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム申請一覧および概要(平成28年9月)(抄)》《別添資料44 千葉大との合同FD研修会(金沢大学)》

② 学生の個人情報保護の重要性に鑑みて、成績評価に関する個人情報の取扱いについてを含め、定期的に研修を行っている。《別添資料45 情報セキュリティ研修(平成27年度・平成28年度)》

③ 法科大学院協会の斡旋による司法研修所見学会は、研究者教員が実務上の知見を得る好個の機会であることから、教員に周知し、参加を推奨している。

④ 学内での実務家による講演会への参加の呼び掛け、学内で行われる実務的な研究会による研鑽の機会を設けている。本学法政経学部所属教員及び千葉地区の裁判所、弁護士会その他の法曹関係者を中心に組織されている「千葉少年問題研究会」などがその例である。《別添資料46 千葉少年問題研究会開催実績(平成28年度・平成29年度)》【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3(1)前段】

### (4) 点検と改善のシステム

本研究科における点検と改善(PDCA)のシステムは、前述の教育方法研究会、授業参観等のほか、主として学務委員会と教育改善委員会という二つの組織を中心として、次のように機能している。

① 学生授業評価アンケート 授業に対する学生の意見を徴するために、実習科目である「エクスターンシップ」を除くすべての授業科目について、学生授業評価アンケートを実施している。すなわち、各授業科目の最終回に、原則として27の評価項目に関する

マークシート式及び自由記載式を組み合わせたアンケートを実施し、集計して授業担当教員にフィードバックしている。また、授業期間の中盤に、自由記載欄のみからなる中間アンケートも実施している（セメスターの中盤で授業が終了する1単位科目を除く。）。なお、中間・期末のいずれのアンケートも、匿名による回答であり、平成28年度後期のアンケート回収率は、全授業科目の平均で96.1%である。《別添資料47 中間アンケート用紙》《別添資料48 期末アンケート質問項目表、回答用紙》《別添資料49 期末アンケート集計結果（全科目）》

アンケート結果への対応としては、まず中間アンケートの結果に対しては、授業担当教員はウェブ授業情報ページなどで学生に対応策を知らせるとともに、ほぼ同時期に開催される教育方法研究会において、学生の意見の内容とそれに対する対応策とを説明することとされている。

また、期末アンケートの結果については、最終成績提出後に授業担当教員が作成する学生評価・自己点検報告書の中で、その結果の概要と対応策を記述することとされており、翌セメスターに開催される教育方法研究会において同報告書の内容が点検される。その上で、全科目の学生評価・自己点検報告書を一定期間、学生の縦覧に供している。《別添資料50 学生による授業評価アンケートの結果報告及び授業担当教員による自己点検報告作成依頼（平成28年度後期）》

このほか、研究科長が年に2回程度、学生と懇談し、学生の意見等を聴く機会を設けている。《別添資料51 平成28年度「専門法務研究科学生との懇談会要旨」》

② 教育改善委員会 教育改善委員会は、前記の学生評価・自己点検報告書や学生授業評価アンケートの結果を精査し、本研究科における教育全般について、又は個別の授業科目若しくは教員について、必要と認める教育改善案を教授会に対して提案すべきこととされている。この提案に基づいて決定した教育改善策は、研究科長の責任において実施される（前掲自己点検・評価規程第8条）。《別添資料52 専門法務研究科教育改善案（教育改善委員会・平成29年6月7日）》

教育改善委員会が提出した教育全般に関する改善案は、教育方法研究会で出された教育改善の提案などとともに、主として学務委員会において検討され、カリキュラムの改定その他、次期のPDCAサイクルの計画段階の中で具体化されることとなる。【解釈指針5-1-1-4】

#### （5）実務家教員の教育技術等の向上策

本研究科の法律実務基礎科目を担当する非常勤の実務家教員（弁護士教員）は、「エクスターンシップ」の担当者が大多数を占めるが、千葉県弁護士会の担当者との申合せにより、司法修習生の受け入れをしたことを条件としているので、一定の教育上の経験が確保されている。また、展開・先端科目等を含めて、授業担当教員の任用に際しては、教授会等において教育経験等の確認がなされるほか、その結果をも踏まえて、専任の研究者教員がコーディネーター教員として授業担当実務家教員との連絡調整に当たっており、授業の内容や方法に関しても助言等を行っている。さらに、学生授業評価アンケート、教員の自己点検（学生評価・自己点検報告書の作成）、教育方法研究会は、実務家教員の担当する授業科目をも対象としており、かつ、同研究会は実務家教員にも開かれているので、授業改善の効果が得られている。【解釈指針5-1-1-3（1）】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

① インテンシブ科目を含めて、同一の授業科目の同一の授業回は同じ教員が担当していることから、当該授業科目の教育内容・方法、成績評価等を統一するための調整・改善を行う必要がない。このため、授業担当教員は、当該授業科目の受講生全体のレベルを見ながら、授業内容を適切なものに改善することに専念できるという利点がある。

② 小規模の法科大学院であることから、教員間の連携・協力が機能的になされる一方で、教員相互の授業参観、教育方法研究会における意見交換などを通じたピアレビューが適切に機能し、必要な改善が速やかになされている。

### (2) 課題等

「教育指導に関する教員の資質能力の向上等」に関する研修及び研究のあり方が、今後の検討課題である。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

##### （基準6-1-1に係る状況）

本研究科は、「法を創造的に用いることのできる法曹人材」及び「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」の養成に教育の理念及び目標を置き（「基準1-1-1に係る状況」参照）、これを明示したアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）において、「首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となることを志す者」及び「高い知的能力を有するとともに、本研究科の上記目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命を感じずる者」を学生として受け入れる方針を設定し、研究科パンフレット、学生募集要項、ホームページなどで公表している。そこでは、「すでに法学を学んだ者であるか否かを問わず」と明記して、多様な人材を公平に受け入れることを宣言するとともに、出願資格として、出身大学、国籍などに何ら限定を付けることなく開放的な入学者選抜を実施している。これらを通じて、公平性・開放性・多様性を確保する方針が明確化されている。《別添資料1 パンフレット14頁》《別添資料3 本研究科ウェブページ「入学者選抜の概要 出願資格」》《別添資料5 各募集要項》

また、これ以外の研究科の情報についても、パンフレット、ホームページ等において公表しており、特に毎年6月末に作成する年次報告書において、その時点における詳細な事実を記載し、公表している。なお、入試関係のウェブページから直接、年次報告書公開ページにリンクが張られている。《別添資料53 千葉大学法科大学院年次報告書（平成29年6月）の記載項目》《別添資料3 本研究科ウェブページ「入学者選抜の概要」、「公開資料」》

さらに、毎年7月上旬に本学内で開催する本研究科の「法科大学院説明会」等において、これらの方針を説明している《別添資料54 平成29年度千葉大学法科大学院説明会次第》

**基準 6-1-2**

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

**（基準 6-1-2 に係る状況）**

本研究科では、教員2名が入試委員として入試業務を担当している。また、入学者の受入れ方針と受入れ後の教育とに齟齬がないように、学務委員会とも密接に連携をしながら業務を進めている。その調整の場が、原則として毎月1回開催される運営委員会であり、入試委員主任及び学務委員長は必ず運営委員会の委員となっている。

入学者選抜の日程等の枠組みは、運営委員会を経て教授会で決定される。なお、入試制度の基本的な方向性について、将来構想委員会が提案することもあるが、必ず運営委員会及び教授会の審議を経ることとしている。

また、具体的な入学者選抜の可否判定等については、原則として専任教員の全員が口述試験等の入試業務に関与していることから、各教員の判断が教授会において審議の対象となり、その場で最終的な決定がなされる。このように、本研究科においては、入学者の適性・能力等の評価方法の策定その他入学者受入れに係る業務を行うための責任ある体制が整備されている。《別添資料 55 千葉大学大学院専門法務研究科各種委員会規程》

### 基準 6-1-3

各法科大学院の入学受入方針に照らして、入学選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本研究科は、(a)法を創造的に用いることのできる法曹人材、及び(b)常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家の養成を目指して、(c)首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となることを志す者、及び(d)高い知的能力を有するとともに、本研究科の上記目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命を感じる者を、入学受入として受け入れることをアドミッション・ポリシーに明示している(「基準 6-1-1 に係る状況」参照)。本研究科では、以下のとおり、アドミッション・ポリシーに照らして公平性及び開放性を確保しつつ、入学選抜を実施している。

#### (1) 入学者の出身大学の観点からの公平性・開放性

本研究科の入学選抜においては、特定の大学出身者が有利又は不利となるような出願要件の設定、試験問題の出題などを行っておらず、すべての大学の出身者に対して公平で開放的な選抜を行っている。アドミッション・ポリシーの上記(c)においては、「首都圏」という言葉を用いているが、出身地、出身大学が首都圏であることは要件としておらず、修了・法曹資格取得後も、首都圏で勤務することを求めている(研究科規程第4条第1項参照)。実際、本研究科は西日本を含む広い範囲の大学の出身者を受け入れており、また修了生の弁護士としての勤務地も全国に広がっている(「基準 1-1-2 に係る状況」資料3参照)。《資料1 出身大学所在地(都道府県等)別学生数》

あわせて、千葉大学の学部出身者が出願した場合に、試験の実施過程でこれが優遇されることがないようにするため、次のような方策を講じている。

① 筆記試験は、出願者の氏名等が記載されない匿名の答案用紙によって行われ、採点者は受験番号しか知ることができない。また、出願書類は事務部の金庫に収納されており、採点者が受験番号から照合して志願者の属性を知る機会はない。

② 口述試験においては、各試験室の試験委員は、事前に試験を行うこととなる志願者について志望理由書等の出願書類を閲読しておくべきこととしており、その際に本学出身者であって、試験委員が学部の演習などにおいて特に密接な指導を行った者がいることが判明した場合には、当該志願者の試験を担当することがないように自発的に忌避することとしている。万一、忌避がなされなかった場合であっても、一つの試験室で口述試験を担当する2名の試験委員はそれぞれ独立して採点結果を提出することとされており、両者の評価が著しく異なった場合には合否判定会議において説明を求められることとなり、不公平な評価を排除する仕組みが作られている。

③ 筆記試験の問題等が本学法政経学部出身者であることによって有利にならないよう、配慮している(「基準 4-3-1 に係る状況」参照)。

以上のような措置を講じている結果として、これまで14回実施した入学選抜において、本研究科の入学者のうち本学の学部卒業生の割合は、必ずしも高い数値ではない。

《添付資料 様式 2-1 学生数の状況 入学選抜の状況》《資料 2 入学者に占める千葉大学出身者の比率》【解釈指針 6-1-3-1 (1)】

《資料 1 出身大学所在地(都道府県等)別学生数》

大学所在地	人数
北海道	6
宮城県	9
福島県	1
茨城県	9
千葉県	73
東京都	421
神奈川県	8
新潟県	6
静岡県	1
長野県	4
石川県	2
愛知県	1
大阪府	4
京都府	17
兵庫県	3
広島県	3
岡山県	2
高知県	1
福岡県	4
熊本県	1
アメリカ	1
イギリス	1
合 計	578

《資料2 入学者に占める千葉大学出身者の比率》

年度	入学者数	千葉大学出身者数	
	A	B	B / A
16	52	3	5.8%
17	51	5	9.8%
18	51	8 (1)	15.7%
19	50	0	0.0%
20	47	7	14.9%
21	41	3	7.3%
22	41	8	19.5%
23	44	7	15.9%
24	44	3	6.8%
25	47	9 (1)	19.2%
26	44	4	9.1%
27	34	5	14.7%
28	16	3	18.8%
29	16	2	12.5%
合計	578	67	11.6%

(注) カッコ内の数値は、法経学部以外の出身者の内数である。

(2) 寄附金等の募集

本研究科では、入学者に対して寄附金等を募集していないため、その応募の有無が入学者選抜の結果に影響を与えるおそれはない。【解釈指針6-1-3-1(2)】

(3) 身体障害者の受験機会等

身体に障害のある者が本研究科を受験しようとするときは、入学者選抜又は入学後の学修において不利な扱いや支障が生ずることがないように、事前に申出を受けて、入学者選抜の実施方法又は学修方法について必要な対応を協議することとしている。《別添資料5 一般入試募集要項9頁、冬季一般入試募集要項8頁、特別入試募集要項7頁》

この申出は、平成21年度及び平成23年度の入学者選抜に際して、それぞれ1名の志願者からなされ、受験のための適切な措置を講じているが、その後の申出の例はない。《別添資料56 平成29年度入学試験における身体障害者等事前相談申請書》《別添資料57 身体障害者のための特別措置の協議の実例》【解釈指針6-1-3-1(3)】

なお、3年コースの入学者選抜の小論文試験においては、価値観又は視点が異なることにより複数の意見や結論を生ずるテーマを扱っているが、解答者の個人としての信条や価値観を問うものにならないよう配慮している。

**基準 6-1-4 : 重点基準**

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4 に係る状況)

**(1) 適性試験による適性評価**

法科大学院における履修の前提となる判断力、思考力、分析力及び表現力等を評価するため、本研究科の入学者選抜においては、適性試験による評価を重視して、これを出願要件としている。【解釈指針 6-1-4-1】

具体的には、適性試験の得点が一定水準以上であることを出願要件として定めている。その水準は、3年コースと2年コースのいずれの入学者選抜においても、あるいは、一般入試と特別入試のいずれにおいても、適性試験の得点分布において下位 15%以上の者が出願資格を得ることができる得点とし、その旨を法科大学院説明会、ウェブページ等であらかじめ公開している。その上で、当該条件に合致する具体的な得点を決定し、『学生募集要項』に明記するとともに、本研究科のウェブページに掲載している。なお、この基準点は、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告（平成 21 年 4 月 17 日）が「総受験者の下位から 15%程度の人数を目安として」設定されるべきであるとしていることを考慮したものである。《別添資料 1 パンフレット 16 頁》《別添資料 5 各募集要項 2 頁》《資料 1 年度別・コース別出願要件としての適性試験得点》【解釈指針 6-1-4-2】

なお、適性試験は4部から構成されているところ、本研究科ではその第4部の得点を参照していない。これは、2年コースにおいては法律科目の論文式試験、3年コースにおいては小論文試験を、それぞれ実施していることから、志願者の表現力はこれらの試験において評価すれば足りると考えていることによる。【解釈指針 6-1-4-1】

## 《資料 1 年度別・コース別出願要件としての適性試験得点》

年度	コース	出願要件としての適性試験得点
平成 24 年度	3年コース	203 点
	2年コース	183 点
平成 25 年度	3年コース	185 点
	2年コース	
平成 26 年度	3年コース	150 点
	2年コース	
平成 27 年度	3年コース	151 点
	2年コース	
平成 28 年度	3年コース	143 点
	2年コース	
平成 29 年度	3年コース	136 点
	2年コース	

**(2) 小論文試験及び口述試験による判断力、思考力、分析力及び表現力等の評価**

法科大学院における学修の前提となる判断力、思考力、分析力及び表現力等は、適性試験の成績により評価されるほか、とりわけ3年コースの小論文試験並びに3年コース及び2年コースについて行われる口述試験において適切に評価している。

このうち、3年コースの小論文試験は、価値観又は視点が異なることにより複数の意見や結論を生ずるテーマについて、それぞれの価値観又は視点から論じさせる問題を出題することにより、判断力、分析力及び思考力を評価するとともに、限られた文字数の中にその思考過程を表現させることにより表現力を評価することを目指している。《別添資料58 平成29年度入学者選抜試験「小論文試験」問題冊子》

他方、口述試験においては、試験室ごと及び試験委員ごとの評価が公平・適確に行われるようにするために、入試委員が口述試験委員に対して説明する機会を複数回設けているほか、入試委員が例題及び注意事項を作成・提供するなどの措置をとっている。

なお、未修者試験において、法律学の知識及び能力の到達度を測るための試験の結果を考慮することはしていない。【解釈指針6-1-4-3】

### (3) 法律科目試験

法学既修者コース(2年コース)の入学試験における法律科目試験の科目と出題範囲は、法学未修者コース(3年コース)の1年次における必修科目及び選択必修科目の授業科目及び範囲と概ね一致している(「基準4-3-1に係る状況(3)」を参照)。

### (4) 飛び入学者向け入学試験における判定

パンフレットにおいて、学部3年を優秀な成績で修了する見込みがあることが求められる旨を明らかにし、募集要項においては、具体的出願資格として、「在学する大学に入学後、2年次終了までに64単位以上の単位を修得し、その修得したすべての単位の75%以上が100点満点中80点以上又は優以上であること」を求める旨を明示している。そして、飛び入学資格で出願した者が、「在学する大学の3年次終了までに100単位修得し、その修得したすべての単位の75%以上が100点満点中80点以上又は優以上であること」という条件を満たさなかった場合には、入学許可後においても、その入学許可を取り消すこととしており、その旨も募集要項で明示している。《別添資料1 パンフレット16頁、別添資料5 特別入試募集要項1頁》【解釈指針6-1-4-4】

**基準 6-1-5**

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

**(1) 多様な経験を持つ者の受入れ**

本研究科では、多様な人材を学生として受け入れるために、適性試験、筆記試験（法律科目試験又は小論文試験）の成績、大学在学時の学業成績のほかに、これまでの経験及び活動実績を評価項目に加えて、入学者の選抜を行っている。

まず、実務等の経験がない学部在学者等については、入学願書とともに提出する志望理由書において、外国語の能力や課外活動等の実績を志望理由と関連付けて記載できるようにするとともに、口述試験においてその具体的説明を求め、それらの能力・経験を実務法曹としての活動の中でどのように活かしていこうと考えているかを尋ねている。特に3年コース志願者には、所定の様式による「資格及び活動実績に関する調書」の提出を認め、資格及び活動実績について具体的に記述させて、口述試験における前記質疑の素材としている。

他方、実務等の経験を有する者については、3年コースに志願する人が多いことを前提として、前記の「資格及び活動実績に関する調書」によって実務経験及び社会経験等を具体的に記載させることにより、口述試験における前記質疑の素材としている。2年コース志願者であっても、入学願書の履歴の記載により実務等の経験があることが分かる場合には、口述試験においてその内容を尋ねるなどして、実務法曹としての活動にその経験をどのように活かそうとしているかなどを尋ねることとしている。志望理由書の記載がその際の重要な資料となり得ることは、前記と同様である。《資料1 出願書類一覧》《別添資料5 一般入試募集要項4頁、冬季一般入試募集要項4頁、特別入試募集要項3頁》【解釈指針6-1-5-1(1)及び(2)】

## 《資料1 出願書類一覧》

書 類	2年コース	3年コース
入学願書・受験票・写真票	◎	◎
卒業（修了）証明書又は 卒業（修了）見込証明書	◎	◎
学位授与証明書又は 学位授与の申請を受理した旨の証明書	○	○
成績証明書	◎	◎
適性試験成績カード 又は成績証明書	◎	◎
志望理由書	◎	◎
資格及び活動実績に関する調書		○
写真	◎	◎
入学試験関係書類送付用封筒	◎	◎
合格通知書等受取用住所シール	◎	◎
登録原票記載事項証明書（外国人）	○	○
履歴書（外国人）	○	○

国費外国人留学生証明書	○	○
-------------	---	---

(注) 出願コースごとに、出願者全員に提出を要求しているものに「◎」、該当者に提出を要求しているものに「○」を付している。

**(2) 他学部出身者及び社会人の受入れ**

本研究科では、入学者の多様性を確保し、多様な人材から実務法曹に適した人材を発掘するという観点から、他学部出身者及び社会人(「基準2-1-1に係る状況(4)」参照)を一定比率以上入学させるようにするために、以下のような措置を講じている。

まず、他学部出身者及び社会人を受け入れて基礎から法学教育を行うための3年コースの定員を1学年の入学定員の37.5%(40人中15人)とし、入学者のうちこれらの者が占める割合が3割以上となるよう努めている。

もともと、法学部等に在学する学生が3年コースに志願し、入学することも多く、同コースの入学者がすべて他学部出身者又は社会人であるわけではない。そこで、2年コースと3年コースとを問わず、口述試験において、他学部出身者及び社会人に対して法科大学院への志望理由を積極的に質問し、志願者の専門分野の事項について説明を求めて、説明能力やコミュニケーション能力を確認するなどの措置をとっている。

実際、研究科設置以来の各年度の入学者における他学部出身者及び社会人の割合は、おおむね30%の水準を維持しているが、平成26年度の入学者選抜においては、この割合が低下した。このため、平成27年度入学者選抜から、適性試験の評価割合を下げるなどの改善を図り、同年度以降の入学者実績において、その成果が現れている。《資料2 他学部出身者又は社会人に該当する入学者の割合》【解釈指針6-1-5-1(3)】

《資料2 他学部出身者又は社会人に該当する入学者の割合》

入学年度	2年コース	3年コース	全体
平成16年度	31.0%	82.6%	53.8%
平成17年度	25.6%	33.3%	27.5%
平成18年度	33.3%	67.7%	39.2%
平成19年度	48.5%	23.5%	40.0%
平成20年度	53.8%	47.6%	51.1%
平成21年度	14.3%	61.5%	29.3%
平成22年度	13.0%	44.4%	26.8%
平成23年度	14.3%	43.8%	25.0%
平成24年度	12.9%	46.2%	22.7%
平成25年度	25.0%	46.7%	31.9%
平成26年度	3.6%	25.0%	11.4%
平成27年度	40.9%	41.7%	41.2%
平成28年度	36.4%	100%	56.3%
平成29年度	44.4%	42.9%	43.8%

## 6-2 収容定員及び在籍者数等

## 基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

## (基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の収容定員は、120名である。この点は、平成24年度以降、変更していない。これに対して、平成28年度当初の在籍者数（原級留置者及び休学者を含む）は78名、同じく平成29年度当初の在籍者数は56名であり、在籍者数が収容定員を上回る事態は生じていない。《添付資料 様式2-1 学生数の状況 在籍者数の状況》《資料1 在籍者数》【解釈指針6-2-1-1】。

なお、在学者数の増加の原因となり得る原級留置者については、クラス担任教員による履修指導制度及び2年以上の原級留置者に対する退学勧告制度が設けられており、修了の見込みがないまま在学を続けることのないよう指導する制度が整備されている。《別添資料7 進級基準等に関する細則〔第4条～第6条〕》

## 《資料1 在籍者数》

年度	入学定員	収容定員	入学者数	年度当初在籍者数	差	復学者数	休学者数	年度内退学者数	修了者数	年度末退学者数	年度末在籍者数	原級留置者数
		A		B	B-A							
16	50	50	52	52	2	—	2	0	0	2	50	0
17	50	100	51	101	1	1	3	1	28	4	68	0
18	50	150	51	119	-31	1	2	0	55	2	62	2
19	50	150	50	112	-38	0	4	0	51	3	58	2
20	50	150	47	105	-45	2	3	2	39	0	64	3
21	50	150	41	105	-45	3	0	1	41	1	62	1
22	40	140	41	103	-37	0	2	1	48	1	53	1
23	40	130	44	97	-36	1	4	0	32	0	65	7
24	40	120	44	109	-11	1	5	2	42	0	65	8
25	40	120	47	112	-8	2	14	5	44	1	60	5
26	40	120	44	104	-16	5	7	4	30	3	67	12
27	40	120	34	101	-19	0	14	1	36	2	62	29
28	40	120	16	78	-42	6	13	3	27	8	40	29
29	40	120	16	56	-64							

(注) 「在籍者数」には休学者を含み、「退学者数」には除籍者を含む。

**基準 6-2-2**

**入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。**

**(基準 6-2-2 に係る状況)**

各年度の入学者選抜の際には、2年コース及び3年コースそれぞれの入学定員に合致する入学者が得られるよう、前年度の傾向などを参照しながら最終合格者数を決定している。本研究科は、入学定員が少ないため、合格者のうちの少数の者の動向により、入学定員と入学者数との差が生じやすい。

そこで、両者の乖離が生じないようにするため、2年コースと3年コースの合格発表を同時に行うとともに、追加合格候補者への通知を合格発表の段階から行うなどの対策を講じている。また、適性試験の得点に係る出願要件については、受験者の動向等を考慮して逐次変更を行っており、平成27年度以降の入学試験では、適性試験の得点分布において下位から15%（従来は30%）以上の者に変更している（「基準 6-1-4 に係る状況(1)」参照）。

これらの措置によって、入学者数を全体として入学定員と乖離しない状態を維持できてきた。《資料1 年度別・コース別入学者数》《添付資料 様式2-1 学生数の状況 入学者選抜の状況》【解釈指針 6-2-2-1】

しかし、平成29年度の入学定員充足率は50%を下回っており、今後は、入学定員と著しく乖離しないようにするための更なる工夫が必要である。もっとも、平成28年度までの4年間において、入学定員充足率が50%を下回ったことはなく、【解釈指針 6-2-2-2】には該当しない。《資料1 年度別・コース別入学者数》《添付資料 様式2-1 学生数の状況 入学者選抜の状況》

また、入学者数が全体として10人を下回ったことはなく、【解釈指針 6-2-2-3】には該当しない。《資料1 年度別・コース別入学者数》《添付資料 様式2-1 学生数の状況 入学者選抜の状況》

## 《資料1 年度別・コース別入学者数》

年度	コース	入学定員	入学者数	過不足	(参考) 合格発表者数
23	2年コース	25	28	3	41
	3年コース	15	16	1	28
	合計	40	44	4	69
24	2年コース	25	31	6	53
	3年コース	15	13	-2	29
	合計	40	44	4	82
25	2年コース	25	32	7	40
	3年コース	15	15	0	28
	合計	40	47	7	68
26	2年コース	25	28	3	40
	3年コース	15	16	1	30
	合計	40	44	4	70
27	2年コース	25	22	-3	45
	3年コース	15	12	-3	31
	合計	40	34	-6	76
28	2年コース	25	11	-14	28
	3年コース	15	5	-10	13
	合計	40	16	-24	41
29	2年コース	25	9	-16	20
	3年コース	15	7	-8	14
	合計	40	16	-24	34

(注) 3年コースの合格発表者数には、併願した2年コースの合格者の数を含んでいるため、合計の合格発表者数には同一志願者が重複して含まれる場合がある。

**基準6-2-3：重点基準**

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

(1) 現状

本研究科の入学者選抜における競争倍率(合格者数に対する受験者数の割合)は、2倍程度であり、実質的な競争が確保されている。《添付資料 様式2-1 学生数の状況 入学者選抜の状況》《資料1 入学者選抜の状況》【解釈指針6-2-3-1】

また、法律基本科目のすべての分野について少なくとも1名の専任教員を置き、法律実務基礎科目に関するみなし専任教員、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を担当する教員を合わせて、全体で22名(平成29年5月1日現在)の専任教員により教育を担当しており、その他の授業担当教員を合わせれば、収容定員120名の法科大学院における教育に十分な教員体制を組むことができている。

(2) 改善への取組

平成22年度の入学者選抜以降、入学定員を10名減員し、40名(2年コース25名、3年コース15名)に変更したが、これ以降、再度の入学定員の見直しは行っていない。

その一方で、入学者選抜方法の改善の試みを続けている。たとえば、入学者の質を維持するため、平成26年度以降の入学者選抜において、適性試験得点分布において下位から15%以上(従来は30%)に出願資格を認める変更を行った(「基準6-1-4に係る状況(1)」を参照)。また、2年コース入学試験の法律科目試験において、従来は、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法も、短答式問題による試験を課していたが、2年コース生の入学後の成績等に鑑み、短答式では必ずしも受験生の能力を十分に判定できないおそれがあるとの判断から、平成28年度入試からは行政法と刑事訴訟法の、平成29年度入試からは商法と民事訴訟法の、それぞれ短答式問題による法律科目試験を実施しないこととした。この改革により、所要のカリキュラム改正を実施している(「基準2-1-3~4に係る状況」、「基準4-2-1に係る状況」、「基準4-3-1に係る状況」を参照)。

また、口述試験の方法についても、一般に近時では、社会人経験を有する者などが相対的に減少し、法学部在学者及び他法科大学院修了者がその多くを占めるようになってきている状況に対応し、平成27年度入試以降、双方向・多方向の授業に耐え得るコミュニケーション能力等の評価を重視するなど、改善に努めている。その結果、同年度入試以降、社会人経験者(実務の経験を有する者)の入学生が増加している。《添付資料 様式3 入学者選抜の状況》

さらに、千葉大学法政経学部の学生に向けたガイダンスを実施しており、その中で、優秀な法曹人材の発掘のため、早期卒業者・飛び入学向けの特別入学者選抜制度を紹介し、その制度を活用する際の学習上の留意点を含めた説明を行っている。このほか、平成28年度以降は、学外における説明会なども積極的に行っている。学内での説明会も、従来は7月上旬に1回のみ実施していたが、平成28年度からは、千葉大学学部生向けの説明会と、一般向け説明会との2回に分けて実施している。《別添資料 59 平成29年度 入試説明会一覧》

なお、過去5年間において、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回った年度は1回のみであるため、【解釈指針6-2-3-2】は該当しない。《資料1 入学者選抜の状況》《添付資料 様式2-1》

## 《資料1 入学者選抜の状況》

年度	コース	入学定員	出願者数	受験者数	合格者数	競争倍率	入学者数
		A	B	C	D	C/D	
23	2年コース	25	341	299	41	7.3	28
	3年コース	15	124	113	28	4.0	16
	合計	40	465	412	69	6.0	44
24	2年コース	25	222	193	53	3.6	31
	3年コース	15	64	55	29	1.9	13
	合計	40	286	248	82	3.0	44
25	2年コース	25	122	108	40	2.7	32
	3年コース	15	64	61	28	2.2	15
	合計	40	186	169	68	2.5	47
26	2年コース	25	117	100	40	2.5	28
	3年コース	15	62	61	30	2.0	16
	合計	40	179	161	70	2.3	44
27	2年コース	25	84	71	45	1.6	22
	3年コース	15	52	51	31	1.6	12
	合計	40	136	122	76	1.6	34
28	2年コース	25	59	50	28	1.8	11
	3年コース	15	38	33	13	2.5	5
	合計	40	97	83	41	2.0	16
29	2年コース	25	50	40	20	2.0	9
	3年コース	15	35	31	14	2.2	6
	合計	40	85	71	34	2.1	16

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科の入学者選抜は、特に3年コースの小論文試験及び2年コースと3年コースの双方に課している口述試験において、「生きている一人ひとりのために」「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」を養成するというアドミッション・ポリシーに即した、特色あるものとなっている。

特に小論文試験においては、アドミッション・ポリシーに即して、人間・社会に関連した問題について多角的な視点からの論述を求めることによって、それらの問題に優れた分析力、柔軟な思考力によって対応できる学生を選抜しようとしている。

また、口述試験においては、アドミッション・ポリシーに適合した入学者を選抜するために、関連した質問を通じて、社会的問題に対する理解力、判断力等を持つ学生を選抜している。

これらの入学者選抜の方法により、相当の学習能力とともに豊かな人間性を持つ集団を入学者として迎えることができている。

### (2) 課題等

入試の手法等について課題はないものの、近時では志願者が減少傾向にあり、平成28年度及び平成29年度の入学定員充足率は50%を下回った。双方向的・多方向的授業をより充実させるため、及び、学生間の競争的環境を整備するため、入学定員と著しく乖離しないようにするため更なる工夫を講じることが今後の課題である。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 学習支援

##### 基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

##### (1) オリエンテーション

本研究科では、毎年度、前期及び後期の各セメスターの開始直前に全学生を対象としたオリエンテーションを実施し、学習のために必要な情報全般を提供している。《添付資料 履修案内2頁、20頁》

前期のオリエンテーションは、当該年度全体を対象とする説明を行うとともに、新入生にとっては本研究科における学修全体に関するガイダンスであるので、2日間の日程をとって実施している。1日目の午前中には、全学生に対して、本研究科の教育理念・目標、カリキュラム（特に前年度からの変更点）、履修上の注意事項、ウェブ授業情報ページの利用方法の説明などを行った上で、新入生に対して教室、資料室、自習室等の案内及び利用方法・規則の説明を行っている。

1日目の午後と2日目には、各学年に分けて、授業科目別のオリエンテーションを行っている。科目別オリエンテーションは、原則として授業担当教員が自ら行い、ほぼ全科目について実施されている。授業科目に割り当てられる説明時間は、おおむね10～20分である。特に双方向的・多方向的な授業方法について、具体的イメージを提供するために、実際の授業方法を例示的に示すなどの工夫をしながら説明を行っている。《別添資料 60 平成29年度前期オリエンテーション配布資料一覧》《別添資料 61 平成29年度前期オリエンテーション日程表》

後期のオリエンテーションは9月末に行っている。その目的は、学生に履修登録手続等を確認させるとともに、当該年度に予定していた履修計画が順調に進行しているかを再確認させることなどにある。後期開講の科目の一部について、前期オリエンテーションの補足的な説明を行うこともある。《別添資料 62 平成28年度後期オリエンテーション日程表》【解釈指針7-1-1-1】

##### (2) 個別の相談機会の提供など

オリエンテーションが学生全体に対する学修支援のための情報提供の場であるのに対して、個別の学生に対する支援は、各授業科目の授業後に教室等で担当教員が質問を受け付けること、後出(5)のオフィスアワーを設定して面会すること、個々の教員がメール等の予約により面会を受け付けること、などの方法によって行われる。また、『履修案内』では、授業担当教員、クラス担任教員、学務教員及び学生支援委員の役割を明記して、相談の便宜を図るとともに、門戸を広く開いている（「基準3-2-1に係る状況(3)」も参照）。さらに、研究科長が年2回、学生との懇談会を行うほか、個々の学生の相談に応ずる頻度も高い。これらも、小規模法科大学院である本研究科の特色といえる。《添付資料 履修案内11頁、30頁》《別添資料 51 平成28年度「専門法務研究科学生との懇

談会要旨」》【解釈指針7-1-1-1】

**(3) 入学前及び入学時における学習支援**

入学時の学習支援としては、以下のものがある。

① 入学者に対しては、入学後に履修する授業科目（法律基本科目）の準備のために、入学前に講読しておくべき文献のリストなどを作成し、入学手続の際に交付している。《別添資料11 平成29年度入学者指定図書について》【解釈指針7-1-1-2（1）】

② 入学予定者を対象にして、ウェブ上で「入学前学習ガイド」を実施しており、平成28年度前期に行った学生授業評価アンケートにおいても、良好な成果が得られている。《別添資料12 平成29年度WEB 入学前学習ガイド》

③ オリエンテーションの中でも、新入生に対して様々な配慮をしている。

まず、4月に実施される前記オリエンテーション1日目の最後にクラス別の談話時間を設けて、打ち解けた雰囲気づくりに努めている。

次に、同オリエンテーションの2日目終了後には、新入生に対して在學生（院生会幹事）が自習室の管理その他について説明を行う時間を設けている。あえて教員が同席しないこととしており、学年を越えた学生間の繋がりを作る契機となっている。

④ 4月のオリエンテーション後、3年コース生と2年コース生の双方の新入生全員を対象として、法情報検索講習を実施している。内容は、図書館及び法律関係データベースの利用実習である。できるだけ早い時期に、本研究科における法学学習のノウハウを獲得することができるよう配慮したものである（「基準2-1-6に係る状況（3）」参照）。《別添資料60 平成29年度前期オリエンテーション配布資料一覧》、《別添資料61 平成29年度前期オリエンテーション日程表》【解釈指針7-1-1-2（1）】

**(4) 法学未修者に対する配慮**

法学未修者には、初めて接する法学の考え方に一刻も早く慣れて、法律基本科目の順調な学修ができるようにするため、入学時を中心に、次のような方策を講じている（「基準2-1-1に係る状況（4）」も参照）。

① 前記の入学前講読図書の指示において、法学未修者には特別の配慮をして、より詳細な注意事項を記載している。また、科目によっては、厳選した文献のリストを別途提示している。

② 同じくウェブ上の「入学前学習ガイド」においては、法学未修者に対するサイトを独立して設定しており、法学の学習状況に応じたアドバイスを記載している。

③ オリエンテーションにおける1年次配当科目の説明には、他学年の授業科目よりも長い時間を配分して、それぞれの法分野の特徴や勉強方法にも触れながら説明をしている。これは、法学未修者がスムーズに法学の学習を始めることができるようにするという配慮に基づいている。

④ 導入的・補習的科目である選択必修科目第3群の授業科目を、旧カリキュラムでは6科目を、新カリキュラムでは7科目を、それぞれ開講している。これらの授業においては、基本的な事項について時間をかけて説明するほか、法学の基本的な考え方を学ぶ科目をも配置して、法学未修者が着実に学習を進めることができるよう配慮している。

⑤ 平成27年度から、法学未修者1年次向けに、修了生弁護士によるチューター制度を採用している（後出（6）参照）。【解釈指針7-1-1-2（2）】

### （５）オフィスアワーの設定

本研究科の専任教員（みなし専任教員を含む。）及び本学法政経学部に所属する法学系の兼任教員には、毎週一定の時間を定めて、最低 90 分のオフィスアワーを設定することを義務付けている。

オフィスアワーの曜日・時間帯は、教員のメールアドレスとともに、オリエンテーションの際に配布する資料により学生に通知している。ウェブ授業情報ページにも、オフィスアワー時間表を掲載し、各教員の入力したページにリンクが張られている。学生は、そのページを閲覧することにより、教員への連絡方法などを知ることができる。《別添資料 27 平成 29 年度授業担当教員一覧》《別添資料 10 ウェブ授業情報ページ「オフィスアワー」》

オフィスアワーにおいて学生が相談に訪れる教員は、授業担当教員のほかに、クラス担任教員であることも多い。担任教員からクラスの学生にあてた通知は、ウェブ授業情報ページの「クラスのページ」に掲載され、学生は随時これを閲覧することができる。《別添資料 10 ウェブ授業情報ページ「クラスのページ」》《添付資料 履修案内 10 頁》【解釈指針 7-1-1-3】

### （６）教育補助者の整備

教員以外の者が学生の学習を補助・支援する制度としては、1 年次生の学習サポートを行うために、3 年次生のティーチング・アシスタント（TA）を配置して、学習支援を行っている。《別添資料 63 千葉大学ティーチング・アシスタント実施要領》《別添資料 64 TA（Teaching Assistant）の心得（平成 28 年）》《別添資料 65 ティーチング・アシスタント制度の運用についての検討》

また、法学未修者 1 年次生を対象として、本研究科の修了生弁護士によるチューター制度を採用している。これは、平成 26 年度の試行を経て、平成 27 年度から本格的に導入したものである。

これらのティーチング・アシスタントやチューターは、本研究科の専任教員の監督のもとで指導を行っている。また、いずれの指導においても、重視されているのは、基本書や判例を読むに当たっての基本的な作法等である。試験対策的な受験技術に偏ったものは想定していない《別添資料 13 平成 27 年度チュートリアルについて》《別添資料 14 平成 29 年度チューター制度実施要領》。【解釈指針 7-1-1-4 及び 5】

以上の他、平成 28 年度からは、本研究科の修了生弁護士等の若干名をフェローとして任用し、本研究科の 3 年次生が起案した法律文書を添削指導し、適切な法律文書の作成に向けた指導を行っている。これについても、本研究科教員がコーディネーターとして監督しており、実施に先立って説明会（1 回）を実施し、司法試験の試験対策に偏った指導にならないように注意を促している。さらに、実施途中及び実施後に懇談会を開催して、実施状況の把握と次年度に向けた調整を行っている。《別添資料 66 平成 29 年度前期「修了生フェローによる起案指導」について（説明）》。【解釈指針 7-1-1-4 及び 5】

7-2 生活支援等

**基準 7-2-1**

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(1) 経済的支援

(基準 7-2-1 に係る状況)

法科大学院における学修に際して経済的困難のある学生に対しては、以下の方策によってこれを支援し、学習に専念できるよう配慮している。

① 本学全体の制度として授業料免除制度があり、相当数の学生が全額又は半額の免除を受けている。《資料1 授業料免除者数》《別添資料 67 千葉大学「学生生活のために」(平成 29 年度) 33～34 頁》

② 平成 18 年度以降、本研究科における奨学金給付等を目的とした寄付がなされたため、これを原資として、本研究科独自の奨学金制度である「千葉大学法科大学院奨学金」の運用を開始した。その総額は当該年度における寄付金の金額により異なるが、平成 28 年度には 6 名の学生に対して、総額 90 万円の奨学金を支給している。《資料2 千葉大学法科大学院奨学金支給状況》《別添資料 68 千葉大学法科大学院奨学金給付生選考基準》

③ 日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金及び第二種奨学金について、『履修案内』で紹介するなどの便宜を図っており、学生の利用率も高い。《資料3 日本学生支援機構奨学金受給者数》《添付資料 履修案内 18 頁、37 頁》《別添資料 67 千葉大学「学生生活のために」(平成 29 年度) 30～33 頁》

④ このほか、各種奨学団体から推薦の依頼があったときは、学生に紹介するとともに、研究科として積極的に推薦している。現在のところ、千賀法曹育英会奨学金が、ほぼ毎年、本研究科の学生 1 名に対して支給されており、末延財団奨学金の受給者の例もある。【解釈指針 7-2-1-1】

《資料1 授業料免除者数》

年 度	1 年 生	2 年 生	3 年 生
平成 16 年度	4	6	—
平成 17 年度	3	8	6
平成 18 年度	3	12	4
平成 19 年度	7	18	13
平成 20 年度	3	12	20
平成 21 年度	6	18	15
平成 22 年度	5	6	12
平成 23 年度	5	17	3
平成 24 年度	8	9	15
平成 25 年度	10	21	8
平成 26 年度	5	14	14
平成 27 年度	7	16	16
平成 28 年度	4	11	4

## 《資料2 千葉大学法科大学院奨学金支給状況》

年 度	受給者数	支給総額(万円)
平成 18 年度	1	60
平成 19 年度	—	—
平成 20 年度	—	—
平成 21 年度	2	60
平成 22 年度	4	120
平成 23 年度	6	180
平成 24 年度	6	180
平成 25 年度	6	180
平成 26 年度	6	90
平成 27 年度	6	90
平成 28 年度	6	90

(注) 平成 19 年度及び 20 年度には、奨学金給付を目的とする寄付がなされなかったため、奨学金は支給されなかった。

## 《資料3 日本学生支援機構奨学金受給者数》

年 度	受給者数		
	1 年生	2 年生	3 年生
平成 16 年度	10	14	—
平成 17 年度	8	26	4
平成 18 年度	1	18	8
平成 19 年度	7	11	0
平成 20 年度	7	13	1
平成 21 年度	5	17	2
平成 22 年度	4	13	2
平成 23 年度	8	14	1
平成 24 年度	10	14	2
平成 25 年度	5	13	0
平成 26 年度	9	14	0
平成 27 年度	5	16	14
平成 28 年度	5	9	8

(注) 1. 平成 16 年度から平成 26 年度までは、各年度に新規に受給者となった学生の数を記載している。

2. 平成 27 年度から、各年度の受給者総数を記載している。(データの集計方法の見直し。)

## (2) その他の生活支援

経済面以外での学生生活の支援を多様な側面から行うために、次のような体制を整えている。

① 健康管理については、本学総合安全衛生管理機構において、毎年4月に学生の定期健康診断を実施するほか、随時健康相談(カウンセリングを含む。)を受け付けている。必要があるときは、本学医学部附属病院に学生を紹介し、相談・診察を受けることができ

るようにしている。《別添資料 69 平成 29 年度学生健康診断のお知らせ》《別添資料 70 千葉大学総合安全衛生管理機構ホームページ》

② ハラスメント対策、すなわち、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の防止については、近年、本学全体で取組を進めており、本研究科にも2名のハラスメント相談員を配置しているほか、毎年4月のオリエンテーションでは、大学作成のパンフレットを配布して、本学のハラスメント対策と相談窓口の存在などを学生に周知している。《資料4 国立大学法人千葉大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程（抄）》《別添資料 60 平成 29 年度前期オリエンテーション配布資料一覧》《別添資料 71 ハラスメントのないキャンパスを》

また、ハラスメントがあったと考えた学生は、部局ごとの前記ハラスメント相談員又は全学の学生相談室を相談窓口として相談、調査又は調停を申し出ることができ、申出があった場合には全学のハラスメント対策委員会が必要な対応を行うこととされている。

③ 上記の学生相談室は、学生の生活相談全般のために設けられた全学的組織であり、グランドフェロー制度（教員・元教員が相談に応じる制度）をもとに、月曜から金曜までの毎日、相談に応じている。《別添資料 72 千葉大学なんでも相談「学生相談室」ホームページ》

また、本研究科の制度として、クラス担任教員も、学生の日々の相談に応じている（「資料3-2-1に係る状況（3）」参照）。

④ 学生の学業と生活（教職員においては、職務と生活）の両立を支援するため、大学全体で様々な取組がなされており、勉学中に幼児を預かる保育園を（本研究科がある）西千葉キャンパス内に設置している。このことは「学生募集要項」において紹介し、幼児を抱える志願者の出願と学習を支援しており、これまで本研究科では2名の学生がこの制度を利用している。《別添資料5 募集要項6頁、12頁》【解釈指針7-2-1-2】

⑤ 平成28年度より、女性法曹養成支援の一環として女性の学生に対する住居費の補助による学生生活の支援及び修学環境の整備並びに住居への安全なアクセスを行う措置として、女性学生に対する住居費補助を行っている。平成28年度は5名の女性学生が、平成29年度第一四半期は6名の学生が、それぞれ補助を受けている。《別添資料73 千葉大学大学院専門法務研究科女性学生住居費補助実施要項》

《資料4 国立大学法人千葉大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程（抄）》

制 定 平成16年4月1日  
最近改正 平成26年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人千葉大学就業規則第24条の規定に基づき、国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）における職員の就労上及び学生等の修学上の快適な環境を形成するため、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 7-3 障害のある学生に対する支援

**基準 7-3-1**

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

**(1) 施設・設備面**

身体障害者の履修については、千葉大学全体として対応する体制が整えられており、施設・設備面では、建物入口のスロープ設置、エレベータ設置、障害者用トイレの整備などのバリアフリー化が進められている。

本研究科の教室に関しては、大講義室はもとより、小規模の講義室においても、車椅子で授業に参加することが可能になっている。

更なる改修その他の対応が必要となった場合には、大学本部と協議することを予定している。そうした前提の下で、入学者選抜への志願の際に、「身体障害者等事前相談申請書」によって申出をする制度が用意されている（「基準 6-1-3 に係る状況 (3)」参照）。

**(2) 修学のための支援等**

実習科目である「エクスターンシップ」については、実務法曹として就業可能な障害を持つ学生に対し、弁護士であるみなし専任教員において自ら又は対応可能な法律事務所を手配することにより対応することを予定している（身体障害のケースではないが、懲戒処分を受けた学生を担当した例がある。）。

学内での授業のノートテイクは、学部レベルでは学生ボランティアによって既に実施されているほか、本研究科においても、必要に応じて大学本部と協議しつつ支援の体制を整えていくことになるが、健康上の理由でノートテイクが困難な学生に対しては、授業担当教員の個別の判断によって録音許可などの配慮がなされることもある。《別添資料 74 障害学生修学サポート案内》

## 7-4 職業支援（キャリア支援）

### 基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

#### （基準7-4-1に係る状況）

本研究科の就職支援としては、主に以下のものがある。

① 本研究科では、就職支援担当教員を配置して、千葉県弁護士会所属弁護士であるみなし専任教員とも連絡しつつ、同会と連携して学生の就職支援を行っている。その観点からすると、本研究科の最大の就職支援は、3年次の必修科目である「エクスターンシップ」を通じたものであるといえる。すなわち、同科目は、就職担当の学生支援委員の関与のもとで実施され、司法修習後の就職先を実質的に提供する意義をも有している。実習の前後には、担当弁護士等を交えた意見交換会も行われている。

なお、修了生に関する情報は、事務部大学院学務グループにおいて管理し（「基準11-2-2に係る状況」参照）、その他の就職に関する情報と合せて、就職支援担当教員を中心に収集、分析等を行っている。

② 市民法務を中心に扱う法曹への進路を拓くものとしては、弁護士となった本研究科修了生による就職ガイダンス及び千葉県弁護士会の協力のもとで開催される同会所属弁護士と本研究科修了生との懇談会がある。このうち后者は、毎年6月を目途に開催しており、本研究科も組織的に関与している。《別添資料 75 「就職座談会」の開催について》、「就職座談会のお知らせ」（平成29年度）》

③ 千葉県弁護士会以外の弁護士の講演会等を企画し、その関連事務所への訪問等の機会を与えることもある。

④ 法科大学院協会、日本弁護士連合会、官公庁その他の説明会、シンポジウム等の情報は、ウェブ授業情報のニュース欄等に随時掲載して、学生に周知している。また、本研究科の修了予定者に対してジュリナビに関する情報を提供するとともに、ジュリナビへのアドレス登録を推奨している。《別添資料 10 ウェブ授業情報ページ 「ニュース掲示板」》《別添資料 76 法科大学院修了生就職・就業動向調査に伴うメールアドレス配布のご案内》

⑤ このほか、千葉地方検察庁による法科大学院生体験型プログラムを案内するなどの措置もとっている。《別添資料 77 千葉地方検察庁「法科大学院生体験型プログラム（事件相談編・放火）の御案内」》

⑥ クラス担任も、学生の身近な相談窓口として、学生の学習上、進路上の相談に応じている（「基準3-2-1に係る状況（3）」参照）。

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

① 小規模法科大学院の特性を活かして、学生に対する様々な学習支援の体制が構築されている。まず、5人程度の学生を1クラスとするクラス担任制によって、学生生活全般についての相談窓口となる教員が定められていることから、学生が相談しやすい環境が作られている。また、専任教員及び法政経学部所属の法学系の兼任教員は、すべてオフィスアワーを設定して、学生の自由な相談に応じる態勢が整備されている。さらに、これらの教員はウェブ授業情報ページを通して、随時学生に向けて情報を発信することにより、学生が親近感をもって対話できるよう配慮している。このほか、年2回、研究科長等と学生の懇談会を行い、教育上の要望から施設・生活面に関する要望まで幅広く聴取することによって、学生のニーズの把握に努め、具体的な施策の検討に役立てている。

② 本研究科独自の奨学金制度を設け、経済面の支援を行っている。奨学生は成績に基づいて選考されることから、学生のなかにも、奨学生に選ばれることを目指す意識が感じられ、勉学の励みにもなっている。

③ 女性の学生に対する住居費の補助を行うことで、女性学生の修学環境の整備及び住居への安全なアクセスを確保することで、女性法曹養成支援を実施している。

④ キャリア支援の点で、特に千葉県弁護士会との緊密な関係を活かして、3年次の必修科目「エクスターンシップ」の実施等を媒介として、就職先の拡充に努めている。

### (2) 課題等

特になし。

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格及び評価

##### 基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

##### (基準8-1-1に係る状況)

本研究科において授業を担当する教員は、専任教員が22名、本学部局との兼任教員が18名、他大学又は弁護士等との兼任教員が49名（このうち「エクスターンシップ」のみを担当する教員を除くと36名）で、合計89名（同じく53名）である（平成29年5月1日現在）。これらの教員は、教授会における審議を経て採用又は任用されている（「基準8-1-3に係る状況」参照）。

本研究科は、学生は入学定員が40名、収容定員が120名であり、この規模に対応して置くべきものとされている専任教員は12名であるところ、上記22名という員数はこれを満たす（「基準8-2-1に係る状況」参照）。また、本研究科において平成29年度に開講している授業科目は84科目であり、これらの教員によって十分な教育を行うことができている。特に、展開・先端科目の開講については、千葉県弁護士会から、同会所属弁護士の中から、適宜、関係分野を専門とする弁護士の紹介を受ける等の協力が得られている。《添付資料 様式3 教員一覧》《添付資料 様式4 科目別専任教員数一覧》

**基準 8-1-2 : 重点基準**

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

**(基準 8-1-2 に係る状況)**

本研究科には、専攻分野について、(1) 教育上又は研究上の業績を有する者、(2) 高度の技術・技能を有する者、(3) 特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置している。《添付資料 様式3 教員一覧、教員分類別内訳》

なお、本研究科の専任教員の中には、人文公共学府の博士前期課程の授業を担当する教員が存在しており、この点は、【解釈指針 8-1-2-1】との関係で今後の検討課題となる。

**基準 8-1-3**

**教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。**

**(基準 8-1-3 に係る状況)**

**(1) 専任教員の採用・昇任**

本研究科の教員の採用及び昇任は、全学の教員選考規程、及び、本研究科教員の全員が所属する社会科学研究院の内規の定めるところによっている。すなわち、社会科学研究院教授会は、研究院長の推薦する3名の委員によって教員審査委員会を組織し（本研究科所属の教員は、社会科学研究院の法学部門に所属するため、同審査委員会は、法学部門に設けられる）、教員候補者の教育研究業績の審査に当たらせる。同審査委員会は全学規程に基づき審査を行い、審査の経過と結果を関係資料と共に教授会に報告する。審査に際しては、教授・准教授のいずれについても、博士の学位若しくはそれに準ずる研究業績、又は特に優れた実務経験を有することを、基本的な要件としている。また、教授会は、これに基づいて審議を行い、意見を付して教員候補者を学長に推薦する。《別添資料 78 千葉大学社会科学研究院教員審査等に関する内規》《別添資料 79 国立大学法人千葉大学における大学教員の選考に関する規程》

**(2) 兼任・兼任教員の任用**

兼任・兼任教員の任用に関しては、候補者の履歴書及び業績調書に基づき教授会において授業担当の適格性を審議して、普通決議要件により決定している。《別添資料 81 千葉大学大学院専門法務研究科における兼任教員及び兼任教員の任用手続に関する申合せ》

**(3) 専任教員の定期評価**

専任教員に対しては、5年ごとの定期評価を実施しており、平成28年度には、1名の教員に対して定期評価を実施している。現在のところ、評価対象となったすべての教員について、「その職の水準に達している」との評価がなされている。《別添資料 82 千葉大学大学院社会科学研究院教員定期評価に関する申合せ》

## 8-2 専任教員の配置及び構成

**基準8-2-1：重点基準**

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

**（基準8-2-1に係る状況）**

本基準により本研究科に置くことが必要な専属専任教員の数は12名であるところ、平成29年5月1日現在（以下の教員数も同様）、本研究科には14名の専属専任教員を配置している。《添付資料 様式3 教員一覧、教員分類別内訳》【解釈指針8-2-1-1】

また、上記専属専任教員14名のうち11名が教授であり、専属専任教員の半数以上が教授であることを求める本基準の要件を満たしている。【解釈指針8-2-1-2】

さらに、上記専属専任教員は、「基準8-2-2に係る状況」に示すように、法律基本科目についてそれぞれ1名以上、合計で11名を配置しているほか、展開・先端科目や基礎法学・隣接科目の担当教員を含めて、本基準の要件を満たしている。《添付資料 様式4 科目別専任教員数一覧》【解釈指針8-2-1-3】

なお、本研究科の収容定員は120名であるところ、上記の専属専任教員数によって、本基準後段の要件を満たしている。

**基準 8-2-2 : 重点基準**

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

**（基準 8-2-2 に係る状況）**

本研究科には、すべての法律基本科目について、当該科目を適切に指導できる専任教員を配置している。《添付資料 様式3 教員一覧、教員分類別内訳》《添付資料 様式4 科目別専任教員数一覧》

なお、本研究科は、【解釈指針 8-2-2-1】には該当しないが、入学定員が 40 名であるところ、憲法（2名）、行政法（2名）、民法（2名）及び商法（2名）の4科目に複数の専属専任教員を配置している。

**基準 8-2-3**

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

**(基準 8-2-3に係る状況)**

本研究科の専任教員は、その主に担当する授業科目の区分に従うと、法律基本科目担当教員 16 名、法律実務基礎科目担当教員 2 名、基礎法学・隣接科目担当教員 1 名、展開・先端科目担当教員 3 名であり、そのバランスに問題はない。なお、倒産法の授業を担当する能力のある民事訴訟法の研究者は、法律基本科目担当教員として数えている。

また、本研究科の教育理念・目標の観点からみて、本研究科の「教育上主要と認められる授業科目」は、①法律基本科目の必修科目（本研究科が養成の主眼とする市民法務法曹にとって重要な法分野であるとともに、展開・先端的な法分野の学習の基盤となるもの）、②法律実務基礎科目の必修科目（理論・実務間の架橋教育の基幹をなすもの）及び③選択必修科目第3群（3年コース入学者のための導入的・補習的科目であり、新カリキュラムの場合は、「基礎公法特論1・2」、「基礎民事法特論1～4」及び「基礎刑事法特論」の7科目）である。

そこで、この①～③の授業科目における専任教員担当の比率を示しておくとして、平成 29 年度の開講授業科目は 84 科目 155 単位である（1年次の授業科目は新カリキュラムのそれであり、2年次及び3年次の授業科目は旧カリキュラムのそれである）ところ、このうち、①の開講数は 28 科目 56 単位で、専任教員担当のものは 21 科目 42 単位（75%）、②の開講数は 5 科目 10 単位で、専任教員担当のものは 4 科目 8 単位（80%）、③の開講数は 7 科目 14 単位で、専任教員担当のものは 5 科目 10 単位（71.4%）であり、①～③の合計 80 単位で、専任教員担当のものは 35 科目 60 単位（75%）である。以上の比率から、本基準が求める水準は、いずれも十分に満たしている。

なお、選択必修第1群の「倒産法基礎」をはじめ、本研究科の教育理念・目標において重視している「生活者の視点」に直結する授業科目を担当できる教員を含めて、本研究科の教育理念・目標に応じた専任教員を配置している。また、専任教員の年齢構成は、特段の偏りがなく、適正なバランスが取れている。《資料1 専任教員の年齢構成》《添付資料 様式3 教員一覧》【解釈指針 8-2-3-1】

## 《資料1 専任教員の年齢構成（平成 29 年 5 月 1 日現在）》

年 齢	人数
60 歳～	3 名
50 歳～59 歳	8 名
40 歳～49 歳	6 名
～39 歳	5 名

**基準 8-2-4 : 重点基準**

基準 8-2-1 に定める専属専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

**(基準 8-2-4 に係る状況)**

本研究科には 3 名の実務家専属専任教員がおり、基準 8-2-1 に定める専属専任教員の数 (14 名) の 2 割を超す比率となっている。

実務家教員 3 名は、平成 29 年 5 月 1 日現在、いずれも専攻分野における実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有すると認められる。また、担当する授業科目はすべて、その実務経験との関連が強く認められる科目である。《添付資料 様式 3 教員一覧》【解釈指針 8-2-4-1】

実務家教員 3 名のうち 2 名は、いわゆる「みなし専任教員」(1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の本研究科の組織の運営について責任を有する) である。なお、これらの教員は、教授会の構成員となっているのみならず(千葉大学大学院専門法務研究科教授会規程第 2 条第 3 号)、担当する法律実務基礎科目の授業運営、成績評価等の責任者となっており、本研究科の組織の運営について責任を担っている(「基準 2-1-6 に係る状況 (5)」参照)。《添付資料 様式 3 教員一覧》《別添資料 80 千葉大学大学院専門法務研究科教授会規程》【解釈指針 8-2-4-2】

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専属専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

基準 8-2-4 に適合する実務家専任教員 3 名は、いずれも実務の経験を有する者である。《添付資料 様式 3 教員一覧、教員分類別内訳》

### 8-3 教員の教育研究環境

#### 基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

#### (基準 8-3-1 に係る状況)

本研究科専任教員の年間総授業単位数（平成 29 年度）は、《添付資料 様式 3 教員一覧》に記載したとおりであり、20 単位を超える者が 4 名存在するが（ただし、他大学における担当授業科目を除けば、いずれも 20 単位を超えていない）、いずれも 30 単位を超えておらず、【解釈指針 8-3-1-1】を満たす。《資料 1 専任教員の授業負担（平成 29 年度）》

#### 《資料 1 専任教員の授業負担（平成 29 年度）》

年間総授業単位数	人数
10 単位以下	11 名
10 単位超 20 単位以下	7 名
20 単位超 30 単位以下	4 名

**基準 8-3-2**

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

**(基準 8-3-2 に係る状況)**

本学においては、一定年数以上勤務した教員について研究専念期間を設け、その間の非常勤講師任用経費の支給等によりこれを支援する、サバティカル制度を平成 21 年度から導入した。本研究科も、専任教員がこれに応募することを推奨しており、現在のところ、申請した全教員に対して研究専念期間が与えられている。

すなわち、平成 21 年度後期から国際私法専攻の教授 1 名に対し、平成 22 年度後期から民事訴訟法専攻の准教授 1 名に対し、平成 25 年後期から憲法専攻の教授 1 名に対し、それぞれ 1 年間の研究専念期間が与えられている。また、平成 29 年度後期から憲法専攻の准教授 1 名に対し、研究専念期間が与えられることになっている。《別添資料 83 国立大学法人千葉大学教員のサバティカル研修に関する規程》

**基準 8-3-3**

**法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。**

**(基準 8-3-3 に係る状況)**

本研究科の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助する職員として、本学法政経学部助手を兼務する形で、司書及び司書教諭の資格を有する職員を1名配置している。また、非常勤職員を本研究科助手室に配置し、学生へのアドバイスや教育上の事務補助を行わせている。《別添資料 84 平成 28 年度専門法務研究科助手室勤務時間表》

そのほか、本研究科学生をTAとして採用し、教材作成補助などの作業に就かせている（「基準 7-1-1 に係る状況（6）」参照）。《別添資料 63 千葉大学ティーチング・アシスタント実施要項》《別添資料 65 ティーチング・アシスタント制度の運用についての検討》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科は、小規模法科大学院ではあるものの、各分野について専任教員を揃え、年齢構成の点でもバランスの取れた教員組織を備えている。とりわけ強調すべきは、以下の諸点である。

① 千葉県弁護士会と密接な協力関係にあるため、実務家教員の人材が豊富であり、特に法律事務所において実習を行う「エクスターンシップ」を必修科目として開設することが可能になっている。

② 本研究科の教育の理念及び目標を実現するために、専門職大学院設置基準において必要とされる専属専任教員数を超えて、多くの専属専任教員を配置し、さらに、専属ではない専任教員も十分な人数が配置されている。

③ 一定年数以上勤務した専任教員について研究専念期間を設け、現在のところ、申請した教員のすべてに対して研究専念期間が与えられている。

### (2) 課題等

本研究科の専任教員のうち2名は、人文公共学府の博士前期課程の授業を担当している。いずれも専属専任教員ではないが、その授業負担のあり方が検討課題である。

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

##### （1）重要事項を審議する会議

本研究科は、専門職学位課程に係る独立の研究科として設置されており、他の研究科（例えば、本学において人文社会科学系の研究者養成を目的としている大学院人文公共学府）から、運営上の影響を受けることはない。

本研究科では、研究科の運営に関する重要事項を審議する会議として、教授会を設置している。教授会は、みなし専任教員を含む全専任教員（准教授を含む。）によって構成し、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、進級・修了認定及び入学者選抜等、本研究科に係る重要事項の審議を行う。教授会における審議は、前述したように他部局等から独立して行い、また上記の各事項について決定するためには必ず教授会の審議を経なければならないと定められていることから、本研究科は、教授会の審議を尊重して適切に運営している。なお、教授会は、月に1度（第2水曜日）開催することを定例としているが、必要に応じて臨時に開催することもある。《別添資料 80 千葉大学大学院専門法務研究科教授会規程》【解釈指針9-1-1-1、9-1-1-2、9-1-1-3】

教授会の審議を効果的に行うため、運営委員会を設置し、教授会に上程する予定の議題等のほか、管理運営上の諸事項の審議を行っている。運営委員会は、月に1度（第1水曜日）開催することを原則としているが、必要に応じて臨時に開催することも多い。

このほか、本研究科の基本的な方向性等について検討する将来構想委員会があり、その検討結果に基く決定を運営委員会や教授会で審議する場合もある。《別添資料 55 千葉大学大学院専門法務研究科各種委員会規程》

##### （2）研究科長等

本研究科の専任の長として、研究科長を置いている。研究科長は、教授会の構成員から推薦され、学長により任命される。その任期は、2年である。また、研究科長に事故ある場合に備えて、研究科長が指名した教授を職務代行者としている。《別添資料 80 千葉大学大学院専門法務研究科教授会規程》《別添資料 85 千葉大学学部長等選考規程》

**基準 9-1-2**

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準 5-1-1 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準 9-1-2 に係る状況）

**（1）事務組織**

本研究科の管理運営を行うための事務組織は、人文社会科学系事務部である。同事務部は、事務長の総括の下、26名の職員（週30時間勤務の職員8名を含む。）が本研究科、人文科学研究院、社会科学研究院、人文公共学府、文学部、法政経学部及び大学院人文社会科学研究科の事務を担当している。

本研究科に係る庶務、人事、会計、施設及び学務に関する事務は、事務長、総務係、経営係及び大学院学務グループが担当している。なお、教授会運営及び学生に対する窓口業務等は、専門員（グループリーダー）と法科大学院担当の係員2名（そのうち1名は、週36時間15分勤務）で対応しており、窓口対応の繁忙時には大学院学務グループの他の専門職員、係員も加わり対応している。また、入試業務や行事等の実施時には、上記事務部全体で対応する体制を組んでいる。《別添資料 86 人文社会科学系事務部事務組織図》

**（2）助手室**

上記（1）で説明した事務組織のほかに、本研究科の教室及び学生自習室のある建物に助手室を設置し、本研究科の教務事務及び図書室の管理業務を担当するスタッフ2名を配置している。すなわち、法政経学部助手を兼務し、司書及び司書教諭の資格を有する者1名並びに非常勤職員1名である。《別添資料 84 平成28年度専門法務研究科助手室勤務時間表》

**（3）研修**

教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修については、まだ適切に実施していない。今後、本研究科が実施するもののみならず、全学や、大学以外の関連団体等が実施するものを含め、研修の機会を充実させていくことを検討していきたい。

**基準 9-1-3**

**法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。**

**(基準 9-1-3 に係る状況)**

本研究科の設置者である国立大学法人千葉大学は、本研究科における教育活動等を適切に実施するための経費を負担し、本研究科において生じる収入及び本研究科の運営のために提供された資金等について、本研究科の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるように十分配慮している。

すなわち、本学は、本研究科の運営に係る財政上の事項について本研究科の意見を聴取する機会として、大学運営会議のほか、学長・理事と部局との懇談会等を随時行っており、そこで聴取した本研究科の意見を踏まえ、本研究科の運営に配慮した部局予算の配分決定を行っている。具体的には、学生の履修のため必要である法律情報データベースの費用、学生支援及び管理運営のために必要な非常勤職員等の人件費、エクスターンシップ等の現場実習科目のための非常勤講師給与などについて、本研究科の要望を取り込んだ予算措置が講じられている。

以上のように、本学は、上記の意見聴取の内容を十分に活かして、適切な財政的負担をしているといえる。《別添資料 87 平成 27 年度決算報告書（国立大学法人千葉大学）》《別添資料 88 平成 29 年度予算配分書 7 頁 平成 29 年度予算積算内訳（専門法務研究科相当）》《別添資料 89 平成 28 年度学長と部局教員との大学改革に関する意見交換について》【解釈指針 9-1-3-1】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科は、法科大学院として独立した大学院組織であるため、他部局の影響を受けることなく、その教育理念・目的に沿った運営を行うことができている。

### (2) 課題等

教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を充実させていくことが今後の検討課題である。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 基準ごとの分析

#### 10-1 施設、設備及び図書館等

##### 基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

##### (基準10-1-1に係る状況)

本研究科は、千葉大学西千葉キャンパス内の総合校舎1号館の4階及び5階に、教室、演習室、自習室及び図書室等の教育施設、研究科長室、会議室、助手室、非常勤講師室及び作業室等の管理・運営のための施設、さらに一部の本研究科専任教員の研究室を集中して配置している。《添付資料 履修案内79～80頁の平面図》

##### (1) 教室・演習室

教室、演習室としては、大講義室(410号室、179㎡、81席)、小講義室1(528号室、89㎡、40席)、小講義室2(527号室、90㎡、40席)、小講義室3(526号室、37㎡、24席)、小講義室4(525号室、37㎡、15席)及び演習室(522号室、37㎡、15席)を配置している。このうち小講義室1及び小講義室2は、双方向的・多方向的授業のための階段教室であるので、主にインテンシブ科目(2クラス開講科目)のために利用するほか(ただし、平成28年度以降の例外的状況については「基準1-1-2に係る状況(1)」を参照)、1年次科目、参加者数が少ない演習科目のためにも利用している。受講者総数がこれらの席数を超える科目については、大講義室を使用している。なお、小講義室4及び演習室は、自習室として使われることが多い。

大講義室については、裁判官・裁判員席、可動式の当事者席、証言台などを設けて法廷教室としても使用できるように整備しており、指向性マイクの設置などの音響設備も備えている。

本研究科が専用する教室は上記6室であるが、本研究科では、同一時限に同時に開講される授業科目の数が最多でも4つ(平成29年度は2つ)であることから、すべての授業を支障なく、効果的に実施することが可能になっている。なお、これらの教室では不足する場合に備えて、同じ建物内の教室(A327セミナー室など)を本学の他部局と調整した上で利用している。

以上の専用教室には、講義机、ホワイトボード、スクリーン、プロジェクター等が備え付けられ、板書による授業、ビジュアル機器を用いた授業など、多様な授業に対応できている。また、可動式のテレビ・ビデオ設備等を備えており、必要に応じて利用している。さらに、教材用DVD等を助手室で管理し、上記機器によって上映するなどして、授業資料として用いられている。このほか、平成27年度以降、金沢大学法科大学院との連携により、遠隔での双方向・多方向の授業を実施するため、大講義室にテレビ会議システムを整備した。さらに、教室内では無線LANへの接続可能である。《資料1 教室別備品・機器等》《資料2 可動式機器》

このように、本研究科では、研究科が提供するすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数の教室を備え、授業の効果的な実施に必要な設備及び機

器を整備している。【解釈指針10-1-1-1】

《資料1 教室別備品・機器等》

教室	机	椅子	備品
大講義室	27	81	講義机、ホワイトボード、固定スクリーン、プロジェクター、模擬法廷家具・用品、AVラック（マイク設備、VHSビデオ、ブルーレイディスク/DVDプレーヤー）、TV会議システム
小講義室1	12	40	講義机、脇机、ホワイトボード、固定スクリーン、プロジェクター、TV会議システム
小講義室2	12	40	講義机、脇机、ホワイトボード、固定スクリーン、プロジェクター
小講義室3	9	18	講義机、ホワイトボード、固定スクリーン、プロジェクター
小講義室4	15	15	ホワイトボード、ロッカー12
演習室	15	15	ホワイトボード、ロッカー18

《資料2 可動式機器》

機器	台数
液晶モニターテレビ	1台
VHS・HDD・DVD一体ビデオ	1台
撮影用ビデオ	2台
ノートパソコン	2台
プロジェクター	2台
録音用ICレコーダー	2台
拡声スピーカー	2台
移動スクリーン	2台
プロジェクター用台	2台
書画カメラ	1台

(2) 自習室

学生用の自習室としては、自習室1から自習室4までの4室及び演習室が利用されている。この中核をなすのは、自習室1（407号室、424㎡、120席）、自習室2（408号室、36㎡、10席）及び自習室3（409号室、36㎡、10席）であり、これだけで単年度の学生定員分の座席を提供することができる。

他方、本研究科の学生は修了2ヵ月後に司法試験を受験するので、それまでの期間はなるべく従前の学習環境から離れずに学修を継続できることが望ましい。そこで、本研究科では、特別研修生の制度を設けて、修了生の申請に基づいて当該身分を付与し、引き続き自習室の利用を認めている。そこで利用に供されているのが、自習室4及び演習室（いずれも前掲）である。なお、特別研修生には、図書室等の利用も認めている。《別添資料90 千葉大学大学院専門法務研究科特別研修生要項》

自習室には、学生用の座席（机のサイズは、横120cm×奥行70cm）を配置しており、毎年6月頃に院生会（学生の自治組織）が席割りを決定する固定座席（特別研修生用の座席を除く。）となっている。各座席の専用面積は3.04㎡であり、書架、電灯、椅子、LA

Nケーブルが付属しており、また、無線LANへの接続可能であるから、持込のパソコンと接続でき、LANを経由して法科大学院専用の授業情報サイトや学内外のウェブサイト等にアクセスできる。自習室への立入りは、カードキーにより管理されており、休日を含め24時間利用が可能である。なお、夜間及び休日には、自習室がある総合校舎A号館への立入りも、カードキーにより管理されており、その安全性が確保されている。《資料3 自習室備品等》《添付資料 履修案内15頁〔自習室使用規程〕》

本研究科学生専用の図書室及び情報検索室は、後出(3)のように、自習室に隣接して設置されており、カードキーにより自習室に入室すれば図書室及び情報検索室にも自由に入室することができる。これら有機的連携性を備えた施設全体が、24時間利用可能となっている。【解釈指針10-1-1-2】

《資料3 自習室座席数等》

自習室	座席数	ロッカー数
自習室1	120	120
自習室2	10	10
自習室3	10	10

(注) 臨時の自習室を除く。各室には、加湿器、空気清浄機等が備え付けられている。

(3) 図書館・情報検索室等

本研究科学生専用図書館(405号室、110㎡)は、「専門法務研究科図書室」の名称で、自習室に隣接して設置されている。

同図書室には、4,187図書、参考書、実務書、46タイトルの判例集、雑誌類、法令集等の紙媒体資料を配架し、学生の教室外学習のための利用に供している。配架資料は原則として図書室からの帯出を禁止し、複写のための複合機、学習用の机と椅子を備えている。

《資料4 図書室及び情報検索室の設備》《別添資料91 専門法務研究科図書室利用案内》

同図書室では不足する資料については、大学附属図書館や法政経学部法学資料室の資料を利用することで補っているが、それら資料の充実については、教員の推薦、学生の購入希望を聴き、法学系図書委員会において審議して選定・購入することにより、常に最新の図書・資料を入手することができるよう管理している。【解釈指針10-1-1-3】

図書室に併設された情報検索室(406号室、38㎡)では、各種のデータベース情報を検索・入手する作業と、小規模な討論と自主ゼミを行うことができるよう、設備を配置している。すなわち、パソコン8台を設置した上で、本研究科のウェブ授業情報ページ及びオンラインデータベースに接続して検索・利用することができる状態にし、さらにプリンター複合機1台と繋げて印刷を可能にしている。《資料4 図書室及び情報検索室の設備》

上記のオンラインデータベースとしては、大学全体で契約し、キャンパス内から(IP認証により)自由に接続できるもののほかに、学生及び教員が個人IDを付与され、学内外で自由に利用することができることとしている法律関係データベースがある。後者は、TKC「法科大学院教育研究支援システム(有斐閣「Vpass」含む。 )」、LIC「LLI 統合型法律情報システム」及び第一法規出版「D1-Law.com」の3種類である。【解釈指針10-1-1-3】

図書室及び情報検索室は、助手室が管理しており、自習室と合わせてカードキーによる入室管理が行われている。その利用は、原則として本研究科の教員と学生に限られる。図

書室は、他研究科等の学生も、許可を得たときは利用が認められるが、その利用時間は平日の9時から17時までであり、本学附属図書館に配架がなく専門法務研究科図書室にしか配架されていない資料についての利用があるにすぎない。

専門法務研究科図書室を管理しているのは、司書及び司書教諭の資格を持つ職員（法政経学部法学資料室司書を兼任している。）である。本学附属図書館及び前記法学資料室における司書の経験を重ね、法情報調査に関する基本的素養を備えた人材であり、「法律図書館連絡会」の研修等にも定期的に参加している。【解釈指針10-1-1-4】

《資料4 図書室及び情報検索室の設備》

図書室	配架判例集	最高裁判所判例集（民事及び刑事）等
	配架判例解説集	最高裁判所判例解説（民事篇及び刑事篇）
	配架図書	4,187冊
	配架雑誌	35タイトル
	机	4台
	椅子	16脚
	プリンター複合機	1台（生協よりリース）
情報検索室	パソコン	8台
	プリンター複合機	1台
	討論・自主ゼミ用スペース	
	机	2台
	椅子	10脚
	ホワイトボード	1台

（4）本研究科学生の専用スペース

本研究科の主要施設が置かれている総合校舎A号館の各階には、学生用のリフレッシュルームが設置されている。そのうち5階部分（A504号室、36㎡）は、本研究科学生の専用スペースとなっている。

もともと、このスペースは、学生の自由な語らいと食事・休息の場として設けられたものであるが、本研究科学生の専用部分については、自主ゼミや議論の場として活用したいという学生の要望に応じて、ホワイトボードを置くなどして、多目的に利用できるようにしている。《資料5 専用リフレッシュルーム備品》

授業外における自主ゼミ等のディスカッションの場としては、上記情報検索室やリフレッシュルームのほか、本研究科が専用する教室群について、授業に利用しない時間帯においては、あらかじめ届け出させた上で自主ゼミ等の場として利用を認めている。なお、平成27年度からは、ウェブ上で教室の空き状況などが確認できるようにしている。《別添資料10 ウェブ授業情報ページ「教室使用予定表」（例）》

## 《資料5 専用リフレッシュルーム備品》

備品	数量
8人用カウンター	1台
机	3台
椅子	16脚
ホワイトボード	1台
流し	1台
洗面台	2台

**(5) 教員室等**

本研究科の専任教員は、みなし専任教員を含めて、すべて自らの研究室（20㎡前後）を1室有している。すなわち、みなし専任教員室が本研究科の主要施設がある総合校舎1号館の5階に2室配置されているほか、本研究科の専任教員（研究者教員）6名の研究室が、同じフロアに設けられている。他の専任教員は、文学部・法政経学部2号棟や、人文社会系総合研究棟にある研究室を利用しているが、いずれの建物も総合校舎1号館に隣接しており、授業等のための教員や学生の移動に支障はない。

非常勤講師に対しては、授業準備、教材作成等のために非常勤講師室（5階、509号室、18㎡）を配置し、事務机・椅子、パソコン（インターネット接続付き）、プリンター、応接用ソファなどを備えている。【解釈指針10-1-1-5】

学生との面談のための特別のスペースは設けていないが、本学所属教員は個人研究室で個別の面談を行うことが可能である。また、非常勤講師に対する面談や複数の学生との面談は、総合校舎1号館5階の非常勤講師室及び小会議室のほか、空き教室、法学系カンファレンスルーム（文学部・法政経学部2号棟の2室）などを利用することが可能である。【解釈指針10-1-1-6】

**(6) 施設の安全管理**

前述したように、学生自習室への立ち入りは、常にカードキーにより管理されており、また、教員の研究室の鍵は各教員が責任を持って管理している。そして、夜間及び休日には、全ての校舎への立ち入りがカードキーにより管理されている。したがって、通常利用時及び緊急時において、学生や教職員等の平穏安全が脅かされない環境が整備されていることになる。【解釈指針10-1-1-8】

以上のとおり、本研究科の施設は、基本的に総合校舎1号館の4階及び5階に集約されており、実質的に本研究科の専用とされている。もっとも、形式的にみれば、教室等は全学の共用施設であるが、實際上、本件研究科の授業日程等の特殊性から、他部局の授業等が行われることはなく、本研究科の教育を支障なく行うことが可能になっている。【解釈指針10-1-1-7】

したがって、本研究科には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられている。

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

① 学生向けの自習室の特長として、すべての学生の固定座席は、基本的には一つの自習室の中に配置し、休祝日を含めて24時間の使用を認めている。この自習室は、授業の行われる教室と同一建物内にあつて、相互に近接した位置にあり、教室外学習のために利用される図書室・情報検索室とも連続しており、これらの有機的連携が確保されている。また、各自の座席には、電源とインターネット接続のためのコンセントが用意されている。また、教室及び自習室では無線LANへの接続が可能である。

② 法科大学院の様々な授業を想定して、各教室の機能を高める措置をとっている。最も頻繁に用いられる2つの小講義室は、双方向的・多方向的授業のための階段教室となっている。また、大講義室は模擬法廷教室を兼ねており、必要な場所に指向性マイクが取り付けられており、模擬裁判の授業に支障がないように整備されているほか、遠隔地向けの授業のためにテレビ会議システムも整備されている。

③ 自習室や教室以外についても、学生が法科大学院で学習する様々な場面を想定して、これを支援する設備、備品を配備している。たとえば、リフレッシュルーム、情報検索室などにおいては、随所にホワイトボードが設置されており、学生が活発な自主ゼミを行う環境が整えられている。また、空き教室の状況も、ウェブ上で確認することができ、自主ゼミ等に有効活用されている。

④ 特別研修生の制度を設けて、本研究科修了後の一定期間、本研究科の自習室、図書室等は無償で利用することができる。期間経過後も、申請により期間を延長することが可能である。

⑤ 本研究科の助手室には、司書及び司書教諭の資格並びに法情報調査に関する基礎的素養を備えている職員1名を配置している。

### (2) 課題等

特になし。

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 基準ごとの分析

#### 1 1 - 1 自己点検及び評価

##### 基準 1 1 - 1 - 1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況）

##### （1）自己点検・評価に関する体制

本研究科は、特に教育面を中心とする自己点検及び評価を行うために自己点検・評価委員会を設けており、本研究科の教育活動等の状況について点検・評価を行い、隔年に自己評価書を作成している（千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程第3条・第4条）。

具体的には、自己点検・評価委員会の内部に教育改善委員会を設置し、毎学期に各教員から出される自己点検報告書等を精査して、教授会に教育改善案を提出することとしているが（同規程8条）、実際には、教授会の審議に先立って、事前の検討を行う運営委員会が意思決定機関として重要な役割を果たしている。また、改善のための具体的な立案は、通常は学務委員会及び入試委員会が行うが、改善に向けた基本的なアイデアが、教育方法研究会において各教員から提案されることも多い（「基準 5 - 1 - 1 に係る状況」も参照）。

以上のように、本研究科では、自己点検及び評価を実施するための適当な体制を整備し、各種委員会等が連携して、かつ教授会や教育方法研究会において全構成員の意見を踏まえるという形で、小規模法科大学院の特性を活かした自己改善に取り組んでいる。《別添資料 41 千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程》《資料 1 自己点検・評価委員会関係組織図》【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 1、1 1 - 1 - 1 - 3】

##### （2）自己点検・評価の具体的内容

【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 2】は、「適切な評価項目」として以下の点を挙げる。

- （1）教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況に関すること
- （2）教育内容及び方法に関すること
- （3）成績評価並びに進級及び修了の認定に関すること
- （4）入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること
- （5）収容定員及び学生の在籍状況に関すること
- （6）学生の学習、生活及び就職の支援に関すること
- （7）教員組織及び教育能力に関すること

千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程3条は、本研究科における点検・評価事項における観点を明示しているが、上記の(1)は同条1号に、(2)は同条2号、3号及び5号に、(3)は同条4号に、(4)は同条6号①～③に、(5)は同条同条④に、(6)は同条7号及び15号に、(7)は同条8号に、それぞれ含まれている。

なお、本報告書において、上記(1)の観点に基づく自己点検・評価は第1章で、(2)のそれは同第2章、第3章及び第5章で、(3)のそれは同第4章で、(4)及び(5)のそれは同第6章で、(6)のそれは同第7章で、(7)のそれは同第8章で、それぞれ具体的に示している《別添資料41 千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程》。

#### 【解釈指針11-1-1-2】

### (3) 外部評価

本研究科では、隔年に外部評価委員会を設置し、その評価を受け、その結果を公表することとしている(同規程第5条)。直近では、平成27年度に前年度に係る自己評価書を作成し、外部評価委員会の評価を受けている。これらの自己報告書は、各年度に関する年次報告書とともに、本研究科のウェブページ上で公開している。《別添資料3 本研究科ウェブページ「公開資料」》《別添資料53 千葉大学法科大学院年次報告書(平成29年6月)の記載項目》

この委員会は、法科大学院の教育研究活動に高い識見を有する3名の委員により構成することとしているが、社会における法的紛争解決のニーズに適合した教育が行われているかを的確に判断するためには実務法曹をその委員に加える必要があるとの考慮から、そのうち1名は法律実務家であることと定めている。平成27年度に実施した外部評価における評価委員は、砂山晃一氏(株式会社丸山製作所 常任監査役)、長谷部由起子氏(学習院大学法科大学院教授)及び宮嶋康明氏(千葉県弁護士会副会長)である(いずれも肩書は当時)。本研究科の社会的機能等に鑑みて、毎回の外部評価においては、職域的にバランスのとれた委員構成にしている。《別添資料41 千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程》《別添資料93 平成27年度千葉大学大学院専門法務研究科外部評価委員会議事要録(平成27年9月5日)》【解釈指針11-1-1-4】

### (4) 自己点検・評価及び外部評価の結果の活用

特に教育課程や成績評価については、教育方法研究会、運営委員会、学務委員会などにおいて問題点が指摘され、改善がなされることも少なくなく、機動性が要求される法科大学院においては、実際にはこの種の改善が大多数を占めている(「基準5-1-1に係る状況」参照)。

そのため、研究科内の委員会からの改善の提案が実現され、外部評価委員会等において、その妥当性等が事後的に評価されることが多いが、外部評価委員会の意見が改善の端緒になっている場合も少なくない。

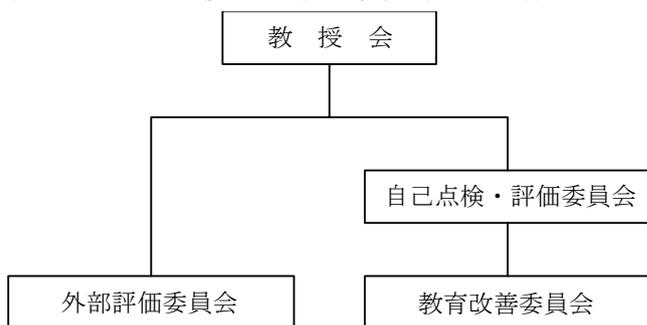
たとえば、まず、平成21年度に外部評価委員会から、非常勤講師など学外で採点を行うため試験答案を学外に持ち出す場合には、万一答案を紛失等した場合に備えて、試験答案のコピー作成等の措置を採るべきである旨の指摘を受けたことから、同年度の後期学期末試験以降、この措置を徹底しており、その後も規程改正を繰り返して、厳格な規範を設定するに至っている。《別添資料92 学生の成績評価に関する情報の取扱手順書》

次に、教育補助者の不足については、平成25年度の外部評価委員会において指摘され、平成26年度から、本研究科助手室の業務について、従来 of 学生アルバイト等に代えて非常勤職員1名を雇用した。《別添資料93 平成27年度千葉大学大学院専門法務研究科外部評価委員会議事要録(平成27年9月5日)》

さらに、平成27年度の外部評価委員会からは、パンフレットにおける入試関係の記述がわかりにくいとの指摘があり、翌年度から改めた。また、千葉大学の学部生を法科大学院に誘導するような試みについての示唆もあり、平成28年度からは、学部のオリエンテーションなどにおいて本研究科をアピールする場を設けたり、従来とは異なり、千葉大生向けに特化した入試説明会を開催するなどしている。《別添資料54 平成29年度千葉大学法科大学院説明会次第》

以上のように、本研究科の自己点検及び評価の実施体制は、その結果が本研究科の教育活動等の改善に活用されるよう十分配慮して整備されている。【解釈指針11-1-1-1】

《資料1 自己点検・評価委員会関係組織図》



## 1 1 - 2 情報の公表

**基準 1 1 - 2 - 1**

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

**(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)**

本研究科の教育活動等に関する重要事項は、毎年度、簡潔な形で大学院パンフレットにおいて公開しており、より詳細な情報公開は、ウェブページ上において公開している。

すなわち、パンフレットにおいては、①カリキュラム（修了に必要な単位数、主要な授業科目）、②教育の特色、③学生サポート、④教員紹介、⑤学生生活、⑥修了生・就職（司法試験合格者数及び実務法曹としての活動状況や稼働都道府県の情報を含む）、⑦入学者選抜などについて記述し、さらに、在学生・修了生の状況について在学生及び修了生の文章を掲載している。授業風景、教材、施設・設備などに関する写真を多用し、教育活動等の状況が生き活きと伝わるよう工夫している。また、入学者選抜の詳細な情報や、学費及び奨学金等の学生支援制度についての説明は、毎年度の『学生募集要項』においてこれを説明している。これらのパンフレット及び募集要項は、本研究科窓口において無料で配布しているほか、パンフレットについては学内及び学外の入試説明会において配付している。《別添資料1 パンフレット》《別添資料5 各募集要項》

また、本研究科のウェブページは、①トップページ、②研究科概要、③入学者選抜、④教育、⑤学生生活、⑥教員組織、⑦修了生の動向、⑧Q & A、⑨証明書、⑩アクセス・お問い合わせ・サイトマップの各ページから構成されている。

このうち、②において、教育の理念及び目標の他、本研究科の特徴及び各種資料（研究科の基本情報、外部評価結果、法科大学院認証評価結果、及び、年次報告書）が、③において、入学者受入れ指針（アドミッション・ポリシー）や入学試験制度の概要が、④において、カリキュラムの内容、少人数教育という特色、勉学環境、及び、学士課程教育との接合が、⑤において、学費・奨学金及び院生の一日並びに年間スケジュールといった学生の生活状況が、⑥において、各教員についての情報が、⑦において、司法試験合格状況、就職状況、修了生組織の紹介、及び、修了生からのメッセージが、それぞれ公にしている。

《別添資料3 本研究科ウェブページ》

【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1】が公表を求める（1）～（12）の公表状況は以下のとおりである。

（1）設置者に関することは、ウェブページの②各種資料（研究科の基本情報）において、（2）教育の理念及び目標に関することは、ウェブページ②において、（3）教育上の基本組織に関することは、ウェブページ②各種資料（研究科の基本情報）において公表している。

（4）教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関することは、パンフレット④及びウェブページ⑥において公表している。なお、一部欠落はあるものの、研究者教員については、担当授業科目名、主な職歴、及び主な研究業績が、実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作が、そして、専任教員については学外での主な公的活動及び社会貢献活動をそれぞれ公にしている。不十分な点は早急に対処したい。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 3】

（5）入学者受入方針、適性試験の利用方法、並びに志願者、受験者及び入学者の数そ

の他入学者選抜に関することは、パンフレット⑦及びウェブページ③において、(6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関することのうち、収容定員については、パンフレット⑦及びウェブページ⑦において、それぞれ公表している。

(7) 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することのうち、修了認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、本研究科のウェブページでは公表していないものの、千葉大学のウェブページにおいて、「千葉大学 大学院における学位授与の方針 専門職学位課程（法科大学院の課程）」として公表している。また、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）も同ウェブページの「千葉大学 大学院における教育課程編成・実施の方針 専門職学位課程（法科大学院の課程）」で公表している（「基準2-1-1に係る状況（1）」を参照）。標準修業年限はパンフレット⑦及びウェブページ③において、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画は、パンフレット①並びに②及びウェブページ④におけるカリキュラム内容において公表している。《別添資料3 千葉大学ウェブページ 千葉大学 学位授与の方針 専門職学位課程（法科大学院の課程） 千葉大学 大学院における教育課程編成・実施の方針 専門職学位課程（法科大学院の課程）》

(9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関することは、パンフレット②及びウェブページ②の本研究科の「特徴」において、(10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関することは、パンフレット③及びウェブページ⑤において、(11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することは、パンフレット③において、(12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他の修了者の進路に関することは、パンフレット⑥及びウェブページ⑦において、それぞれ公表している。

なお、(6) のうち在籍者の数及び進級の状況に関すること、(7) 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、(8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関することは公表しておらず、今後の検討課題である。

さらに、上記(1)～(12)のほか、教育の理念及び目標に基づき学生が修得すべき知識及び能力に関する情報は公表しておらず、この点も検討したい。【解釈指針1-1-2-1-2】

**基準 1 1 - 2 - 2**

**評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。**

**(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)**

本研究科では、授業科目に関する情報、組織運営に関する情報、教員に関する情報などの区別に応じて、次のとおり管理している。

まず、授業資料については、教材等の学生に配布した資料、出席簿・発言評価簿など平常点の評価に必要な資料、試験問題及び答案、レポート、学生授業評価アンケートその他学生からの提出物など、一切の資料を助手室に提出すべきものとしている。授業に関して教員が最後に作成する学生評価・自己点検報告書を含めて、助手室ではこれらを授業科目ごとにファイルに整理して保管している。《別添資料 94 ご案内とお願い（学務委員会・平成 27 年 4 月）》

また、組織運営に関する情報（会議資料・議事録等）は、事務部総務係又は大学院学務グループにおいて保管されている。《別添資料 95 国立大学法人千葉大学法人文書管理規則》

さらに、教員の教育業績、研究業績等に関する個人調書の他、基準 1 1 - 2 - 1 に定める各文書は、事務部総務係において管理している。なお、修了生に関する情報は、事務部大学院学務グループにおいて管理している。【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】

これらの情報の管理は、主として本研究科の P D C A サイクルの運用のために行われるものであるから、可用性の高い状態で保管している。特に、授業科目に関する情報は、助手室で一括的に管理しており、教育改善委員会による点検等において有効に機能している。また、いずれの情報も、求めがあれば速やかに提出できる状態にある。《別添資料 29 授業資料の閲覧等に関する要領》【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科は、小規模法科大学院という特性を活かして、機動的な自己点検・評価を実施している。特に、原則としてすべての授業科目について、期末アンケートのみならず中間アンケートをも実施し、その結果を直後に開催する教育方法研究会で取り上げ、必要な改善につなげている。また、自己点検・評価委員会、その下部組織である教育改善委員会外部評価委員会等において、日常的な点検・評価の当否を含めて、定期的な評価を行っている。

### (2) 課題等

本研究科ウェブページにおける教員組織紹介が不十分である点や、在籍者の数及び進級の状況に関すること、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、学修の成果に係る評価、進級及び修了の認定に当たっての基準に関することが公表されておらず、今後の検討課題である。